

363
480

本庄町誌



始



特 233
83



本
庄
町
誌

全



例言

- 一、表題『本庄町誌』は本庄町長宮下林平氏の揮毫を煩はしたり。
- 二、本書編纂に際し、資料の蒐集検討及叙述は、本庄町助役瀧澤五郎氏専ら之に當り、記事の修辭校正は本庄尋常高等小學校訓導久保田豊太郎氏、記録の淨書は本庄町書記廣江佐吾氏之を擔當せり。
- 三、本庄町長宮下林平氏、本庄尋常高等小學校長富澤茂重氏、本庄商工會長中原政太郎氏は本書の編纂事業に多大の後援を興へられ、嚴正なる校閲の下に本書の完成を見るに至れり。
- 四、本書に採録せる歴史上の事實は、文政年間徳川幕府の編に係る新篇武藏風土記稿、諸井六郎氏著徳川時代之武藏本庄、小暮秀夫氏著兒玉郡誌及同氏著本庄町誌に據るもの多く、又明治初期の沿革は埼玉縣誌熊谷町誌稿より抜粹し、明治中期以降及現代誌は、本庄町役場保存の文書より之を採録す。會社・工場・各種團體・教會等は實地に就き調査の上之を記載せり。

五、本書に輯録せる事實は、精細調査の上記述せるものなれば、其の正確なるべきを信ずるも、如何にせん本書編纂事業は、短日月の間に完成の必要に迫られ、資料の蒐集検討に充分なる餘日を興へられざるの憾あり、従つて不備の所又は錯誤の記事なきを保し難し、大方識者の指摘を俟つて他日の完璧を期せんとす

六、各種團體及會社・工場・組合等の現況は、昭和八年度末又は昭和九年十二月末現在を示せり。

昭和九年十二月

本庄商工會

本庄町誌目次

第一章 總 說	一	第二章 忠 節 錄	三
第一節 位置及地勢	一	第一節 戰病死者	三
第二節 廣袤及面積	二	一、明治廿七八年日清戰役の陣歿者	三
第三節 氣 候	五	二、明治卅七八年日露戰役の陣歿者	三
第四節 沿革の概要	七	三、大正七八年西伯利事變の陣歿者	三
一、中古以來の沿革	七	第二節 出征軍人	三
二、明治維新以降の沿革	二	一、明治廿八年及卅五年日清日露兩戰役從軍者	三
三、明治以降の戸數及人口	二	二、明治卅七八年日露戰役從軍者	三
四、舊蹟 本庄城址	三	三、大正三年乃至九年事變從軍者	三
五、古來の大火災	三		
六、明治四十三年の大水害	八		
第二章 聖 蹟 錄	九		
一、明治天皇御巡幸	九		

四、昭和六七年滿洲事變及上海事變從軍者……………六八
 第三節 忠魂碑……………七一

第四章 神社誌……………七二

縣社 金鑽神社……………七三
 無格社 阿夫利天神社……………七三
 無格社 愛宕神社……………七四
 無格社 八坂神社……………七五
 無格社 稻荷神社……………七五
 無格社 諏訪神社……………七六
 附記 市神の事(天王祭)附市場の由來……………七七

第五章 寺院誌 附佛堂……………八〇

龍蓋山 佛母寺……………八〇
 威徳院 高尾山飯繩大権現……………八〇
 若泉山 安養院……………八一
 無量寺 普寛堂……………八二
 附屬佛堂……………八四

第六章 行政誌……………九一

第一節 町役場……………九一
 一、最初の町役場……………九一
 二、第二次の役場位置……………九一
 三、第三次の役場位置(現役場)……………九二
 第二節 吏員……………九二
 第一、幕府時代の宿役人……………九二

南養山 泉林寺……………八五
 菅靈山 慈恩寺……………八五
 馬周山 西廣寺……………八六
 疊秀山 開善寺……………八七
 要行山 圓心寺……………八八
 先救院 吞龍上人奉安堂……………八八
 鉢形山 城立寺……………八九
 藥王山 大正院……………九〇
 東巖寺……………九〇

一、地方事務……………九二
 二、往還事務……………九三
 第二、明治維新以後の町吏員……………九三
 一、戸長及副戸長……………九三
 二、立會人及惣代人……………九四
 三、戸長の公選と任期制定……………九六
 四、官選戸長の設置……………九六
 五、筆生……………九七

第三、町村制施行以後の町吏員……………九七
 一、町長……………九七
 二、助役……………九八
 三、収入役……………一〇〇
 四、書記……………一〇一
 五、區長及區長代理者區の分割と變遷……………一〇二
 六、委員……………一〇八

第三節 町會……………一二三

第一、町村制施行以前の町會……………一二三
 一、町會の創設……………一二三
 第一回町會議員(明治二年選舉)……………一二四
 第二回町會議員(明治三年選舉)……………一二四
 第三回町會議員(同七年選舉)……………一二五
 第四回町會議員(同七年選舉)……………一二五
 三、町會の第二次組織改正……………一二五
 第五回町會議員(明治七年選舉)……………一二六

第二、町村制施行以後の町會……………二六

一、最初の町會……………二六

議員定數・選舉人の級別・議員の任期

第一回町會議員(明治二年選舉)……………二六

補缺選舉町會議員(同四年選舉)……………二七

第二回町會議員(同五年選舉)……………二七

補缺選舉町會議員(同五年選舉)……………二八

補缺選舉町會議員(同七年選舉)……………二八

第三回町會議員(同七年選舉)……………二八

第四回町會議員(同九年選舉)……………二九

補缺選舉町會議員(同九年選舉)……………二九

第五回町會議員(同九年選舉)……………二九

補缺選舉町會議員(同十年選舉)……………二九

第六回町會議員(同十年選舉)……………三〇

補缺選舉町會議員(同十年選舉)……………三〇

第七回町會議員(明治十年選舉)……………三〇

第八回町會議員(同十四年選舉)……………三〇

二、町會の第一次組織改正……………三二

單記投票・議員任期

第九回町會議員(大正二年選舉)……………三二

第十回町會議員(同四年選舉)……………三三

第十一回町會議員(同十年選舉)……………三三

三、町會の第二次組織改正……………三三

選舉人の納稅要件中直接國稅納額撤廢

選舉人の級別廢止

第十二回町會議員(大正四年選舉)……………三三

四、町會の第三次組織改正(普通選舉)……………三四

選舉人の納稅要件撤廢・小學校教員・神職・

僧侶・諸宗教師の被選舉權・盲人の點字投票

第十三回町會議員(昭和四年選舉)……………三四

第十四回町會議員(同八年選舉)……………三五

第四節 教育……………三五

第一、小學校……………三五

教育制度の變遷・明治五年學制頒布・明治十二年教育令・明治十三年教育令改正・明治十九年小學校令・明治二十五年小學校令改正・明治三十四年小學校令改正・明治四十一年小學校令改正

一、本庄小學校……………三七

1、小學校の創立……………三七

2、小學校舎の建築……………三七

3、校地校舎の擴張……………二八

二、組合立高等小學校……………二八

1、高等小學校の設立……………二八

2、組合組織の變更……………二八

3、校舎假用と校舎建築……………二八

4、校舎増築……………二九

5、組合立高等小學校廢止……………二九

三、本庄男子尋常高等小學校……………二九

四、本庄女子尋常高等小學校……………三〇

五、本庄尋常高等小學校……………三〇

1、校數並に位置變更指定……………三〇

2、高等小學校併置……………三〇

3、校舎新築と男子部女子部の併合……………三三

4、校舎増築……………三三

5、奉安殿建築……………三三

六、小學校職員及兒童……………三三

1、小學校長並職員……………三三

2、兒童並卒業生……………三四

3、學校醫……………三八

第二、附設町立商業補習學校……………三九

組織・職員及生徒

第三、附設 町立裁縫女學校……………一四〇
組織・職員及生徒
 第四、本庄實科高等女學校……………一四一
設置・編制・職員生徒及卒業生
 第五、埼玉縣本庄高等女學校……………一四三
 1、校舎……………一四三
 2、職員……………一四四
 3、生徒及卒業生……………一四五
 4、學校醫……………一四六
 第六、本庄町立青年訓練所……………一四六
 第五節 土 木……………一四七
 第一、町村道宮本町二本松線(中學校道)改修事業……………一四七
 第二、南北幹線道路改修事業……………一四七
 第三、南部幹線延長道路改修事業……………一四九
 第四、町村道昭和通改修事業……………一五〇

第五、其他の町村道路改修事業……………一五二
 第六、府縣道本庄伊勢崎線改修事業……………一五二
 第七、公園の設置……………一五三
 第六節 衛 生……………一五三
 一、初期の避病院建築……………一五三
 二、隔離病舎の建築……………一五三
 三、傳染病院設置……………一五四
 四、町醫及傳染病院主任醫……………一五四
 五、火葬場……………一五五
 六、衛生組合……………一五五
 組合の創設・組合組織變更・組合區の設置役員
 第七節 警 備……………一五六
 一、消防組の組織……………一五六
 二、防火用水堀の新鑿……………一五九
 三、公設消防組の設置……………一五九

1、編制(十一部制)……………一五九
 2、常備器具……………一六一
 3、役 員……………一六一
 四、消防組の第二次組織變更……………一六一
 1、消防組の組織(三部制)……………一六一
 2、火の見塔の建設と事務所新築……………一六三
 3、役 員……………一六三
 五、消防組の第三次組織變更……………一六五
 1、消防組の組織(四部制自動車ポンプを加ふ)……………一六五
 2、役 員……………一六六
 3、モーターサイレンと火災報知器の設置……………一六七
 六、防火用水道の敷設……………一六八
 七、消防組の第四次組織變更……………一六九
 1、消防組の組織(二部制)……………一六九
 2、消防器具及設備……………一七〇

3、役 員……………一七〇
 八、表 彰……………一七一
 第八節 社會事業……………一七三
 一、救護事業……………一七三
 1、被救護資格者……………一七三
 2、方面委員……………一七二
 3、救護成績……………一七三
 二、本庄町職業紹介所……………一七三
 1、設 置……………一七三
 2、職 員……………一七三
 3、業務成績……………一七四
 三、公益質屋本庄町共榮所……………一七四
 1、設 置……………一七四
 2、職 員……………一七五
 3、業務成績……………一七五

第九節 財政……………一七

一、明治廿二年以降町費累年一覽表……………一七

二、明治廿二年度以降町歲入並町稅一覽表……………一七

三、諸稅負擔狀況……………一八

四、納稅貯金組合……………一八

1、組合設立狀況……………一八

2、組合納稅成績……………一八

3、納稅貯金組合一覽……………一八

4、納稅貯金組合聯合會……………一八

第七章 銀行・會社・工場……………一八

第一節 銀行……………一八

一、株式會社武州銀行本庄支店……………一八

二、株式會社第八十五銀行本庄支店……………一八

三、株式會社足利銀行本庄支店……………一八

第二節 會社……………一九

一、本庄無盡株式會社……………一九〇

二、青果魚市場株式會社……………一九〇

三、丸庄製絲株式會社……………一九一

四、株式會社本庄蠶種冷藏庫……………一九一

五、株式會社劇場常盤座……………一九二

六、本庄電氣軌道株式會社……………一九二

七、本庄合同運送株式會社……………一九二

第三節 工場……………一九三

一、富士瓦斯紡績株式會社本庄工場……………一九三

二、製絲工場……………一九三

明治三十八年以降生絲製產高一覽……………一九五

1、丸庄製絲株式會社本庄工場……………一九六

2、昭榮製絲株式會社本庄工場……………一九六

3、桶館製絲株式會社本庄工場……………一九七

4、武州製絲場……………一九七

5、合資會社沖山製絲所……………一九

6、鶴卷製絲所……………一九

7、增澤製絲所……………一九

8、合資會社日榮製絲所……………一九

9、林合資會社製絲場……………一九

第八章 官公署團體誌……………二〇〇

第一節 本庄町所屬各種團體……………二〇〇

一、本庄商工會……………二〇〇

1、創立……………二〇〇

2、事業……………二〇一

3、役員……………二〇二

二、本庄町各種商工業者組合……………二〇四

三、本庄町農會……………二〇六

1、創立……………二〇六

2、事業……………二〇六

3、經費……………二〇六

4、役職員……………二〇七

四、本庄町農事及養蠶業者組合……………二〇九

1、農事組合……………二〇九

2、養蠶實行組合……………二〇九

3、穀物受檢組合……………二一〇

五、有限責任本庄町信用組合……………二一〇

1、設立……………二一〇

2、役員……………二一一

3、事業成績……………二一三

六、帝國在鄉軍人會本庄町分會……………二一四

七、本庄町青年團……………二一六

八、本庄町淑女會……………二一八

九、本庄町聯合少年團……………二一九

十、本庄町教育會……………二二〇

一、本庄町保勝會……………三二
 第二節 本庄町所在官衙・公署・學校・幼稚園……………三三
 一、本庄警察署……………三三
 二、熊谷區裁判所本庄出張所……………三四
 三、蠶業取締所本庄支所……………三六
 四、本庄土木事務所……………三七
 五、穀物検査所本庄出張所……………三八
 六、生産検査員本庄派出所……………三〇
 七、本庄郵便局……………三〇
 八、本庄驛……………三三
 九、埼玉縣立本庄中學校……………三九
 十、鹽原高等裁縫女學校……………四二
 十一、本庄岩田幼稚園……………四四
 十二、本庄幼稚園……………四四
 第三節 本庄町所在公共團體並各種團體……………四五

一、九郷阿保領用水普通水利組合……………四五
 二、利根川外四箇川水害豫防組合……………四六
 三、兒玉郡行政事務會……………四七
 四、兒玉郡教育會……………四八
 五、兒玉郡小學校教員會……………五〇
 六、兒玉郡青年團……………五二
 七、兒玉郡處女會……………五三
 八、帝國在郷軍人會兒玉郡聯合分會……………五四
 九、兒玉郡醫師會……………五五
 十、埼玉縣神職會兒玉郡支會……………五七
 十一、兒玉郡氏子崇敬者總代會……………五九
 十二、兒玉郡佛教會……………五九
 十三、埼玉縣社會事業協會兒玉郡支部……………六一
 十四、兒玉郡農會……………六二
 十五、有限責任兒玉郡乾繭販賣利用組合……………六三

十六、産業組合兒玉郡部會……………六六
 十七、兒玉郡養蠶業組合……………六七
 十八、埼玉縣蠶種業組合兒玉郡支部……………六八
 十九、埼玉縣繭絲同業組合兒玉郡支部……………六九
 二十、兒玉郡織物業組合……………七一
 廿一、埼玉百合根同業組合……………七三
 第九章 教會……………七五
 一、天理教 日本橋大教會 本庄支教會……………七五
 二、天理教 日光大教會 東本庄宣教所……………七六
 三、日本メソヂスト本庄教會……………七七
 一、本庄町 町 章……………現町長 宮下 林平
 本庄町 役 場……………
 一、戸長 田村 左惣治……………前町長 諸井 興久
 前町長 持田 直……………

口繪寫眞目次

一、前町長 田村伊勢七……………前町長 松本文作
 前町長 小林濱次郎……………市街地(其の一―其の三)
 一、本庄町 町 展望……………
 一、本庄町市街地(其の四―其の七)
 一、縣社 金 鑽 神社……………阿夫利天神社
 一、稻荷神社(城山公園)
 一、若泉山 安養院……………要行山 圓心寺
 一、高尾山 飯繩大權現……………普 寬 堂
 一、本庄 警 察 署……………埼玉縣立本庄中學校
 一、本庄 高 等 女 學 校……………本庄尋常高等小學校
 一、鹽原高等裁縫女學校……………蠶業取締所本庄支所
 一、本庄 驛……………本庄 郵 便 局
 一、本庄町信用組合……………乾繭組合 倉庫
 一、櫻ヶ岡公園……………本庄 消 防 組
 一、若泉公園(其の一―其の二)
 一、若泉公園(其の三)
 阪 東 大 橋



長 町
平 林 下 宮



章 町 庄 本



場 役 町 庄 本



戸長 川村 左衛門 治



町前 長持 田直



町前 長壽 井興久



七勢伊村田長町前



郎次濱林小長町前



作文本松長町前



郎次濱林小長町前

作文本松長町前



望 展 の 町 庄 本



【一の其】 地 街 市



【二の其】 地 街 市



【三の其】 地 街 市



【四の其】 地 街 市



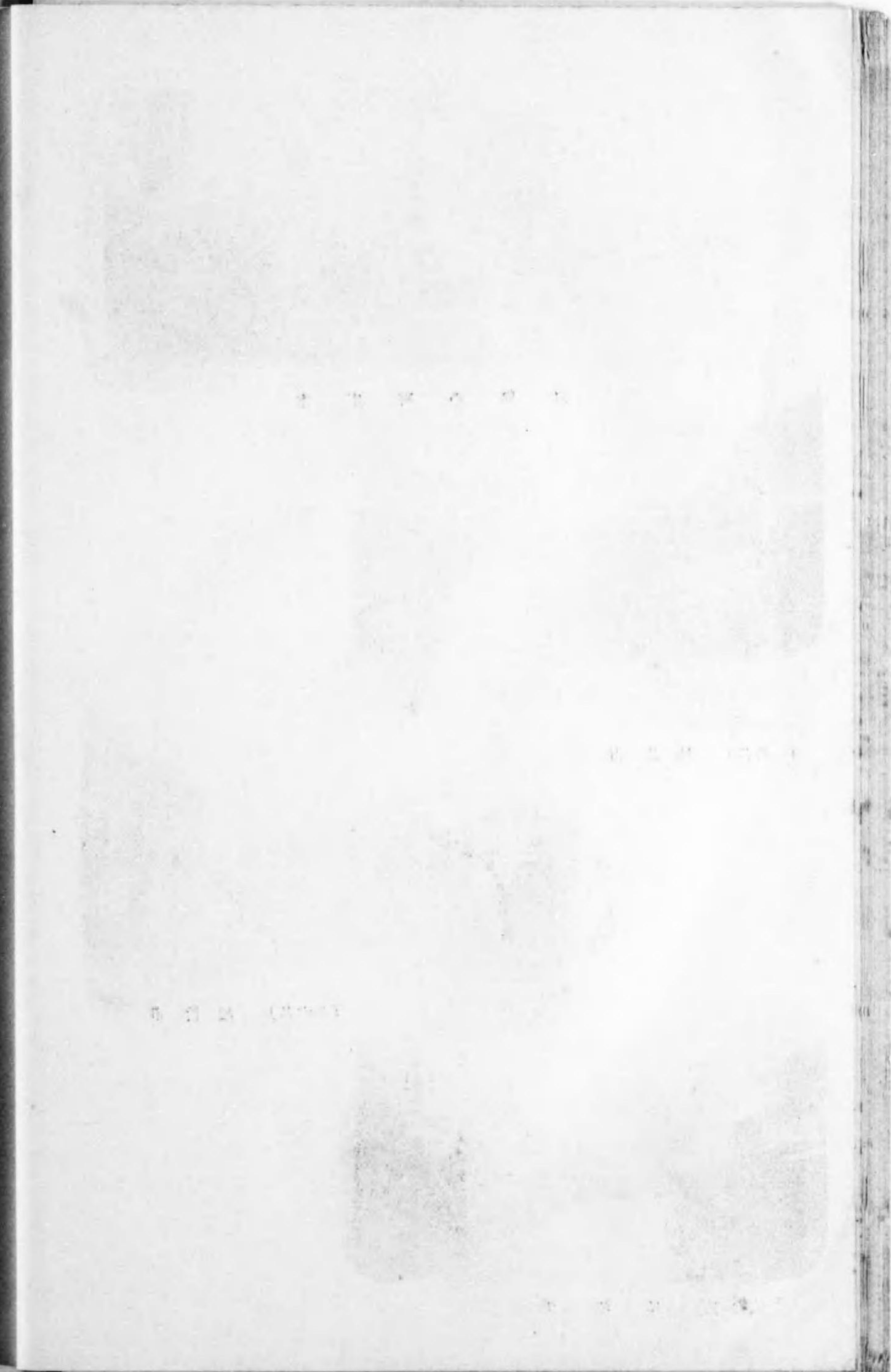
【五の其】 地 街 市



【六の其】 地 街 市



【七の其】 地 街 市





社 神 鏡 金 社 縣



社 神 天 利 夫 阿



(園 公 山 城) 社 神 荷 稻



院養安山泉若



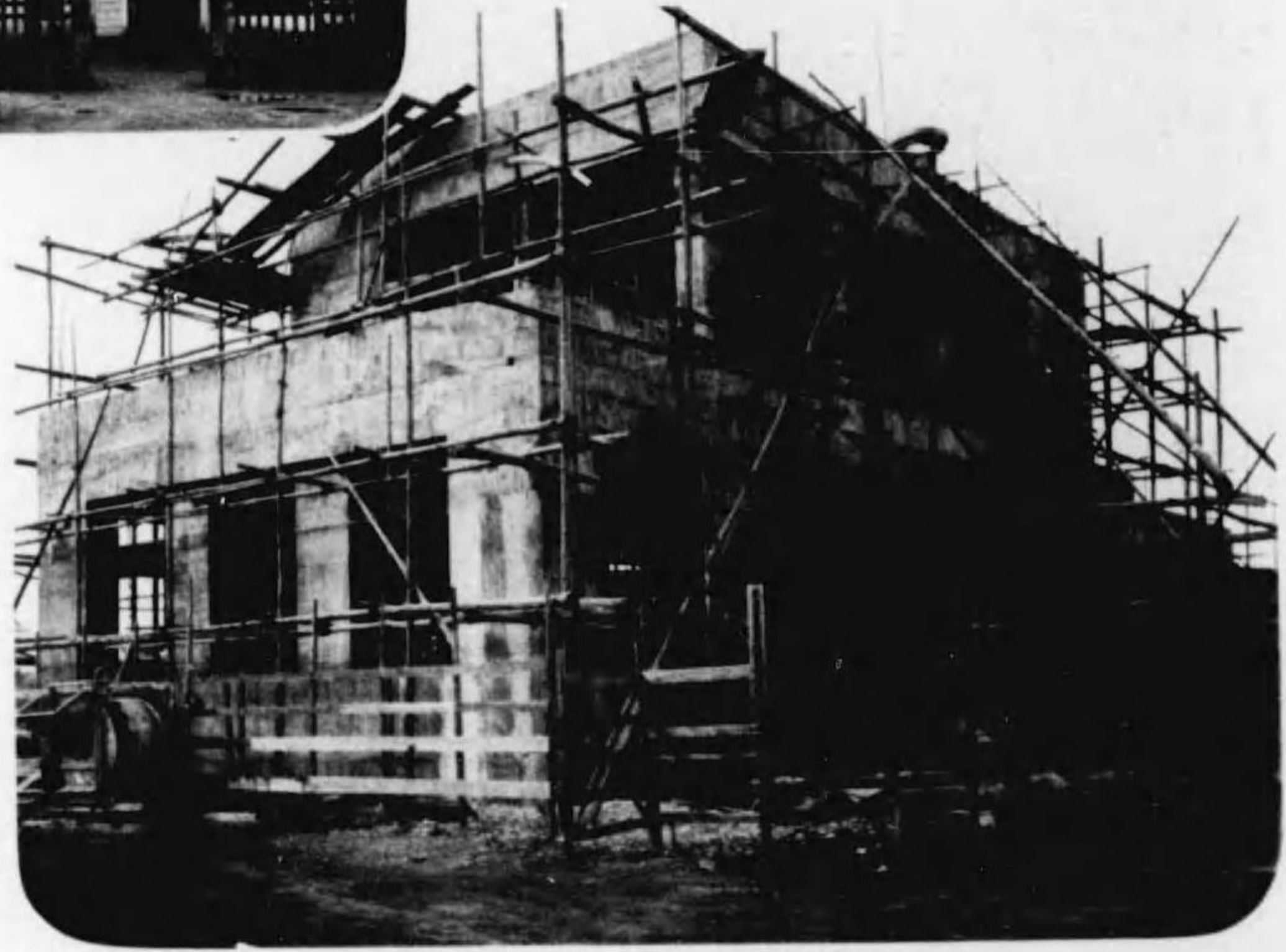
寺心圓山行要



〔内境寺母佛〕 現權大繩飯山尾高



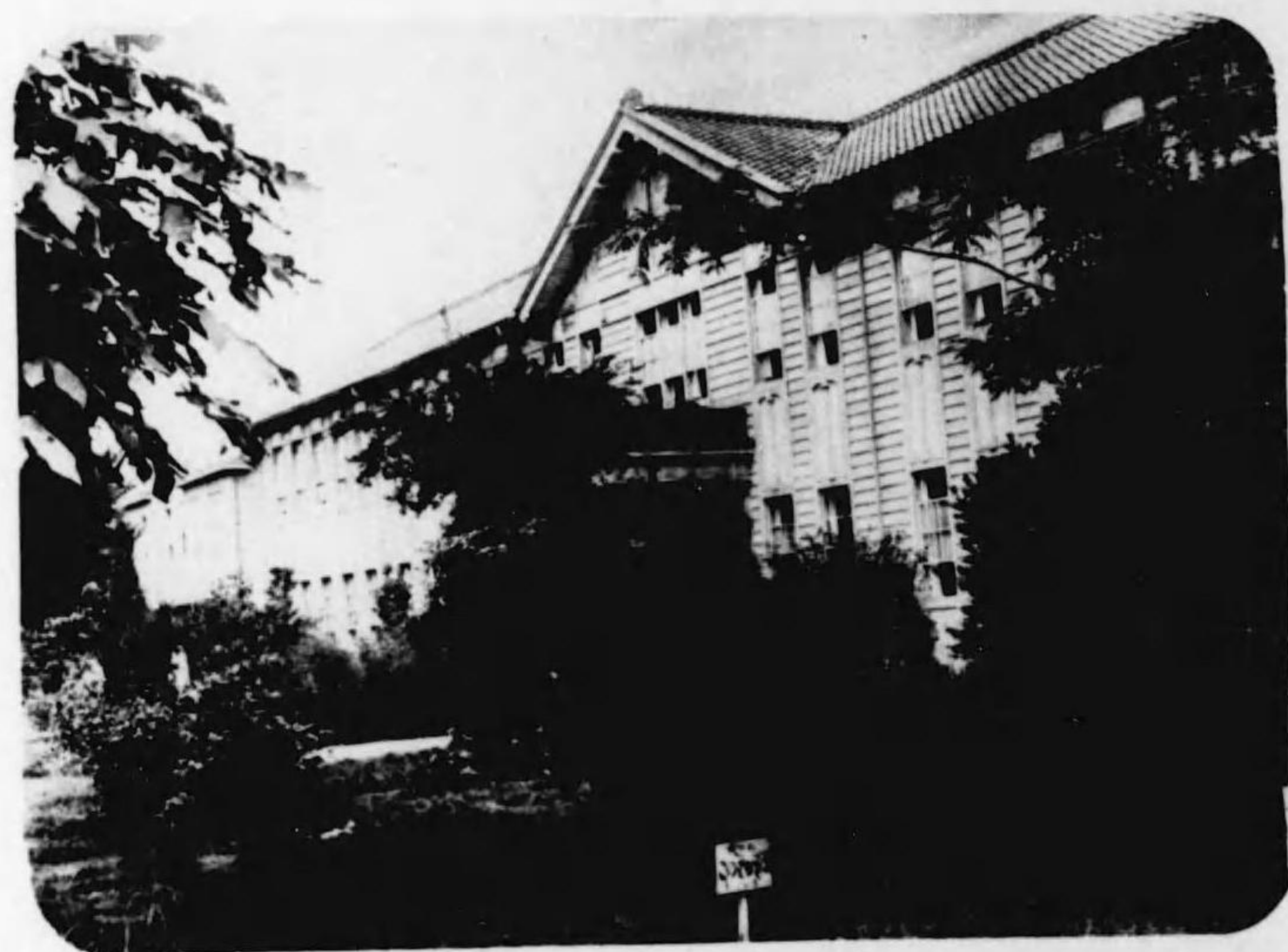
堂寬普



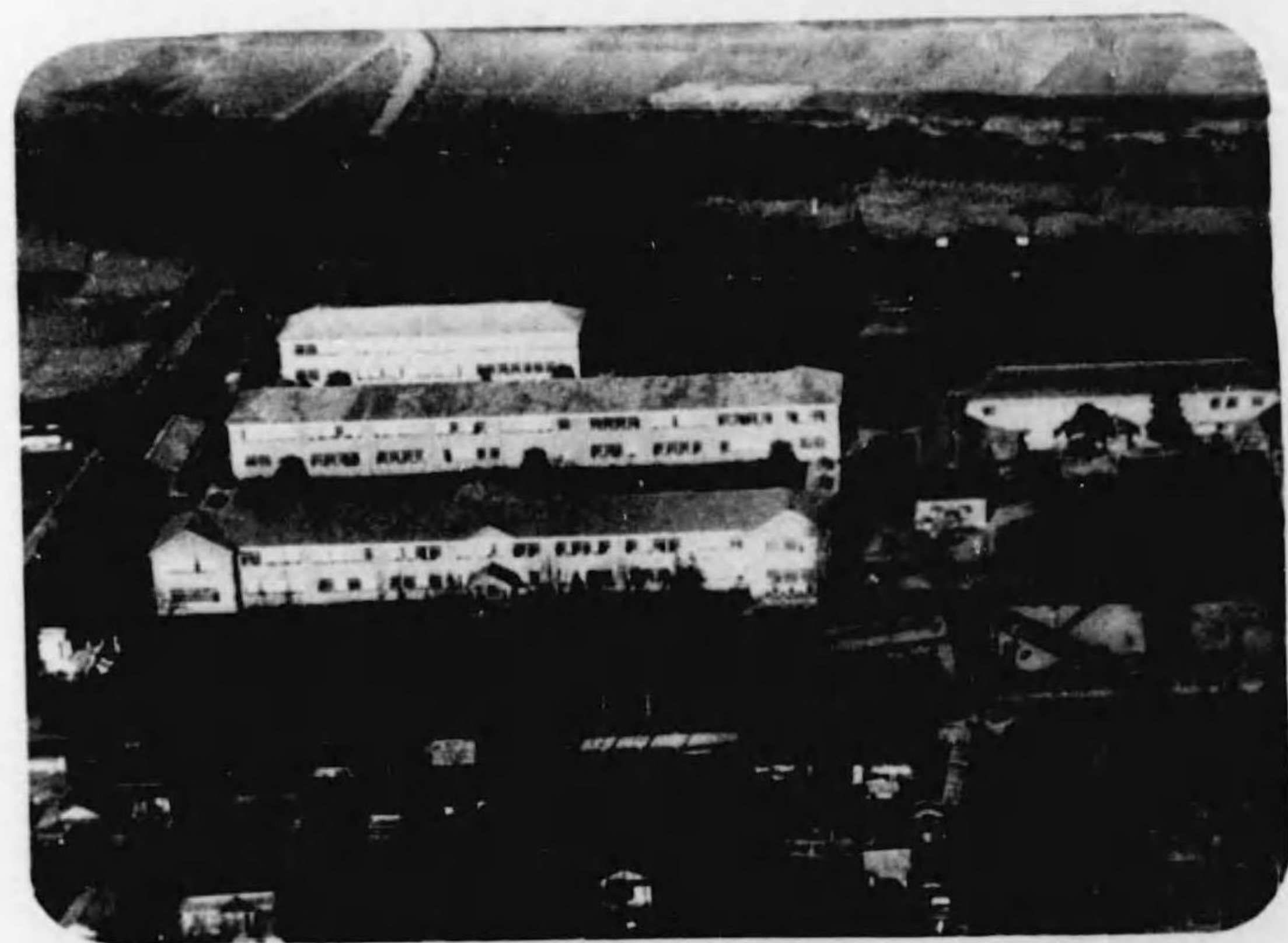
〔中築新〕 署察警庄本



校學中庄本立縣玉埼



校學女等高庄本縣玉埒



〔影撮中空〕 校學小等高常尋庄本

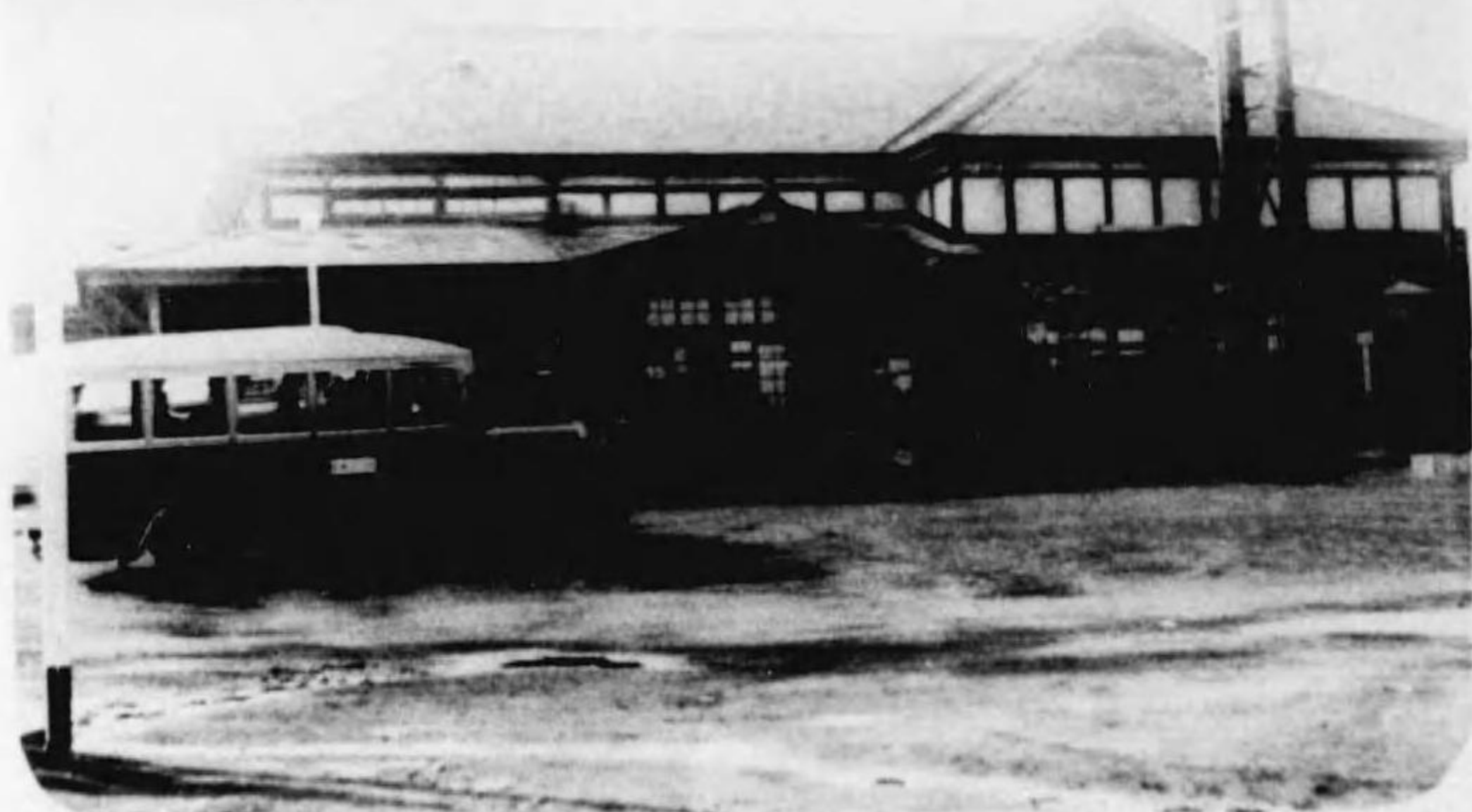


鹽高原等裁縫女學校



埼玉縣蠶業取締所本庄支所

舊本庄驛



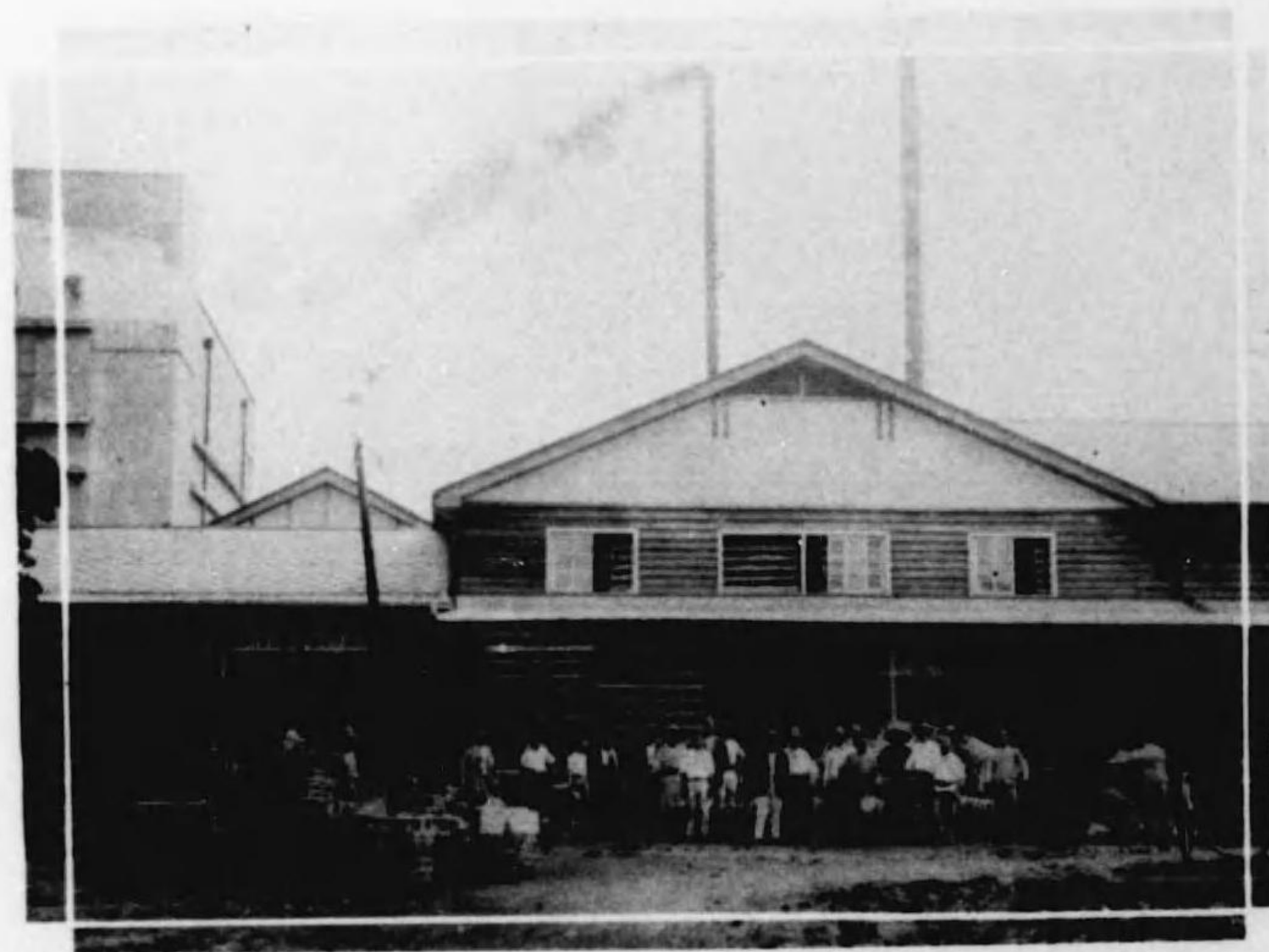
本庄驛



本庄郵便局



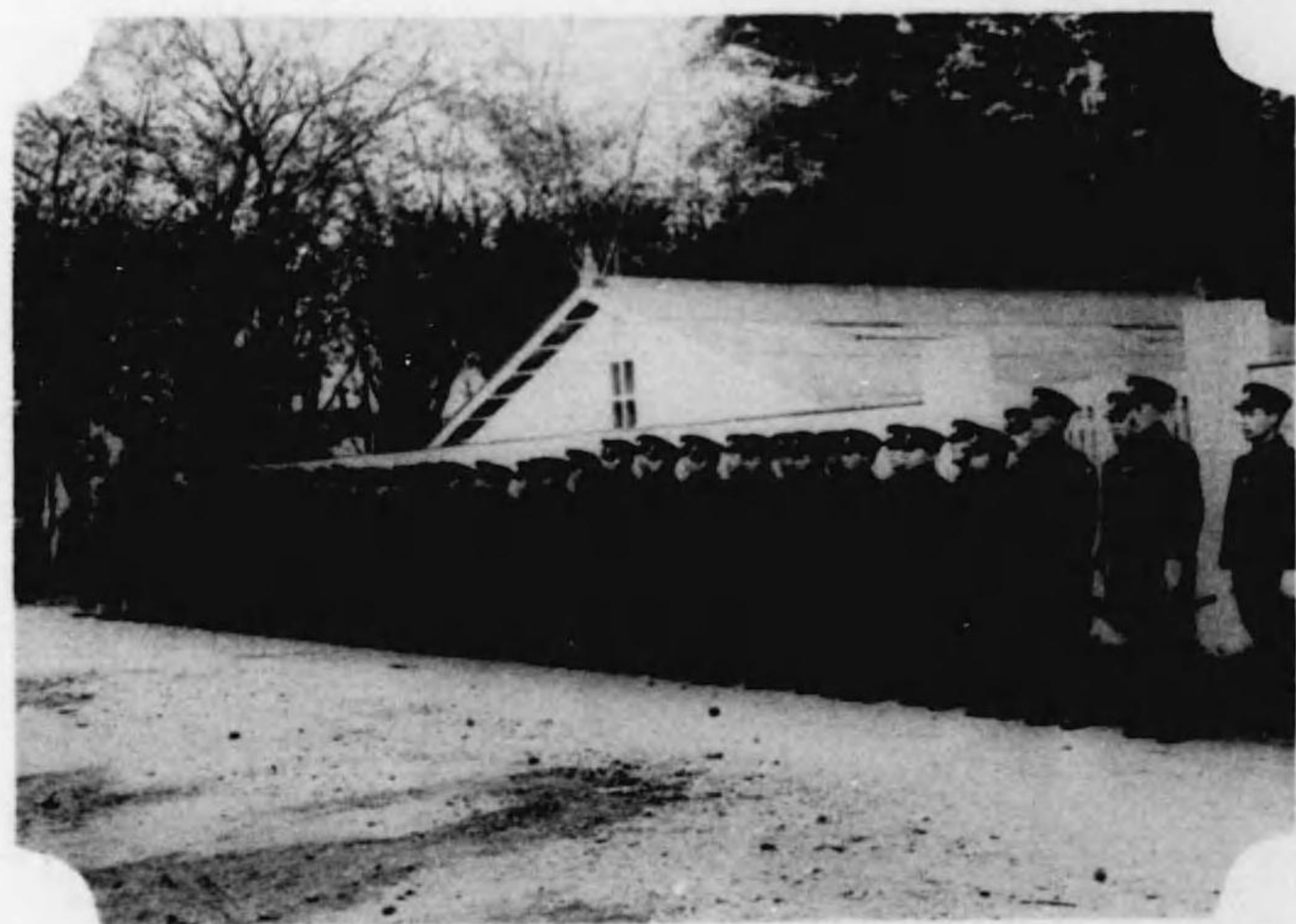
本庄町信用組合



乾菓組合倉庫



櫻ヶ丘公園



本庄消防組・消火水道唧室



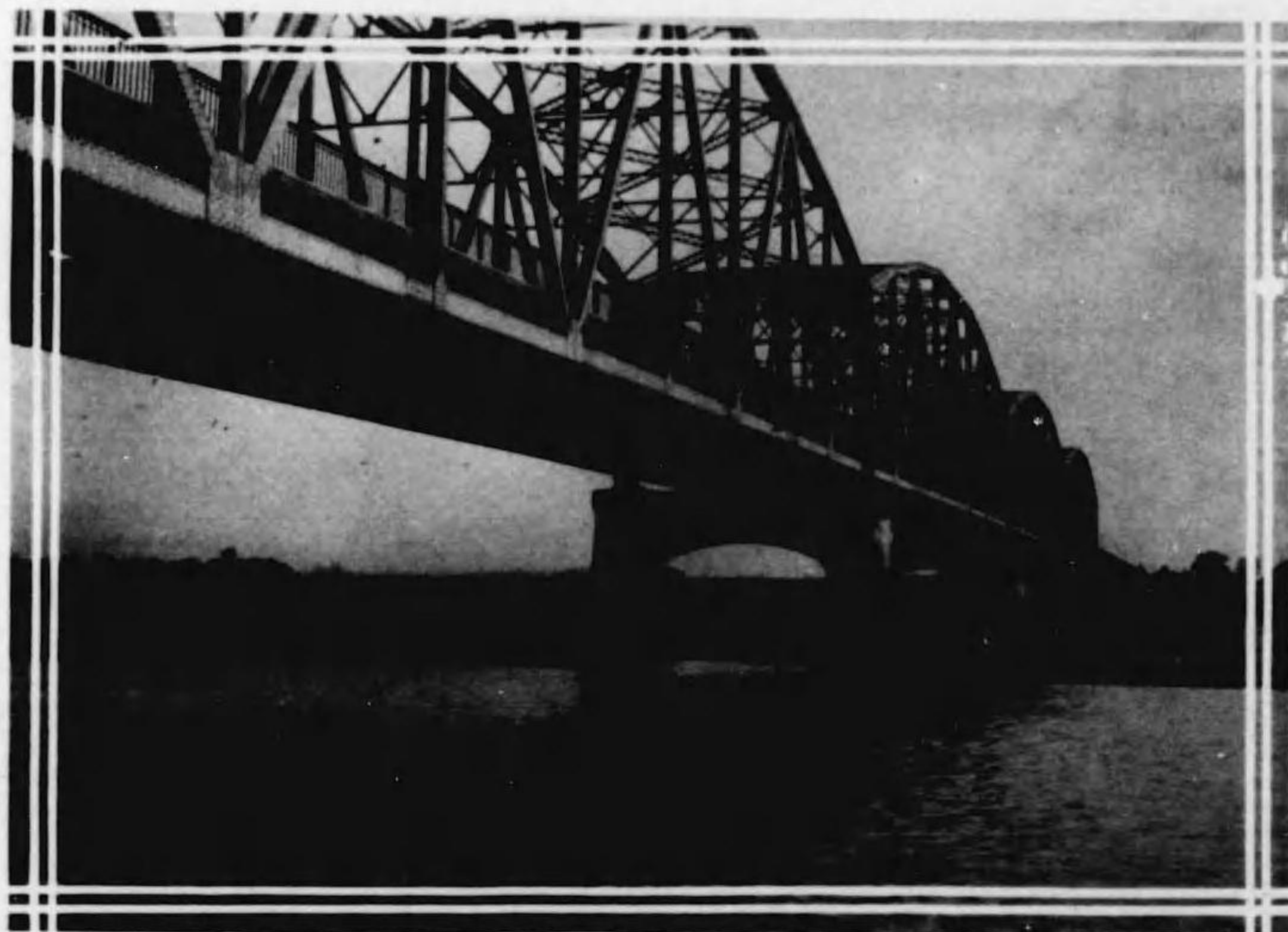
【一の其】 園 公 泉 若



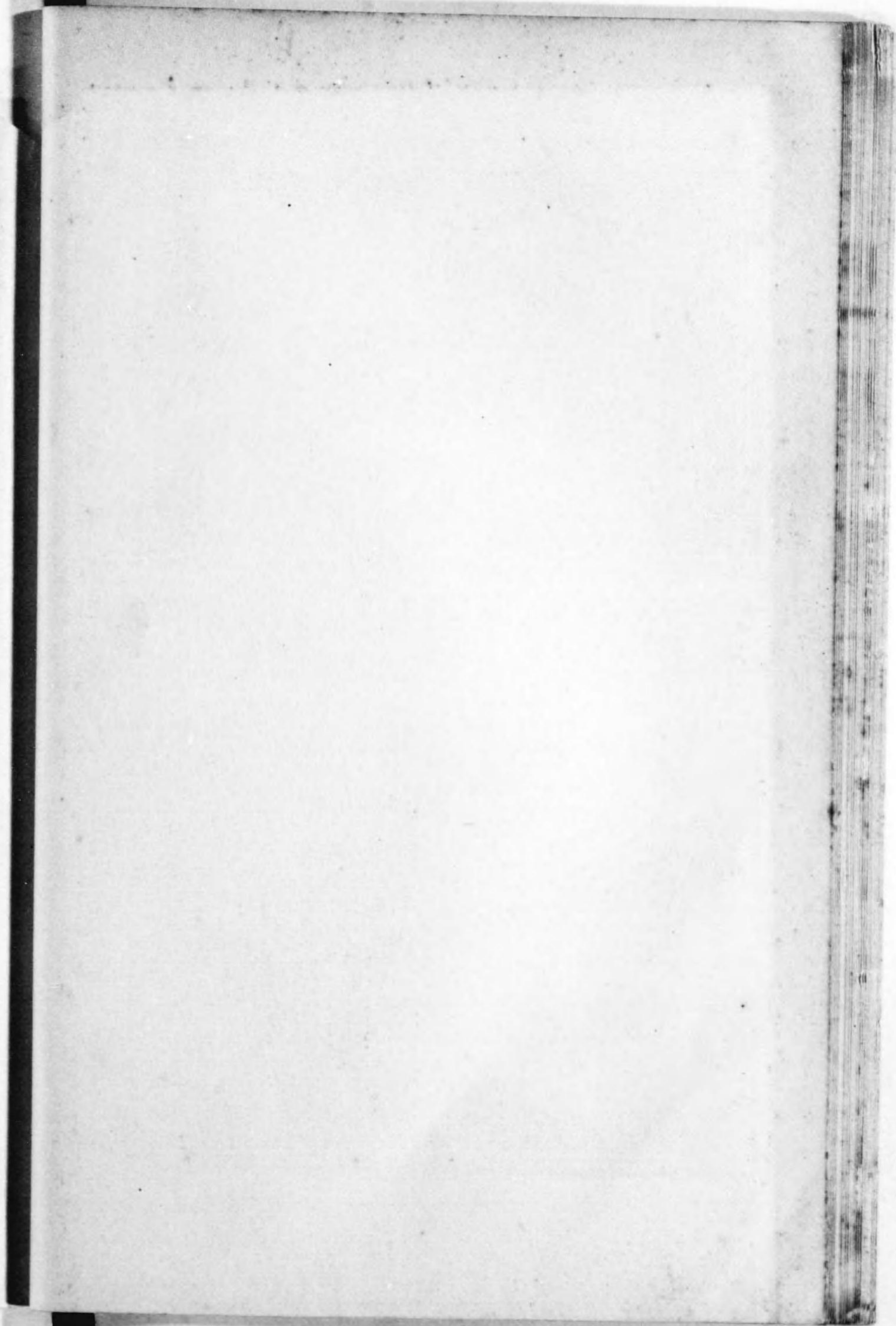
【二の其】 園 公 泉 若



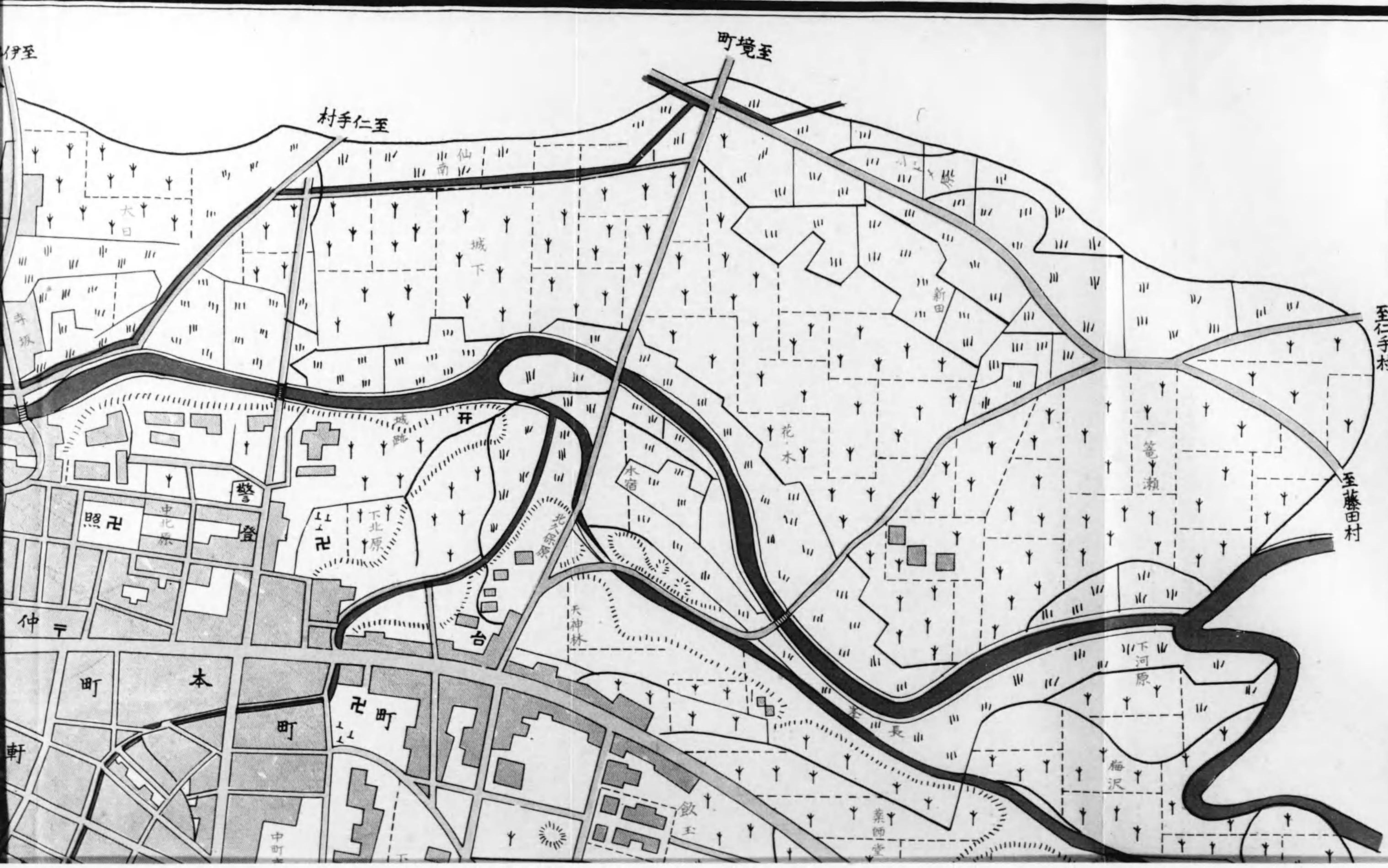
〔三の其〕 園 公 泉 若



橋 大 東 阪



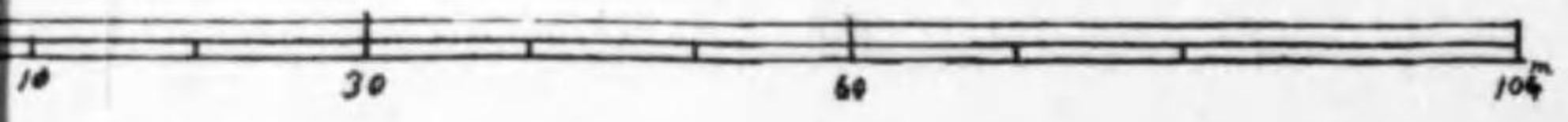
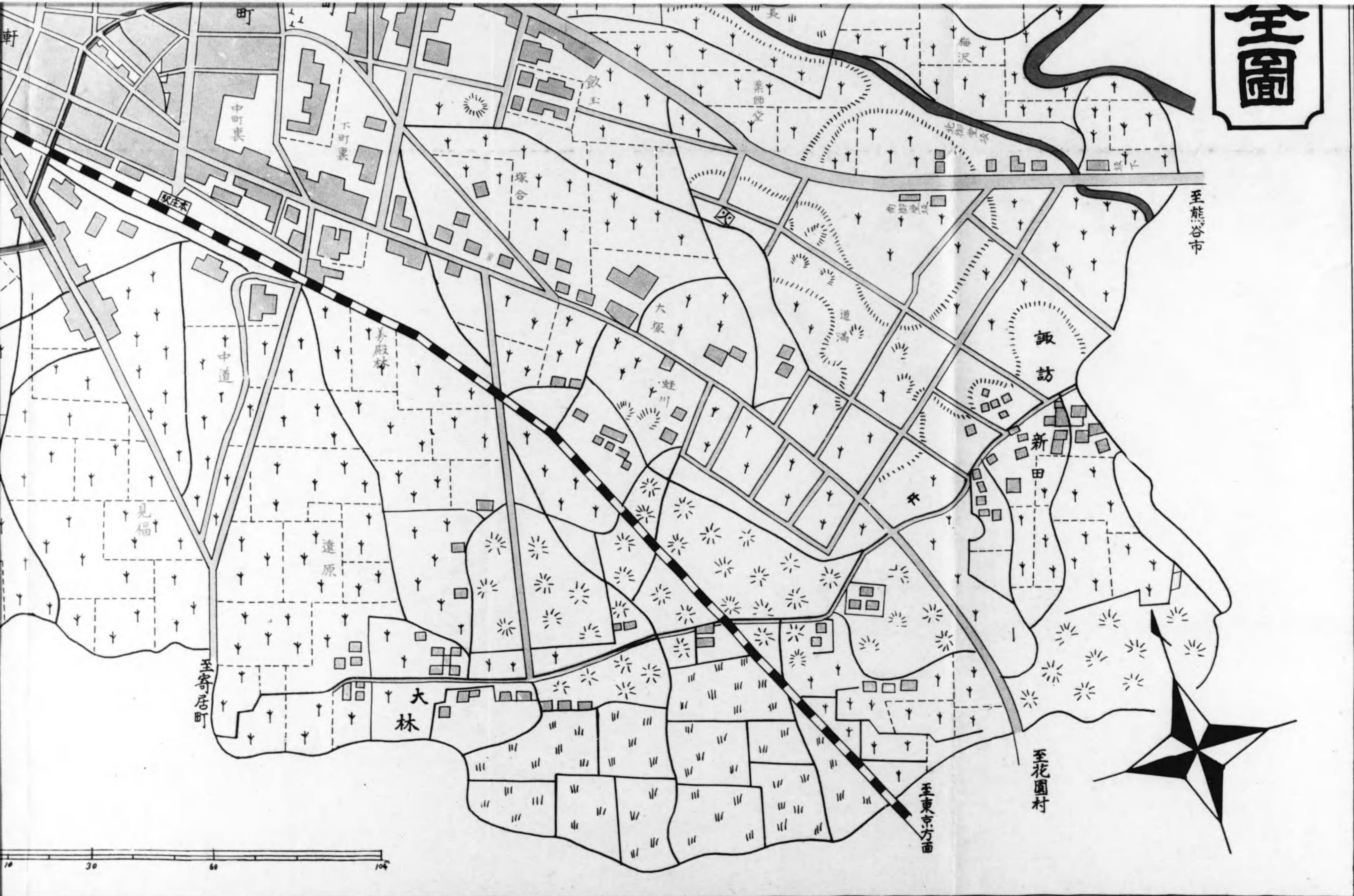
埼玉縣兒玉郡本庄町全圖

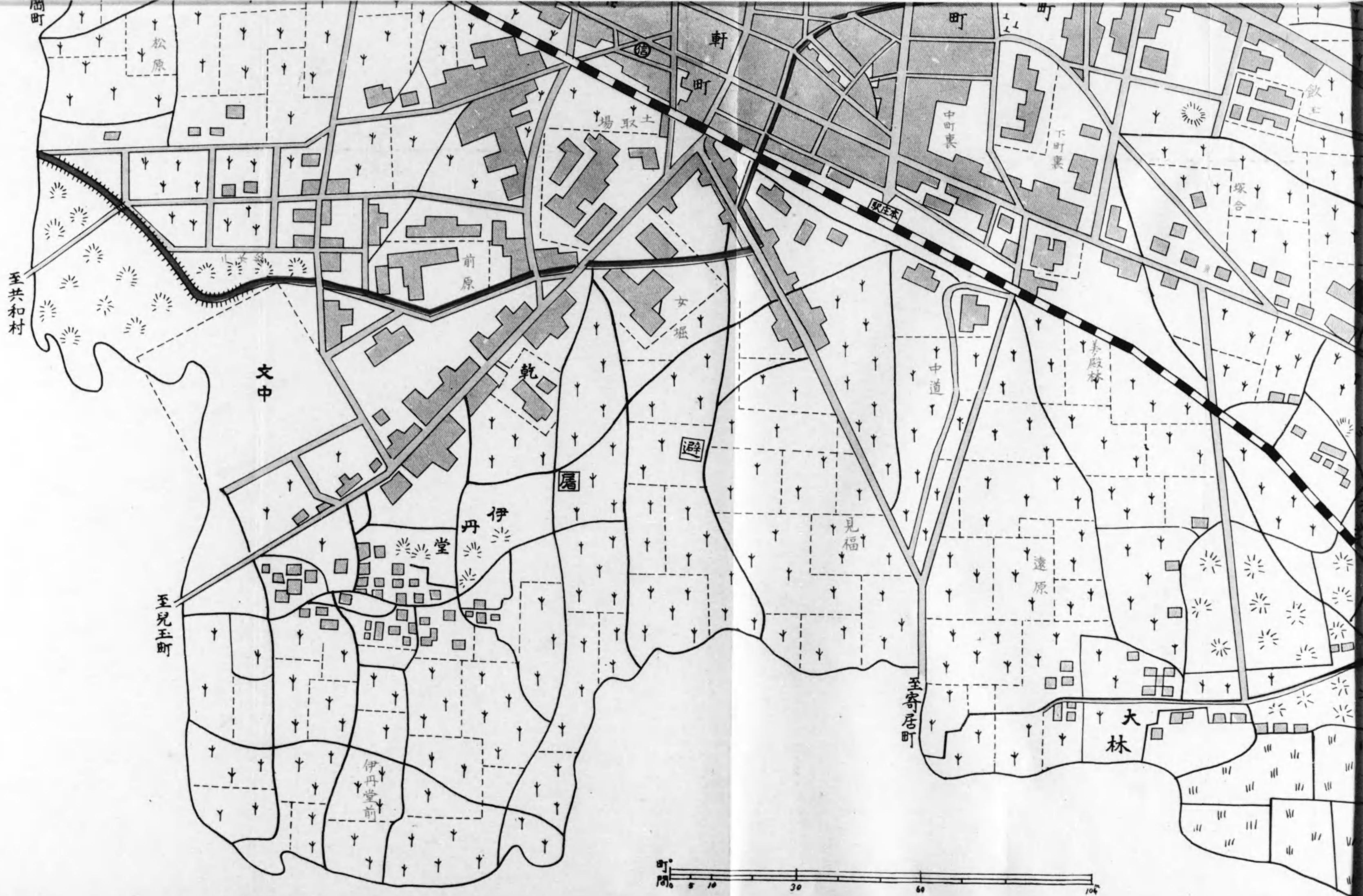


至仁手村

至藤田村

全圖





本庄町誌

第一章 總 說

第一節 位置及地勢

本庄町は埼玉縣の西北隅に偏在し、縣下に於ける中山道最西端の市街地である。兒玉郡の稍々東北部に位し各地への距離は左の通りである。

東京市へ 二十二里二十三町

浦和市へ(埼玉縣廳所在地) 十六里二十二町十二間

熊谷市へ 五里二十一町五十五間二尺

高崎市へ 五里六町

町の東は本郡藤田村に界し、南は北泉村に隣り、西より北は、七本木・旭の兩村に接し、東北は仁手村に境してゐる。



附近の市街地を挙げると。

東は大里郡深谷町へ 二里二十九町三十二間三尺

西は群馬縣新町へ 二里六町三十七間三尺

南は兒玉郡兒玉町へ 二里十七町二間

北は群馬縣伊勢崎町へ 二里三十町十二間三尺

交通は國道(九號線)が東から西へ町の中央を直通し、國有鐵道高崎線は之と並行して、町の南端を走つてゐる。其の他幾條かの府縣道・町村道は、之に交叉してゐるので、交通運輸は頗る便利である。又近年埼玉・群馬兩縣を連絡する利根川の架橋が成つて、伊勢崎方面との交通更に便利を加へた。

地勢は概ね平坦で、土地高燥、洪積層に屬し、北から東へかけての利根川流域に屬する部面は、土地が十米以上も低下して、沖積土に屬し、地味肥沃田圃よく開けて、農桑の業に適してゐる。

第二節 廣袤面積

當町の廣袤は、東西三千四百四十五米(二十八町五十間)、南北二千五百二十七米(二十三町十間)で、その面積は、六萬一千二百二十七アール(六百十七町四反)である。

土地の種類・地目・段別を挙げると、

(一) 國有地

(一反未満四捨五入)

種別	段	種別	段
神社地	一四反	河川敷	一〇町三反
寺院地	一六	用悪水路敷	九
鐵道用地	五五	其他	一
道路敷	二七一	計	四六九

(二) 民有々租地

地目	段	別	賃貸價格	一反歩當平均賃貸價格
田	七四町六反		二七、四八〇	三六八四
畑	三三二		五三、一七七	一五九八
宅地	二六二・五〇〇 (八七町五坪)		二三一、九一一	二六五〇四
山林	六一二		二、四六一	四〇二
原野	一四		一一	七九

池沼	1		
雜種地	2	26	1300
計	5576	315066	(平均) 5650

(三) 民有無租地

種類	段別	種類	段別
役場敷地	1反	鐵道用地	3反
學校敷地	90	井用惡水路溜池	2
墳墓地	23	其他	7
傳染病院敷地	3	計	129

(四) 土地總計

種別	段別	種別	段別
國有地	469反	民有地	570反
總計	6174		

第三節 氣候

當町の地勢は、概ね平坦で、地盤稍々高く東南西は廣い桑園を隔て、遠く秩父・妙義・淺間の諸山を繞らし、北方は水田を隔て、日光・赤城・榛名の連山を望み、所謂五州の遠景を一眸に收め得るも、冬春の候には北西の寒風猛威を振ひ、毎秒の風速二十米を超えるもの往々數日に亘ることがある。

既往三十年間の同季前橋測候所に於ける統計によれば、最大風速度は三十五米(明治四十五年三月二十八日) 同期間熊谷測候所に於ける統計によれば、最大三十一米(大正四年二月四日) である。斯くの如く南方に趨くに随つて、漸く其の勢力を減ずる。此の風は全く上州中部・武州西北部地方の一名物である。こは地勢の然らしめる所で、俚俗之を赤城風、又は上州の空風カラツカゼと呼んでゐる。爲めに塵埃甚しく飛揚し、空氣頗る乾燥して、晴天打續き降雪を見ること稀である。されど春過ぎ夏至れば、濕潤せる南東風に變じ速力も減退し時折降雨を伴つて来る。要するに當町の氣候は、概ね中和で農桑の業に適してゐる。

尙、晴曇・雨雪・氣温等に就いては、熊谷測候所で、當所を中心に調査した過去二十六ヶ年間の統計表を掲げて参考に供する。

月次	天氣日數	一ヶ月間雨量	其月中一日ノ最大雨量	其月中最高溫度	其月中最低溫度	平均溫度
一月	晴 曇 雨 雪	二九・一	二八・〇	一二・五	一一・九	五・〇

二月	一九	三三	三三	四一・五	四〇・〇	二二・三	(一)	一〇・八	五・九
三月	一六	四九	二	六二・八	四八・三	二五・九	(一)	八・九	九・〇
四月	一五	四一	〇	八七・二	七一・〇	三二・六	(一)	四・六	一五・〇
五月	一三	五一	〇	一一九・一	六三・五	三一・五	(一)	一・〇	一九・一
六月	七	五一	〇	一四九・五	六五・八	三五・三		七・〇	二二・六
七月	一〇	四一	〇	一六六・〇	九四・〇	四〇・〇		一三・一	二六・〇
八月	一一	二一	〇	二一〇・二	一八九・〇	三九・九		一三・一	二七・三
九月	九	五一	〇	二三一・〇	一四八・〇	三五・六		八・四	二三・六
十月	一三	五一	〇	一三四・〇	一一四・〇	三三・八		〇・五	一八・一
十一月	一九	四七	〇	四六・七	五九・五	二七・〇	(一)	五・〇	一二・七
十二月	二四	二四	一	二七・〇	六九・〇	二二・〇	(一)	九・四	七・三

(備考) 温度は攝氏寒溫計の温度、(一)は零度以下を示す

第四節 沿革の概要

一、中古以来の沿革

上古の事は、文献に徴すべきものなければ、暫く之を措き、中古以来の沿革の概要を述べよう。

新編武藏風土記稿(註文政年間徳川幕府の編に係り明治十七年内務省にて出版せるもの)に云、『本庄宿は本庄領の元にて、中山道宿驛の一なり。古は若泉庄に屬し、初は村と唱へ後町と唱へ、已に元祿の頃までも町と唱へたれば、今の如く宿の唱へとなりしは、此の後のことなり。若泉庄に屬す。此の庄名は宿内安養院の境内に、舊くより清水湧出せるより起れりと、土人の傳へに残れり。』

江戸より二十二里、戸數千八十軒餘(註文政五年の調査で今より百十餘年前)往還の左右に連住し、繁昌の地なり。毎月二七日を以て市を立つ。何れの頃より始まりしや傳へず。

土地の廣さ東西二十八町餘。南北二十三町餘。四隣東は元仁手・傍爾堂・鶉森・東西五十子の五村、南は北堀・東富田の二村、西は西富田・小島・賀美郡七本木の三村、北は都島・沼和田・田中・久々宇の四村に接せり。畑多く水田は十分の一にして、用水は小山川の水を引けり。按ずるに當郡七黨の内、兒玉黨の舊領なりしことは、已に郡の總説に言へるが如く、其の系圖に兒玉庄大夫家弘の子、庄權守弘高・庄三郎忠家・庄四郎高家・庄五郎弘方等ありて、是當所を分ち領して、別に在名を唱へしと見え、弘高の子を

庄太郎家長と稱し、其の子本庄二郎左衛門家次、其の子大瀧左衛門尉朝次と云ふ。東鑑に此の朝次を本庄新左衛門尉と書きなれば、始めは本庄と號し、後秩父郡大瀧へ移り住して、改め唱へしならん。又家次の弟を系圖に本庄三左衛門時家と載せ、東鑑には四郎左衛門時家と記せり。皆當所に住して此の邊を領せしなるべし。又遙の後成田分限帳(註天正十年記載せるもの、今より三百五十餘年前)に忍城主成田氏の家臣に、永四千貫文、本庄越前守長英と見えなれば、是も彼の末流にして、連綿として當所を領せしことを知るべし。

御打入の後(註徳川家康、江戸入城)天正十八年九月(三百四十餘年前)小笠原掃部大夫信嶺に本庄城を賜ひて、其の地一萬石を領し、其の子左衛門佐信之まで當所(註徳川幕府の直轄地)にありしが、慶長十七年(三百十餘年前)下總國古河城へ移されし由、家譜に見えたり。其の後は御料(徳川幕府の直轄地)に屬せしにや。(註武藏本庄に云ふ、小笠原氏城下町として二十三年間著しく發達間旗下領下ありしが寛永六年三百餘年前、御料所(幕府の直轄地)に編入)正保二年(二百八十餘年前)の頃は、三上半兵衛(高七百石)、日下(高七百石)、横田五郎三郎(高百二十石)、西尾嘉右衛門(高四百五十石)知行と見ゆ。西尾氏は寛永十一年(三百餘年前)加恩の地に賜はれる由、之も其の家の家譜に載す。此の後の遷替詳ならず。元祿の頃は御料所なりし由、其れより引續き今も代官支配せり。檢地は寛永四年(三百餘年前)御代官山川金右衛門・依田五兵衛糺し、古城地の分は元祿十三年(二百二十餘年前)岡部五衛門改め、又少許の新田あり、享保寶曆の三度に御代官檢して、高入の地となれり云々』

又諸井氏著徳川時代之武藏本庄に云ふ。「按ずるに本庄宮内少輔が、當所に築城せる弘治二年の頃

(三百七十餘年前)に於ては未だ整然たる村落を成すに至らず、廣漠たる原野(見玉の原と云ふ)の中に、一二の農家の散在せる外に利根川沿岸の花の木・本宿・籠瀬(今の臺町、永樂附近)に十數戸の民家の存在せるに過ぎず。古老の傳ふる所の、花の木十八軒之古百姓とは、本庄氏以前に存在せるものなるべし。然るに足利氏季世に於ける地方發展の氣運と、本庄氏の築城とは、偶々新田郡地方に在りて、久しく落魄せる新田氏の遺臣等の來住を促進し、弘治永祿の頃(三百六十餘年前)より戸谷・諸井・森田・内田・田村の諸家を始めとし、丸橋・眞鹽・小暮・江原等十數家は、前後して本庄村に土着し、専ら開墾に力を致し、戸谷八郎衛門は庄屋となり、全村を支配し、荒寥たる兒玉の原も、漸次沃饒なる田畑に變じ、就中利根川沿岸は著しく發達せり。従つて本庄氏没落の頃には、整然たる市街地成立し天正十八年九月(三百四十餘年前)小笠原信嶺本庄氏に代り當所を領せし當時には、町並十五町五十間(本宿、中宿、上宿に分つ)農家三十八軒に達せり』。

同書に又云ふ。「往古當所には、旅館の設備なかりし爲め、江戸參勤の大小名は道を傍爾道より、五料村に轉じ、前田加州侯の如きは上州川合河岸に、其の本陣(旅館)を設けしも、寛永十年(三百餘年前)始めて當所を本陣所在地と定め、自餘の大小名も亦之に倣ひ、寛永十四年公式の人馬繼立場となり、純然たる市街の體裁を備へ、正保二年(二百九十餘年前)には街道南側七百二十一間、其の家數百二十三戸、北側六百九十八間、家數百六戸、總計二百二十九戸、宅地田畑三百六十町。元祿六年(二百四十餘年前)には、屋敷持百姓三百七十七戸(借家人を除く)宅地田畑三百八十町歩に上れり。要するに約五十ヶ年間に新開地二十町歩を増加し、家數

も倍加せり。是より先、從來榛澤郡榛澤村に開市せる定期市を寛文三年(二百七十餘年前)當所に移轉し、二七の日を市日と定め云々』

元祿七年二月、助郷村(註助郷村とは公家諸大名等旅行に際し、之に要する人馬繼立のため、村高に應じて人足駄馬を差出す義務を負はせられたる村を云ふ)確定せられ、兒玉・賀美・那珂三郡の内二十七箇村(高一萬三、千六百石)は、大助郷村に編入せられ、當町は其の親村となり、近郷在々の人の來往は、一層頻繁を加へ享保七年(元祿七年を距る二十九年後)には家數五百軒餘り、往還の泊りも有之繁昌の場所となり、文政五年(百十餘年前)には、家數千八十八軒、人別四千三百二十五人、家並往還延長十八町餘、當宿地内東西延長千七百三十間程、南北千三百九十間程(同年十一月代官所へ差出したる書上による)に上れり』云々。

茲に天正以後町の發展の有様を擧げると、

- 天正十八年 (三百四十餘年前) 三十八戸
- 正保二年 (二百九十餘年前) 二百二十九戸
- 元祿六年 (二百四十餘年前) 三百七十七戸
- 享保七年 (二百十餘年前) 五百餘戸
- 文化八年 (百二十餘年前) 千七十二戸
- 文政五年 (百十餘年前) 千八十八戸
- 天保十三年 (九十餘年前) 千二百九戸

- 嘉永六年 (八十餘年前) 千七十四戸 三千九百十人
- 元治元年 (七十餘年前) 千三十八戸 三千八百八十八人

二、明治維新以降の沿革

當町は明治四年七月廢藩置縣の令を布かれたとき、岩鼻縣に屬し、同年十一月入間縣に編入。六年六月熊谷縣となり、九年八月熊谷縣廢せられて埼玉縣の所轄となつて現在に至る。

當町は古來兒玉郡に屬し、明治十二年三月賀美・那珂・兒玉の三郡聯合して、當所に郡役所を設置し、其の管轄に屬したが、二十九年三月三郡合併して、兒玉郡となり爾來大正十五年六月郡役所廢止まで三十年間同郡の治下にあつた。

三、明治以降の戸數及人口

明治八年九月(六十餘年前)調製の伍人組帳には、千二百九十七戸を算し、幕末時代に比べて二百五十餘戸の増加を見た。又町村制實施の初年明治二十二年七月には、一千三百八十四戸の増加となり、以後町勢の發展につれて、左の如き人口戸數の増加を見る。

年次	世帶數	總人口		備考
		男	女	
明治二十二年	一、三八四	七、一〇五	三、六七六	三、四二九

同三十二年	一、六五五	八、三五一	四、〇六一	四、二八六
同四十二年	二、〇四四	一〇、一九八	五、〇五五	五、一四一
大正九年	二、四七〇	一三、八〇七	五、八四一	七、九六六
昭和五年	三、三七六	一八、二四五	七、七四一	一〇、五〇四

大正九年十月一日國勢調査による
昭和五年十月一日國勢調査による

四、舊蹟本庄城址

宿より良(東北)の方なり、東は土地窪く南は宿の裏に續き、西は又少しく土地高く、北の崖下は小山川流る。此所は當國兒玉黨の嫡流世々住して庄を氏とし、又本庄とも名のり、子孫本庄宮内少輔に至ると云ふ。

按ふに兒玉庄大夫家弘が三男、庄四郎高家元暦の頃、一の谷合戦に平家の大将但馬守經政が逃るゝを追つて首を得たり。同じ時庄太郎家長も、三位中將重衡卿を生擒つて共に其功世に隠れなかりしこと平家物語・源平盛衰記等に出でたり。皆此所の住人と見えたり。

又東鑑に、仁治二年(六百九十餘年前)本庄四郎左衛門尉時家、小林次郎時景が所從藤平太が妻女路次を通りし時、彼妻が乗りたりし馬、並に荷つけたるを二匹共押取りしかば、時景に其の事を訴へられ、同年五月六日宰判ありて所帯を召放されしことを載す。此の時家も同族にてこゝより出し人ならん。

兒玉系圖に家長が子を本庄三郎左衛門時家と載す。此の人かさもあらば、其の子を七左衛門家房といひ、其の子太左衛門泰房・其の子太郎國房など云。本庄宮内少輔は、其れ等が子孫なりと。

宮内少輔は上杉憲政の家人なり。當城は永祿十年(三百六十餘年前)の春、小田原北條氏政の爲めに落城し、天正十八年(三百四十餘年前)より小笠原掃部大夫信嶺、其の子信之居り、天和(三百五十餘年前)己來廢城とし、其の後新墾し、元祿十三年(二百三十餘年前)高入の地(註石高を定め租税地となる)となれり。今も空堀の蹟且本丸の趾など纔に残れり。

(新編武藏風土記稿に據る)

○(北志)續太平記に上杉憲實要害の地、本庄深谷に陣を張り。北條五代記に氏直本庄に旗立る(神流川合戦の時なり)關東古戦錄・北條五代記等に、本庄宮内少輔、上杉憲政を勤めて越後に落し、己も景虎に屬す。關東兵亂記・北條五代記等に永祿十年(前出)小田原より武州本庄の城主本庄少輔を攻落す云々。

○本庄氏(誌)七黨系圖に庄弘高——家長——家次(本庄二郎)——朝次また家次の弟時家、本庄二郎と見えたり。本郡本庄より起る○庄氏(誌)七黨系圖に家弘——弘高(庄權守)と見ゆ。又寛政系譜に庄氏あり。此の庄氏の裔なるべし。家傳に伊周の後にて、先祖植木を稱すと云ふ。林信篤の門人良資に至り庄に改むと云ふ。家紋、三引團扇。(以上小暮秀夫氏著兒玉郡誌に依る)

五、古來の大火災

(一)源藏火事

寛文七年(二百六十餘年前)丁未歲十一月十一日の源藏火事は、同夜四ツ時(午後十時)上宿の馬方源藏宅より火を失し、恰も西風頗る猛烈なりし爲め、火勢は忽ち宿の東西に蔓延し、殆んど全町を燒盡して、僅に本宿の

本陣(田村)、戸谷八郎左衛門、中宿の内田伊左衛門及寺坊約七八軒を殘存せしに過ぎず。

(二) 正徳元年(二百二十)の火事

正徳元年十二月二十六日の大火は、往還十七町餘の内約八分即ち十三町餘も類焼したるが、助郷村間に於て灰寄せに關する悶着を惹起し、所謂灰寄せ出入り(訴訟)と呼びて、頗る大問題の火事なりしと云ふ。

(三) 開善寺火事

寛延二卯歲(百八十)十二月八日夜五ツ時(午後)強烈なる西風吹き出せし折柄、中宿の開善寺より發火し西は新田(今の宮本)東は臺新田(今の臺町)に延焼し、殆んど宿内全部を焼き、僅に其の災を免れたるものは、本宿の本陣田村作兵衛・名主戸谷八郎左衛門の表赤門、中宿の内田七右衛門等十二軒のみ、之を開善寺火事と云ふ。

(四) 丙午の火事

弘化三丙午歲(九十餘)二月二日晝九ツ時(正午)新田町伊勢屋裏より發火し、折柄の西風に火の粉四方に飛散し、遂に西は新田町利益寺下の横町まで、南側は中屋下の三階土藏にて焼け止りしも、新田町・上町・仲町・本町・臺町を全焼し、尙泉林寺・開善寺境内の愛宕社並に三夜堂をも焼盡し、更に大林・鶴森・岡部方面まで飛火し、實に前代未聞の大火にて、僅に類焼を免れたるは、天満宮を始めとし、本町の河野

四郎左衛門、門本陣(田村)、森田善右衛門、同助左衛門等にして、焼失戸數九百八十八軒に上りたり。(註當時戸數千七百八十)

此の火災のため救助を受けたるもの、四百八十七戸、千四百二十人にして、一人一日三合づゝの配給を十五日間に涉りて續けられたりと云ふ。

(五) 其の他の主なる火事

寶曆六年(百八十)正月四日、夜九ツ時(午後)出火し、新田村(今の宮本町)威徳院全焼、安永八年(百五十)四月二十日夜五ツ時(午後)安養院焼失。天明七年(百四十)十一月八日夜八ツ時中町の土屋より出火し、九十軒全焼。寛政元年(百四十)二月九日夜半中町近江屋より出火し、中町の大部分焼失せり。(以上徳川時代の武藏本庄に依る)

(六) 近代の大火災

近代の火災にして、大火の稱あるものは所謂慈恩寺火事其の他一二のものはあつたが、何れも公簿に記録がないので、古老の覚え書きを基にしてその梗概を述べる。

1、仲町の火事

明治初年(年月不詳)仲仙道南裏舊兒玉道に添うて、上町東端の七軒町仲町の境界附近から發火して、火勢東方に擴張して仲町の大部分を焼失したといふ。

2、慈恩寺火事

明治十年一月十九日夜十二時頃、照若町慈恩寺西方から發火して、折柄の北西風に忽ち茅葺の本堂に燃えつき、本尊諸共全部烏有に歸し、火勢益々猛威を逞うして、照若町全部を焼き拂ひ、尙仲町に燃え移り同町の大部及本町の大半を燒盡した。上町分は角屋にて消止め仲町分は諸井の空地にて止り、本町は扇屋まで南本陣空地にて止つた。

當時仲町開善寺は小學校假校舎に充用されてゐたが、一時學校を休業して、多數の罹災者を之に收容したと云ふ

3、上町火事

明治十六年一月十六日夜上町北裏に火災起り、西は戸谷半藏店根岸まで、東は角萩原まで、南は木村の見世を打破つて止り、仲町は南諸井で止り、七軒町は四ツ角で止つた。此の火災に於いて、上町は裏表通り四十七戸、空屋物置五ヶ所、仲町七軒町にて三十二戸、合せて七十九戸を燒失した。

4、兒玉新道仲町七軒町兩區の大火災

昭和七年六月一日午前二時半、夜來の豪雨盛に降りしきる折柄、七軒町の東方仲町に接近せる地點から發火した。折柄東南の強風にあほられ火勢忽ち燃え擴つた。偶々常備防火用水として町内に引用せる阿保領用水は、村方挿秧の季節とて斷水中で、消火の用をなさず、又今春來新設したる防火用水道は已に鐵管の埋設を終へたるも、水源地の送水唧筒の据付完了せざるが爲めに遺憾ながら通水使用するを得ず

僅に附近の少量の井戸水によつて辛うじて消防唧筒の運轉をなすに過ぎなかつた。急を聞いて駆付けた村々の消防組も、多數の人と精巧な器械とを持ちながら、水缺乏のため充分な活動が出来ず、唯猛火の狂ふに委せる状態であつた。遂に火の手は七軒町から仲町に移り、町内目貫の場所である本庄兒玉間縣道を狭んで東西兩側の繁華地帯を燒失し、午前四時半漸く鎮火した。燒失家屋は住家全燒三十七戸、半燒七戸、非住家全燒九戸、計五十三戸に及んだ。

此の火災に際し、各所から同情を寄せ多額の金品を寄贈せられた。又縣廳からは係員を派遣して、罹災救助基金法に依り、罹災者を救助せられた。その概況は次の通りである。

一、禁出救助一日分
救助戸數 四十四戸
同 人員 二百四十四人

此の所要
白米 七斗三升二合
福神漬 十三貫五百目
梅干 六貫目

二、食品救助二十日分
救助戸數 二十六戸
同 人員 百二十三人

此の所要
白米 七石三斗八升
味噌 七十三貫八百目

三、小屋掛救助 救助戸數二十一戸

小屋掛料金六百三十圓

四、小屋掛材料救助 救助戸數五戸

材料代金七十五圓

六、明治四十三年の大水害

(一) 總説 明治四十三年八月、當地の大水害は、古老も未だ曾て耳にせざる稀有の大災害にして、道路橋梁の破壊、家屋家財の被害、交通機關の損害、農産物の水腐、土地の荒廢、商工業及金融等、經濟上將た社會上に及ぼせる影響は、實に甚大にして到底筆紙の克く悉す所でないが、其の主要なるものに就いて左に項を逐ひて其の概要を叙述する。

(二) 降雨量と利根川増水、明治四十三年八月二日より、降雨打續き、同九日に於ける利根川水源地方草津觀測一日の雨量は、百二十耗(坪 二石一斗九升九合)、四萬に於ては八十一耗(坪 一石四斗八升四合)、萬場(坪 一石五斗五升七合)に於ては百十五耗(坪 二石一斗七合)、前橋(坪 一石四升四合)に於て五十七耗(坪 一石四升四合)を示し更に東南の風を加へた。翌十日に至りては、草津に於て百七十耗(坪 三石一斗一升五合)、前橋に於て八十五耗(坪 一石五斗五升七合)、同日同所に於て百七十一耗(坪 三石一斗三升四合)、の大雨となり、終に各河川を増水せしめ、尙同十二日草津に於て二百二十五耗(坪 四石一斗二升三合)、四萬に於て百三十三耗(坪 二石四斗三升七合)、萬場(坪 二石四斗三升七合)に於て百九十一耗(坪 三石五斗)の大雨量を見た。

而して八月十一日午前一時利根川筋山王堂に於て水量十六尺二寸に達し(水防報告程度)、堤上總越水となり終に四箇所の堤防は決潰して、人家倒潰流失し尙墓地に埋められたる骸骨をも洗ひ出したるは實に酸鼻の極みであつた。(以上埼玉縣水害誌に據る) 参考の爲め出水前の天候を左に掲ぐ。(以下役場録)

八月の天候	一日 晴	七日 曇後晴(夜に入り大雨)
	二日 降雨 <small>(午後一時より晴後降雨)</small>	八日 大雨
	三日 曇後晴	九日 大雨
	四日 晴	十日 大雨
	五日 曇	十一日 曇後晴
	六日 曇後晴(夜に入り暴雨)	

(三) 當町の水利、八月十日石尊下低地へ出水し、且久城堀の増水甚しき爲め、午後十時消防組各部出動して左の如く水利の部署に就いた。

一、七軒町の一部、仲町、本町一部の消防手

見妙橋(今三交橋)より稻荷橋附近の水防

一、臺町、本町の一部、泉町、宮本町の消防手

国道相生橋附近より本庄停車場通りの橋附近の水防

一、照若町、上町の消防手

石尊下舊小山川筋寺坂橋、泉橋附近即ち水車、長谷川、水力電氣變壓所方面の水防

一、七軒町一部の消防手

字土取場男子校裏若尾製絲所附近より停車場の西久城堀橋(常盤橋)附近一帯及二本松方面の水防

(四)出水の状況 當町の出水は、北部石尊下低地一帯と、南部久城堀筋にして、石尊下方面の低地は、神流川、利根川の氾濫に依り、一帯に出水し、久城堀筋は、七本木村大字嘉美字久城地方へ湧出せる野水の奔溢し來りて、久城堀へ放流し之れが爲め字二本松、前原、土取場、女堀方面一帯へ出水した。其の出水區域は別紙圖面に示すが如く浸水量は概ね左の如し。

一、石尊下、臺町下方面浸水量

字寺坂、長谷川森之助氏宅床上六尺(泉橋側)

同所水車富田新五郎氏宅床上四尺五寸

字花の木山田仲次郎氏宅床上二尺

字御堂坂下内田周太郎氏宅床上三寸

一、久城堀筋浸水量

字伊丹堂増野直次郎氏宅、織茂磯松氏宅各床上三寸

字二本松榊田君平氏宅床上五寸

字本町裏久保高鳥長兵衛氏宅床上二尺二寸

同所山田代次郎氏宅、山田總太郎氏宅各床上二尺三寸

同所橋本貞作氏宅床上五寸

字大林一帯床下浸水十戸

(五)破堤箇所及間數、時刻

舊小山川大關左右二箇所五間、八月十一日午前二時頃決潰

(六)人畜の死傷 無

(七)家屋流失、破壊、浸水状況

宮本町區	區名	床上浸水	床下浸水	宅地内浸水	住家流失	非住家流失	住家破壊	非住家破壊
				七	二五			

計	一〇〇	四七五	七三四	八	一	六	三
伊丹堂區	二	二八	三七				
諏訪區	九	一	一七				
大林區		一〇	二〇				
美和區	一三	五	二二	一	一		
臺町區	一三		三七	五		四	
本町區	四二	一三〇	二二二	二		二	三
仲町區		六	一七				
照若町區	三	一	七				
七軒町區	一八	二四一	二七〇				
上町區		二二	二八				
泉町區		二四	三二				

(八) 避難の状況

家屋流失又は破壊の罹災者は、何れも空家を見付け、直に假住居を定めたが、字城下田中前に居住せ

る榊田孫次郎氏一家四人の者は、家屋と共に押流され、遂に大里郡八基村大字阿賀野の薬師堂に漂着し、大寄村大字矢島の村民に依り救助せられた。

(九) 被害程度

- 1、道路 縣道破損二箇所、延長五十三間、里道破損五十五箇所、延長五千四百四十八間
- 2、橋梁 國道橋梁破損一箇所、縣道橋梁流失二箇所、破損二箇所
里道橋梁流失二十五箇所、破損二十六箇所

- 3、堤防 舊小山川堤防決潰二箇所、延長五間
- 4、用悪水路溜池堰溝渠樋管 流出三箇所、破損四箇所
- 5、土地の荒蕪 宅地九百三十坪二合九勺、田七反一畝四步、畑六反三畝十三步
- 6、田、畑、收穫損耗額

米	八百七十二石	此價格一三、七七四圓	玉蜀黍	十四石	此價格	八四圓
陸稻	十九石	"	甘藷	千三百貫	"	一六五圓
大豆	百四十七石	"	蔬菜	三千二百貫	"	八四圓
小豆	一石四斗	"	百合根	十五萬塊	"	六、〇〇〇圓
粟	一石二斗	"	桑葉	二百六十箱	"	二、六〇〇圓
				九百五十駄	"	一、九〇〇圓

7、養蠶 秋繭三百七十八貫 此價格九四五圓
8、其他の被害物件

疊、建具

此價格 一、〇六六圓

雜穀 十七石七斗五升 "

一一九圓

衣類、寢具

" 二七三圓

養魚

" 一、三二二圓

諸家具

" 一、〇八八圓

以上被害額合計

三一、二二二圓

(十) 救助と慰問

一、天皇皇后兩陛下御下賜金 二六圓一五二

拜戴戸數三十三戸、人員百十六人 一戸、三九六〇
一人、二一二五

一、篤志者義捐金 八三圓五七〇

内譯 米國人一〇圓 兒玉郡内有志二二圓〇五 本庄町有志五一圓五二(詳細後段参照)

右分配 百九戸、四百三十人 一戸、三八二〇
一人、〇九七三

一、皇族及臨時水害救濟會寄贈金 二五〇圓二六七

右は本庄町罹災救助資金に繰入

一、篤志者寄贈金 七八圓三八五

一、郡内篤志者寄贈金 七二圓四九三

右何れも本庄獎學慈善會基金に繰入

一、兒玉郡神職會募集篤志者慰問袋

米袋二〇、挽割袋二三、大小豆袋八、雜品袋八、金三十錢袋四

一、各地有志寄贈品

薄緣二二枚、手拭一五筋、仁丹五四袋、眞効丸一三袋

一、陸軍省寄贈品

固形食鹽五六七箇、牛肉罐詰三七七箇

一、天理教會寄贈品衣類 六〇點

一、松久村青年團慰問袋 一三袋

以上各寄贈品は百十七戸へ分配す

一、埼玉縣罹災救助基金に依る救助施行

イ) 出水中浸水家屋居住者へ焚出救助

ロ) 水災罹災者中貧困者へ食品救助

白米 十五石四斗五升 戸數 六十一戸
現住 二百四十六人へ給與

味噌 百五十四貫五百匁 同 上

(ハ)同上第二回救助施行

白米 二石六斗七升 戸數 三十五戸
現住 七十四人へ給與
味噌 二十六貫七百匁 同 上

(ニ)水災小屋掛材料救助

一、桁 長二間 三寸押角	九 本	一、杉皮	三十六把
一、柱 長九尺 三寸押角	十八本	一、中貫	三十六把
一、垂木長九尺 一寸三分押角	三十六本	一、根太棒 六尺三寸 押角	三十本
一、縦板厚六分 巾八寸	三十六枚	一、厚蕙	六十六枚
一、ガラ貫	七十五挺		

右家屋流失者三人へ給與

(ホ)水災種子救助

一、田 一町四反二畝二十五步 粃種子八斗五升八合、給與人員八人
 一、畑 五町六畝二十二步 大麥種子三石二斗二升九合、給與人員二十人

(ト)本庄町篤志者義捐金募集

水災罹災民救助の爲め、本庄町篤志者より、義捐金募集を爲したるに其の據出金額、六百二圓二十五

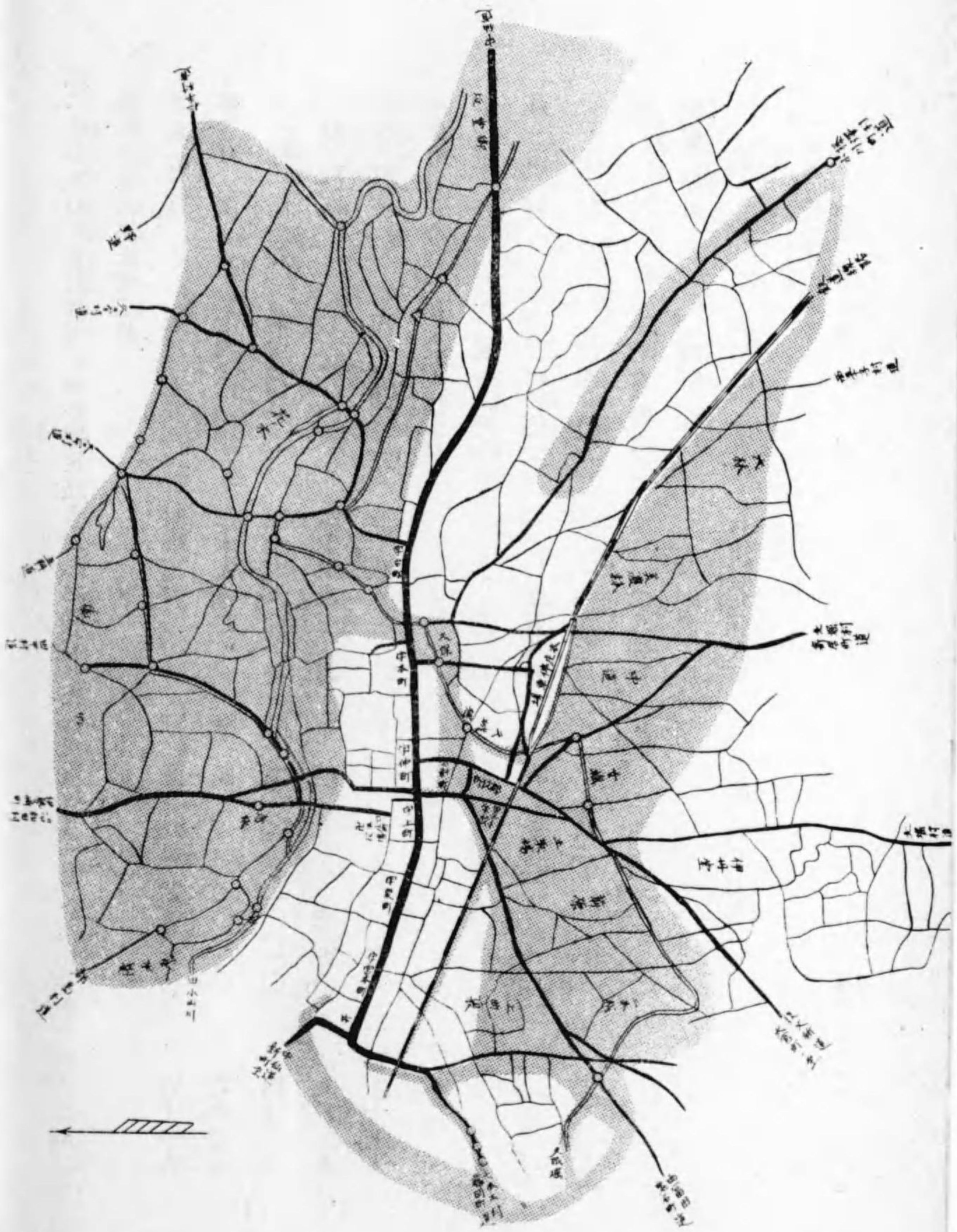
錢に達したので當町外四ヶ村の罹災民に對し之れを分與した。

一、義捐金額及篤志者人員

宮本町區	七三、七五	四十三人	仲町區	九三、六〇	六十一人
泉町區	七四、〇〇	三十九人	本町區	二〇〇、〇〇	六十二人
上町區	七三、〇〇	四十二人	臺町區	二〇、一〇	四十人
七軒町區	二二、八〇	四十四人	諏訪區	三、五〇	九人
照若町區	四一、五〇	三十八人	計	六〇二、二五	三百七十七人

二、分配町村及金額、給與戸數人員

本庄町	五一、五二〇	八二戸	三二〇人
藤田村	二二四、八二〇	三五八戸	一、七二一人
仁手村	一〇四、八七〇	一六七戸	八一九人
旭村	一七六、四六〇	二八一戸	一四七二人
神保原村	四四、五八〇	七一戸	三一五人
計	六〇二、二五〇	九五八戸	四、六三七人



第二章 聖蹟錄

一、明治天皇御巡幸

畏くも明治天皇御即位の始め、地方民情御視察のため、各地に御巡幸仰出され、當町には明治十一年九月北陸及東海道御巡幸の途次、御駐輦遊ばされ、御晝餐を聞召さる。茲に其の盛況を謹記して聖代の餘榮を後世に傳へんとす。

二、白根崎玉縣令の示達

明治十一年八月三十日御發輦、北陸東海に御巡幸の旨仰出さる。依つて三條太政大臣より地方官心得を示達せられた。白根縣令(註今の縣知事)は、此の御旨趣に基きて、

『沿道宿驛ノ外一里内外ノ距離毎ニ、木陰或ハ廣場等ニ於テ、四斗樽四五本ニ清水ヲ汲置キ、御馬口洗所ト相記シ可申。御通輦ノ當日、快晴ニシテ暑熱甚シキ時ハ、各自水ヲ打チ炎塵ヲ消シ候様注意可致。區・宿・村ノ境等ハ區、戸長奉送迎トシテ罷出ヅルニ及バズ。各自適宜ノ場所ニ於テ相拜シ可申。御通輦ノ節ハ庶民冠リ物ヲ脱シ立禮ヲ行ヒ、下座、拜跪等ノ儀無之様注意可致。往來人ハ差止ニ不及候ヘ共、先驅ノ近ヅクヲ見レバ、路傍ヘ相避ケサセ可申。行在所宿驛ニ於テハ、火ノ元別シテ大切ニ致様注意可致事。』

と示達せられた。

之によるときは長くも諸事簡素を御旨とせられ下萬民を御感み給はれる大御心の程を拜察せられて洵に感激に堪へない次第である。

三、御巡幸の御日割及御道筋

御巡幸の御日割、御道筋等は左の如くである。

八月三十日、快晴。

午前八時、宮城御發輦、御馬車に召さる。

午前十時五分、板橋驛着御、縣令白根多助參上奉迎。

午後二時、浦和驛着御。午後三時、師範學校行在所着御。

八月三十一日、前夜の雨霽る。

午前八時師範學校・縣立醫學校臨御。午前九時縣立勸業博覽館に臨御。午前九時三十分、行在所還御。正午十二時行在所御發輦。

午後零時五十分、大宮驛着御山崎喜右衛門宅御小休。午後一時二十分御發輦。官幣大社氷川神社御參拜。

(時不詳)、上尾驛着御。細井峯五郎宅御小休。

午後三時五十分、桶川驛着御、行在所府川秀之助方。

九月一日、細雨後霽る。午前八時、行在所御發輦。

午前十時、鴻巣驛着御。御晝行在所横田三九郎方。午前十一時三十分、御發輦。

午後零時五分、吹上驛着御。林儀三郎宅御小休。午後零時三十五分、御發輦。

午後二時、熊谷驛着御、行在所竹井耕一郎方。

九月二日、天曇り後晴れ。

午前七時、行在所御發輦、大里郡新堀村御小休、副戸長中村半三郎宅。

午前七時三十分、御發輦、深谷驛杉田千衛宅御小休。

午前十時二十分、岡部村着御、源勝院御小休。

午前十時四十分、岡部村御發輦。

(時不詳)、本庄驛着御。(時不詳)、御晝行在所田村左惣治方。

午後二時二十分、群馬縣下へ御入輦。

四、本庄驛御駐輦の状況

九月二日天曇る。午前七時熊谷行在所御發輦(中略)此の頃天晴る。やがて岡下村字蛇喰(岡部村)に差掛る。豫ての悪路修繕中の處、過日來の降雨にて、更に大崩壞を來し、御巡幸前までに竣工に至らざりし

かば、此の日畑中の小徑をたどりて、御車を帆らせ間もなく本庄に着御、田村左惣治方にて御晝餐を召され給ふ。此の家は寛永十九年の建築にて、先年和宮御東下の際修補を加へたれども、其後破損甚だしかりしを家主このたびの擧を無上の名譽とし、自費を以て修繕を加へたり。此より先本庄驛生系改所頭取町田梅太郎、生系商人總代淺見常太郎等より、奨勵の爲めとて、願出でしを許可相成、此日御晝休の節、繰糸工場天覽、工女三十七名へ金圓御下賜あらせ給ひぬ。かくて出で立たせ給ひ午後二時二十分、御恙もあらせられず天顔いと麗しく我埼玉縣を過ぎ給ひて、群馬縣へ入らせ給ふ。縣令は新町行在所迄奉送す。(埼玉縣誌に依る)

五、供奉員及休所

當日の供奉員及其の休所左の如し。

供奉員宿割

本庄驛

- 一、岩倉右大臣以下七人 諸井孝次郎
- 二、品川内務大書記官 江原茂四郎
- 日比内務二等屬 村岡同五等屬以下五人
- 三、大隈參議 佐伯大藏權少書記官以下六人 黒田 孫平
- 四、谷森太政官少書記官 櫻井同少書記官 荒井廣三郎
- 佐藤二等屬、中島二等屬 井出同六等屬伊坂同等外一等出仕
- 伊佐同等外一等出仕以下三人
- 五、徳大寺宮内卿、杉宮内大輔 宮内省御用掛奏任近藤芳樹 森田 夫太郎

- 六、香川宮内大書記官、山岡大書記官 堤同權大書記官、麻見同二等屬 田邊同二等屬、和田同三等屬 廣瀨同七等屬、高屋同八等屬 以下四人 小暮七郎次
- 七、橋本式部二等掌典、岩倉同三等掌典、山田式部五等屬藏田同七等屬以下三人 森田 又市
- 八、佐々木一等侍補、土方一等侍補 高崎二等侍補、山口三等侍補 以下五人 森田彌三郎
- 九、伊東一等侍醫、伊東三等侍醫 船曳醫員、岩井醫員、平野醫員 伊東醫員、高橋三等仕人、飯田三等仕人以下三人 中村梅之助
- 十、堀川侍從、綾小路侍從、西四辻侍從、北條侍從、京極從五位、藤浪侍從試補、以下二人 橋本幸太郎
- 十一、高辻侍從、富小路侍從、東園侍從 片岡侍從、増山從五位、萩侍從試補、廣幡宮内十等出仕以下一人 橋本幸太郎
- 十二、内膳課員十八人 下山八十八
- 十三、調度課員十一人 坂上 和吉
- 十四、内匠課員十一人 中塚 伊平
- 十五、内廷課員十五人 中村軍次郎
- 十六、内廷課員二十一人 中村軍次郎
- 十七、内廷課員十五人 瀧澤治郎八
- 十八、御厩課員二十七人 山崎 清吉
- 十九、御厩課員五十二人 伊藤定二郎 福島 勘七 田中 菊松 設樂 菊松
- 二十、橋本大藏書記官、松本同四等屬 堀同六等屬、藤井同八等屬、田中同八等屬、以下九人 武正 ちい
- 二十一、警視本部權少警視、一等警視補 屬官合計十人 田村徳次郎
- 二十二、警視本部權中警部、警部補 古川 芳平 關口 萬三郎 小野 直次郎 小野 竹治郎 田島 正之
- 二十三、巡查合計七十四人

廿三、警視本部、警部、警部補
巡查、合計七十四人

中山保太郎
織茂九郎平
家高次郎平
浅見清平

廿四、警視本部、警部、警部補
巡查合計七十四人

高橋多藏
常木いと

廿五、警視第一部署、警部、警部補
巡查合計四十一人

森山又市
細野伊之松

廿六、警視第二部署、同上ノ者
合計四十人

根岸市郎
牛込平八
森田松藏

廿七、警視第三部署、同上ノ者
合計四十人

小野田平次郎
勝間邦次

廿八、警視第四部署、同上ノ者
合計四十人

早川藤吉
井上和三郎
中澤藤十郎

廿九、警視局五島内務一等屬
山崎九等屬以下一人

細谷深太郎

三十、近衛將校比志島少佐、本田大尉
横地中尉、高橋中尉、磯林中尉
川井少尉、佐久間少尉、細井少尉
小田少尉、以下十六人

磯崎菊次郎

卅一、近衛騎兵江尻下副官代理
以下七十四人

廣澤タ子
刈部マツ

卅二、警視醫以下五人

加藤権衛

卅三、井上參議、富士谷工部四等屬
以下四人

笠原まぢ

以上合計 七百六十二人

番外

新聞社員、寫真師

根岸濱吉

外

一、馬百十四頭

内 譯

宮内省 四十二頭 内洋馬五頭

近衛局 六十一頭

警視局 十一頭

第三章 忠節錄

明治六年一月全國に徴兵令を布き、國民皆兵の制を建てられし以來、當町本籍者にして此の重大なる兵役の義務に服し、戰時若しくは事變に際し召集に應じて出征し、國家の干城として忠節の大義を盡されし軍人諸士の芳名を録し、永く後世に傳へて感謝の意を表せんとするものである。

(註) 應召當時當町に本籍を有したる軍人のみを掲ぐることにした。

第一節 戰病死者

一、明治二十七八年日清戰役の陣歿者

砲兵一等卒勳八等

森 田 正 治

明治六年一月一日生

明治二十五年徴兵となり、十二月一日要塞砲兵第一聯隊 編入二十七年日清の役起るや第二軍に従つて渡清し、到る所に轉戦して明治二十八年二月九日山東省北山嘴砲臺に於て裝彈に際し砲創を受けたるため後送となる。同年三月二十一日廣島豫備病院に於て歿す。超えて五月五日壯嚴なる町葬を以て、安養院に埋骨し碑を建て永く其の功勳を勸した。當時官より弔祭料金拾圓特別賜金貳百貳拾圓を賜り勳八等に叙せらる。町よりも金百拾七圓を遺族に贈つて慰籍する所があつた。

二、明治三十七・八年日露戦役の陣歿者

歩兵曹長勳七等

長 島 治 三 郎

明治十五年十一月六日生

明治三十三年一月下士候補生として、高崎聯隊に入り、三十六年十二月累進して歩兵軍曹となる。三十七年九月一日出征、宇品港を出帆して五月五日盛京省青泥窪に上陸、同二十日太平溝東南高地に於て戦死、同日曹長に陞進、勳七等に叙せらる。後父長島彌太四郎に扶助料年金九拾圓を下賜せらる。明治三十九年四月七日町葬を行ひ墓碑を菩提寺に建つ。

歩兵一等卒勳八等

和 田 仲 次 郎

明治四年七月五日生

日清戦役の際、明治二十七年十二月三十一日宇品出帆、二十八年二月二十四日太平山の戦闘に参加、其の後各地に轉戦し五月七日凱旋、戦功により金貳拾五圓を下賜せらる。日露の役起るや、明治三十七年二月九日應召し、近衛後備歩兵第二聯隊に入る。三月十八日宇品出帆、鎮南浦に上陸し、五月一日鴨綠江戦を始めとして、各地に轉戦の後大嶺附近の戦闘に於て敵弾のために斃る。勳八等に叙せられ寡婦和田しめに扶助料年金五拾五圓を下賜せらる。明治三十九年四月町葬を行ひ墓碑を菩提寺に建設した。

歩兵二等卒勳八等功七級

三 浦 祐 太 郎

明治十五年三月二十五日生

明治三十七年十一月八日補充として、高崎出發青泥窪上陸、寺兒溝西方高地戦に従ひ、三十八年二月

吳家崗子附近の戦闘を始めとして各地に轉戦、同年三月九日三臺子の戦闘に名譽の戦死を遂ぐ。殊勳によつて勳八等功七級を追贈せられ、父三浦佐吉に扶助料として年金四拾五圓を下賜せらる。明治三十九年四月町葬を行ひ、墓碑を菩提寺に建設した。

輜重輸卒勳八等

八 木 茂 三 郎

明治七年二月十五日生

明治二十七八年戦役に従軍し、二十八年十一月歸休除隊。更に三十七年二月九日充員召集に應じ、近衛師團兵站縦列に編入せられて出征し、三十八年五月二十四日遼陽兵站病院に於て病歿。勳八等に追叙寡婦八木ヨシに扶助料年金參拾圓を下賜せらる。明治卅九年四月町葬を行ひ、墓碑を菩提寺に建設した。

砲兵上等兵勳八等

岡 田 熊 吉

明治十五年四月十八日生

明治三十七年十月四日補充として、東京要塞砲兵聯隊に編入、翌平五月二十四日出征。同年十月十日韓國虎島第三砲臺に於て、徹夜激寒を冒して監視衛兵勤務中發病し、十月二十三日遂に永興灣要塞病院に於て歿した。後勳八等に叙せられ母岡田マサに扶助料年金參拾八圓を下賜せらる。明治三十九年四月町葬を行ひ、墓碑を菩提寺に建設した。

輜重輸卒勳八等

小 野 直 吉

明治十二年二月二十六日生

明治三十七年二月九日充員召集に應じて、第一師團補助輸卒隊に編入、三月二十七日韓國鎮南浦に上

陸、三十八年十一月陣中に於て流行病に罹り、十一月二十一日清國盛京省薩爾濟城營盤兵站病院に於て歿した。勳八等を追贈せらる。明治三十九年四月町葬を行ひ、墓碑を菩提寺に建設した。

三、大正七八年西伯利事變陣歿者

步兵二等卒勳八等功七級 野 枝 熊 五 郎

明治三十年四月二十日生

大正三年以降歐州大戦亂の餘波を受け、西伯利地方匪賊討伐事變起るや。大正八年四月二十二日青森出帆、同月二十五日浦鹽上陸西伯利に入る。哈府・亞市・ゼーヤを経て、七月十一日ボチカレオに到着。北
部討伐隊及テリニコフカ方面の討伐隊に加り、更に九月より十月に涉りモロコチーナ方面の討伐及トム
ニチキの戦鬪に従事し、十月五日マルガリトゥカの戦鬪に於て負傷し、第三陸軍病院亞府分院に入院治
療を受けたるも、治癒に至らず。十一月二十二日内地に歸還した。大正九年一月十七日戦傷により兵役
を免除せられ、同年二月六日遂に之が誘因となりて歿す。戦功に依り勳八等に叙せられ功七級金鷄勳章
を賜はる。同年十二月十二日小學校庭に於て町葬を行ひ墓碑を菩提寺に建設した。

第二節 出征軍人

一、明治三十七八年日清、日露兩戰役從軍者

步兵一等卒勳八等 本 莊 興 眞

明治七年十二月二十九日生

(一) 日清戰役に從軍し其の功により一時金貳拾五圓下賜せらる。
(二) 日露戰役 明治三十七年六月十一日後備として出征、八月代家子枕山の戦鬪を始めとして、各地の
守備に任じ、三十八年五月近衛歩兵第二聯隊編入にせられ、同六月除隊、功により勳八等に叙せられ、
金百圓を賜はり、從軍記章授與せらる。

步兵一等卒勳八等 清 水 源 三 郎

明治七年二月廿六日生

(一) 日清戰役 明治二十八年八月豫備徵員として、第十四機關砲隊海城守備に任じ、平和克復の後同年
未除隊歸郷。

(二) 日露戰役 明治三十七年二月五日充員召集令下る。二月九日近衛歩兵第二聯隊に入營、二月十八日
東京出發二十三日鎮南浦上陸、各地の守備に任じたる後、同年八月枕山・楡樹子・塞破嶺附近の戦鬪に従
ひ、更に進んで奉天・鐵嶺等各地に轉戦し、三十八年十月十六日凱旋、同年十一月二十九日除隊、功に依
り勳八等に叙せられ金貳百圓を賜はり從軍記章授與せらる。

步兵軍曹勳七等 佐 藤 忠 作

明治七年十一月一日生

(一) 日清戰役 明治二十八年三月高崎出發、大連上陸後蓋平に於て野戰隊に編入せられ、同年五月末凱
旋金貳拾五圓下賜せらる。

(二) 日露戰役 明治三十七年三月九日充員召集に應じて、歩兵第十五聯隊補充大隊に編入、三十八年四
月高崎出發、五月大連に上陸し、野戰隊に屬したりしが、同年十月十六日平和克復の後、三十九年二月

八日復員除隊、功に依り勳七等を賜り金百五拾圓及恩給年金八拾圓を賜はり従軍記章授與せらる。

歩兵軍曹勳七等

高 柳 龜 次 郎

明治七年十二月十七日生

(一) 日清戦役 明治二十八年三月廣島出發、四月清國青泥窪に上陸、五月凱旋。功に依り金貳拾五圓下賜従軍記章授與せらる。

(二) 露戦役 明治三十七年三月九日充員召集に應じ、後備歩兵第十五聯隊に入隊、六月出征、七月末南盆溝高地並に八月小東溝東方高地及太平溝高地の戦闘を経て、九月二十一日より二日間二〇三高地の戦に参加して負傷し、第三野戦病院に入り、十二月初め全治退院、三十八年十二月除隊、勳七等に叙せられ金參百圓を賜はり従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

中 村 美 作

明治六年十二月廿九日生

(一) 日清戦役 明治二十八年三月征清の軍に従ひ、砂包子に駐屯したが、五月末凱旋。
(二) 露戦役 明治三十七年八月歩兵第二十七聯隊に應召して出征、十一月盤龍山及二〇三高地の戦闘に参加し、三十八年一月海城鐵道守備、遼河方面の守備を経て、三月孤家子附近の戦闘に轉じて姚家臺の戦に負傷して、内地に後送せられ、六月全治退院、八月除隊、勳八等に叙せられ金貳百圓を賜はり従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

加 藤 金 作

明治六年五月一日生

(一) 日清戦役 明治二十七年十月出征十一月鐘家山の戦に従ひ、尋いで金州北方高地に戦ひ、翌年一月より三月に涉り蓋平・太平山・西七里溝・營口・田庄臺等の戦に参加し、平和克復の後五月高崎に凱旋。
(二) 露戦役 明治三十七年八月第二十八聯隊に召集せられ、十二月出征、旅順・金州・普蘭店・復州を経て、三月奉天總攻撃に参加し、更に四方臺・三臺子の戦に従ひて負傷し、六月全治退院、八月除隊、勳八等に叙せられ金百五拾圓を下賜従軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳七等

内 田 元 吉

明治六年五月二日生

(一) 日清戦役 明治二十七年九月征清軍に従ひ、十一月金州攻撃を始め旅順・蓋平・七里溝・營口・田庄臺等の攻撃に参加し、二十八年六月凱旋、功に依り勳八等に叙せらる。
(二) 露戦役 明治三十七年八月充員召集に應じて、歩兵第二十七聯隊に入り十一月出征、盤龍山の戦に於て、肩胛背部に貫通銃創を受け、内地に後送入院全治の後、三十八年五月再び出征、六月遼陽戦に従ひ、其後各地の守備に任じ、翌年三月除隊、勳七等に叙せられ金百五拾圓を賜り従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳七等

楡 井 久 作

明治六年十月十九日生

(一) 日清戦役 明治二十八年四月旅順に渡り十月大連出發、臺灣の征討に従事し、翌年四月凱旋、功に依り勳八等一時金參拾五圓を賜はる。
(二) 露戦役 明治三十七年三月九日充員召集に應じて、第十五聯隊に入隊、六月出征、七月南盆山海鼠山等の戦に参加し、九月二〇三高地の戦に於て負傷し、三十八年一月全治、十一月末召集解除、勳七

等賜金貳百圓及恩給年金五拾圓下賜從軍記章授與せらる。

工兵上等兵勳八等

天

沼七太郎
明治七年六月廿九日生

(一) 日清戰役 明治廿七年七月獨立野戰電信隊補充として出征、九月臺灣基隆に於て疾病に罹り、廣島豫備病院に後送、同戰役の功に依り金貳拾五圓下賜せらる。

(二) 日露戰役 明治卅七年三月後備工兵大隊第一中隊に編入、四月仁川に上陸し、軍用鐵道工事に從事、七月第三軍に屬し旅順攻圍の軍路構築に從事中、病に罹り後送入院治療を受け、十一月免役除隊、勳八等に叙せられ。從軍記章授與せらる。

輜重輸卒勳八等

福

田寅吉
明治六年二月三日生

(一) 日清戰役 明治廿七年十二月より、翌年六月迄征清軍に従ひ金貳拾五圓下賜。

(二) 日露戰役 明治卅七年三月應召、彈藥大隊第二縱列より野戰砲兵第一聯隊に轉じ、更に第十八聯隊に編入、十二月青泥窪に於ける聯隊縱列に屬し、卅八年三月奉天の攻撃に参加し、四月野戰砲兵第二旅團司令部附となり、三十九年二月鐵嶺を發して凱旋、勳八等に叙せられ、金八拾圓下賜從軍記章授與せらる。

第二節 明治三十七八年日露戰役從軍者

陸軍二等藥劑官 從七位 勳六等

中

原政太郎
明治十七年一月一日生

明治三十七年二月充員召集により、近衛歩兵第一聯隊補充大隊に編入、七月第三軍兵站監部に配屬、八月三日宇品港出帆出征、青泥窪上陸後各地兵站病院に勤務の後、旅順兵站病院・旅順要塞整理委員・黃泥窪兵站病院・馬三家子・王牛浦子兵站病院・鐵嶺兵站病院に轉務し、三十九年二月弘前に凱旋、更に戰後整理の爲、三十九年六月關東軍倉庫附となり、七月大連に渡りて勤務、戰役の功に依り勳六等に叙せられ、一時金參百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

淺

野周寛
明治十七年十月卅一日生

明治三十八年八月三日出征、野戰隊に編入せられ、滿洲に在り、三十九年十一月三十日除隊、同戰役の功に依り勳八等瑞寶章金八拾圓を下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

折

茂芳太郎
明治十七年三月廿三日生

明治三十七年七月七日出征、滿洲に在り、三十九年三月九日除隊、戰役の功に依り勳八等瑞寶章金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等功七級

神

宮嘉市
明治十四年四月九日生

明治三十七年六月六日出征、双臺子附近の攻撃に参加、各地に轉戦し八月二十一日寺兒溝北方高地附近の戰闘に於て負傷入院、全治後各地に轉戦し、更に三臺子附近の戰に参加、三十九年二月二日凱旋、功に依り勳八等に叙せられ功七級金鷄勳章年金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒

木

村竹次郎
明治十八年五月二日生

明治三十七年九月二日出征、椅子山西方高地其の他の戦に参加し、十一月二十八日負傷、第二野戦病院に入り、重傷のため後送せられて、廣島豫備病院・東京豫備病院を経て、三十八年一月八日退院、復員下令、従軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

木 村 松 次 郎

明治三十八年四月二十九日出征、野戦隊に編入、法庫門西南方大房身に於て戦闘、三十九年二月三日歸還、功に依り、勳八等金貳百圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

島 田 榎 次 郎

明治三十七年十一月補充員として出征、野戦隊に編入滿洲に在り、三十九年二月四日歸還、功に依り勳八等金百五拾圓を下賜せられ従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

澤 田 源 吉

明治三十八年十二月歩兵第三十聯隊に入り、後歩兵第五十聯隊要員として出征、橋別甲附近の攻撃に参加し、四十一年四月除隊、功に依り勳八等に叙せられ、金百圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵曹長勳七等

常 木 幸 次 郎

明治三十七年二月五日充員召集に應じて、近衛歩兵第二聯隊に編入、九月留守近衛歩兵第一旅團司令部附となり、十二月甲碓泊司令部附に轉じ海上勤務、三十八年二月船繰通信掛を命ぜられ、韓國各要港より清國各地を経て歸港、更に陸軍運輸部本部附を兼務し、三十九年二月解除となる。勳七等に叙し金

貳百五拾圓を下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

藤 井 信 作

明治三十七年三月充員召集に應じて歩兵第三聯隊に編入、五月十六日韓家屯附近に戦ひ、同二十六日金州南山の大戦に参加し、引續き和尚島砲臺占領、旅順要塞攻圍軍に加り、六月十三日東部王家屯西南鞍部の戦闘に従事し、三十八年六月十九日召集解除、勳八等金貳百圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

加 藤 清 次 郎

明治三十七年十二月臨時召集として、近衛歩兵第二聯隊補充大隊に入隊、三十八年八月出征九月大連より鐵嶺古城子を経て、烏巴海に到着、第二軍總豫備隊となり、十月韓國駐劄軍金化守備隊に轉じ、三十九年四月解除、勳八等金八拾圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

萩 原 親 六

明治三十八年八月出征、鐵嶺古城子を経て、烏巴海に到着、第二軍總豫備隊となり、十月大連出發韓國駐劄軍金化守備隊となり、三十九年四月解除、勳八等賜金八拾圓、従軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

山 田 幸 次 郎

明治三十七年十一月大阪出帆、同二十八日旅順二〇三高地攻撃の際負傷し、三十日第一師團第四野戦病院に入り、全治後三十九年三月除隊、勳八等金貳百圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

近藤貞五郎

明治十四年四月十五日生

明治三十八年六月歩兵第十五聯隊出發、七月樺太メンヤ村に上陸し、數多の戦闘を経て、九月十八日宇品に歸着し、更に韓國の守備に任じ、三十九年三月除隊、勳八等賜金貳百圓、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

弓納持丈太郎

明治十一年八月十四日生

明治三十七年三月第一師團衛生隊に入り出征、五月大和尚山・金州南山の戦に参加し、七月第九師團に屬し安子峯附近の戦、八月碾盤溝九月水師營並に二〇三高地、十二月赤坂山の戦に参加し、三十八年一月松樹山の攻撃に従ひ、三月奉天總攻撃に参加し更に田義屯附近の戦を経て、九月病氣に依り内地に後送、三十九年二月召集解除、勳八等賜金貳百圓、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

木村儀三郎

明治十一年一月二日生

明治三十七年三月歩兵第三聯隊に入り六月出征、張家屯・石山溝・土城子・水師營の戦に参加し、九月水師營南方高地攻撃の際負傷し入院、内地に後送、三十八年二月退院、補充大隊に編入、五月後備歩兵第一聯隊補充として再出征、鐵嶺より永安堡に轉じ、六月柳樹屯を發して凱旋、勳八等金貳百圓下賜せられ從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等功七級

竹内元治郎

明治十三年三月廿一日生

明治卅七年三月充員召集に應じて、歩兵第十五聯隊に入り四月出征、五月金州北方高地・金州城附近及王家屯附近の戦に参加、七月双臺溝附近・西泥何子附近・八月碾盤溝附近・寺兒溝北方高地、九月椅子山

西北方及二〇三高地附近の戦を経て、十月三十日より旅順總攻撃に参加し、十一月寺兒溝西方高地の戦闘に従事、卅八年十一月鐵嶺出發高崎に凱旋、勳八等功七級金鵝勳章年金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵二等卒勳八等

金井義一

明治十二年一月三十日生

明治卅七年八月補充召集に應じて、歩兵第三聯隊に入隊、九月出征十一月松樹山攻撃に従事し、三十八年三月奉天を経て、大房身・大身屯附近・湯手堡の戦に参加し、卅九年二月凱旋、勳八等賜金貳百圓從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

市川米吉

明治十六年十月四日生

明治卅七年九月補充として、歩兵第十五聯隊に入隊、十二月出征翌年二月張家灣附近の戦、三月沙峯堡附近・三臺子附近の戦に参加し、卅九年二月召集解除、勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

江原善吉

明治十六年八月十八日生

明治卅七年九月補充として歩兵第十五聯隊に入營、十二月出征翌年二月張家灣附近三月沙峯堡附近の戦に参加、卅九年二月召集解除、勳八等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

若林伊五郎

明治十六年九月廿五日生

明治卅七年九月補充として歩兵第十五聯隊へ入營、十二月出征翌年三月沙峯堡附近の戦、三臺子附近の戦に参加、卅九年二月召集解除、勳八等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

町 田 梅 三

明治卅七年十二月補充として、歩兵第十五聯隊に入營、卅八年三月出征、鐵嶺守備に任じ、十一月末柳樹屯出發高崎に歸營、復員下令、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

齋 藤 清 吉

明治卅七年十二月補充として、歩兵第十五聯隊に入隊、卅八年三月野戰補充隊として出征、柳樹屯に上陸、四月第四中隊に編入、卅九年一月大連出發、二月高崎歸還、召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

大 野 幸 太 郎

明治卅八年三月野戰隊へ補充として、高崎出發柳樹屯・法庫門を経て、卅九年二月高崎へ歸營の上召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

市 橋 一 郎

明治卅八年三月野戰補充として高崎出發、柳樹屯・法庫門を経て、卅九年二月高崎に歸營の上召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

増 田 清 吉

明治卅七年十二月補充として、歩兵第十五聯隊に入隊、卅八年三月野戰隊へ補充として高崎出發、柳

樹屯へ上陸、卅九年二月高崎歸營の上召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

小 林 才 吉

明治卅八年五月野戰隊補充として東京出發、六月大連に上陸、卅九年二月召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

五 十 嵐 定 吉

明治卅七年三月充員召集に應じて、歩兵第十五聯隊に入隊、四月出征猴兎石に上陸後、第一回の戦闘に於て負傷野戰病院に入り、十月退院補充大隊に歸隊、卅八年七月歩兵第五十八聯隊に編入、九月大連を経て鐵嶺附近に着、更に鎮南浦を経て平壤の守備に任じ、卅九年三月除隊、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

山 崎 留 吉

明治卅七年八月歩兵第三聯隊補充大隊に入り九月出征、滿州各地の守備に任じ卅八年九月病に依り後送、卅九年二月解除、勳八等金貳百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等功七級

富 田 永 次

明治卅七年二月充員召集に依り後備近衛歩兵第二聯隊に入り、翌月鎮南浦に上陸、平壤・梨花浦・安東縣其の他の守備に任じ、八月榆樹林附近の戦に参加したる後、第十二師團に屬して各地に轉戦し、十月中旬より第一軍直轄となり、卅八年二月鐵嶺附近の戦争に参加し、又加瀬支隊に屬し或は守備となり、

時に戦争に加はること數回、同年末解除勳八等功七級金鷄勳章年金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

荒井佐平次

明治卅七年三月第一師團第一野戰病院に屬し、大同江張家屯を経て、金州南山の戦に参加以來、或は實戦に或は野戰病院に勤務し、卅八年八月歩兵第三聯隊補充大隊に編入疾病に依り免役となる。勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等功七級 田口

明治十年一月十五日生 縫

明治卅七年八月充員召集に依り、歩兵第三聯隊に入隊、九月出征大連に上陸、爾來旅順攻圍軍に従ひ同年十一月廿七日旅順背面松樹山に於て負傷、旅順白禰隊の勇士である。勳八等功七級金鷄勳章年金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

原島時次郎

明治十四年十二月十日生

明治卅七年三月出征、鎮南浦上陸以來各地に於て重砲兵陣地に彈藥の輸送に任じ、七月旅順北面第一線攻撃に参加し、爾來引續き各地へ彈藥輸送に任じ、卅九年三月除隊、勳八等賜金貳百圓、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

江原福治

明治十六年八月十八日生

明治卅八年一月第二機關砲隊補充として出征、青家城・火嶺・旅順の戦に参加し、三月末第十一師團に轉じ、年魚嶺の戦を経て、卅九年一月解隊、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

飯川安太郎

明治十七年一月十七日生

明治卅八年二月野戰砲兵第六十六聯隊補充大隊に入り、五月出征翌年二月解除歸郷、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

増田嘉吉

明治十六年五月一日生

明治卅八年七月アルユハルトに上陸し、實戦或は彈藥輸送に任じ、翌年九月野戰砲兵第一聯隊補充大隊に歸隊の上除隊となる。勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

志田萬五郎

明治十六年四月二日生

明治卅七年十月東京灣要塞砲兵聯隊に入り、十二月徒歩砲兵第一聯隊に轉屬、卅八年一月滿洲軍に参加の後、北進して遼陽を経て沙河方面蛇山子東方紅葉山の砲臺築設に従事し、三月八日奉天大會戦に参加し、卅九年二月鐵嶺出發凱旋、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章を授與せらる。

砲兵輪卒勳八等

山田鎮治

明治十三年三月三日生

明治卅七年五月野戰砲兵第二旅團彈藥大隊に入り、旅順攻撃並に奉天附近の戦争に参加し、卅九年三月復員解除、勳八等金貳百圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

小野林平

明治十六年十二月二十日生

明治卅八年八月補充兵として出征、野戰砲兵隊に編入後、中村枝隊に屬し六家子に對陣、同年十一月

復員下令、勳八等金五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

山 田 繁 治

明治十年十一月廿三日生

明治卅七年三月充員召集に應じ、野戰砲兵第一聯隊に編入、四月出征、五月張家屯上陸後關家店北方高地・金州城・營城子・土城子・胡家屯・隨家屯・太平溝等各地の戰を経て、卅八年一月更に北進して四臺子・高家臺・田義屯の戰に参加したるが、九月十六日休戦となり、卅九年一月國府臺に歸營の後召集解除、勳八等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

清 水 濱 吉

明治九年三月廿一日生

明治卅七年四月宇品出帆、五月張家屯に上陸、關家店北方高地・金州城・營城子・土城子・胡家屯・隨家屯・太平溝等の戰に参加し、卅八年一月沙岑堡・四臺子・田義屯の各地に轉戦、同年十月大連出發十一月凱旋、勳八等金貳百圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

橋 本 仙 太 郎

明治六年五月廿八日生

明治卅八年五月東京灣要塞砲兵聯隊に入り、更に徒歩砲兵第一聯隊補充として宇品出帆、十二月青泥窪上陸、卅八年二月大臺・古城子を経て柳條口陣地等の戰に参加し、五月野戰重砲兵第二聯隊に屬し、七月奉天停車場より大砲材料監視として北進、卅九年三月召集解除、勳八等一時金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵上等兵勳八等

本 庄 齊

明治十年四月廿三日生

明治卅七八年戰役に參加し、勳八等に叙せられ恩給年金七拾四圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒勳八等

木 村 卯 兵 衛

明治十四年十月卅一日生

明治卅七年三月鎮南浦に上陸後、數回の戰闘を経て、八月末より九月に亘る遼陽附近の大戦に参加し十月沙河の會戰の際右背部に銃創を受け、手當の上後送せられ廣島豫備病院に收容、卅八年五月歸隊翌年一月解除、勳八等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵輪卒勳八等

小 澤 眞 作

明治十六年二月廿五日生

明治卅七年四月野戰砲兵第十三聯隊補充大隊に入り、九月出征十月沙河の會戰翌年三月奉天の會戰に参加し卅九年三月除隊、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵輪卒勳八等

坂 上 三 三

明治十七年七月十一日生

明治卅八年四月第十三師團第一砲兵彈藥縦列に編入、六月末横濱出發樺太南部アニワ灣に上陸、翌月ダリネエの戰に参加、九月ホロアントマリより青森を経て凱旋、卅九年二月解除、勳八等金八拾圓下賜從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒

柳 澤 美 登 利

明治十七年四月一日生

明治卅八年四月野戰砲兵第十六聯隊補充大隊に入隊、翌年二月召集解除、賜金貳拾五圓、從軍記章授與せらる。

工兵一等卒勳八等

山 田 忠 次 郎

明治十二年一月十四日生

明治卅七年三月召集四月後備工兵第二中隊に入り、七月第二軍に屬し出征、大連金州普蘭店を経て、道路の修繕架橋等に從事し、更に大石橋・海城・鞍山店の鐵道修理に從事中九月脚氣症の爲め遼陽兵站病院に入り後送せられ、十一月除隊勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

工兵上等兵勳八等

山 本 寅 之 助

明治十一年九月二日生

明治卅七年三月第一師團架橋縦列に編入、六月末張家屯に上陸、十一月より長嶺子・沙河包間の糧食輸送、卅八年二月渾河軍橋架設及奉天攻撃に参加、爾後架橋に或は道路修補工事に從事すること數ヶ月卅九年二月解除、勳八等金貳百圓下賜、從軍記章授與せらる。

工兵一等卒勳八等功七級 内 田 三 七 郎

明治十三年十二月十三日生

明治卅七年三月充員召集に應じ、工兵第一大隊に入り、四月出征五月猴兔石に上陸、如家屯、張家屯附近の架橋に從事、爾來金州附近の接戦及攻城附近より盤道附近の攻圍線作業に從事、更に土城子・旅順攻撃に参加し九月水師營南方高地占領の際負傷し、第二野戦病院に入り、ダルニーより後送東京廣尾分院に入り十二月退院、卅八年四月補員として再び出征、竜樹屯より大房身・法庫門間の軍路新設工事に從事し、更に他の軍橋作業等に從事し、卅九年二月凱旋勳八等功七級金鵝勳章年金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜 重 輸 卒

柳 澤 卓 示

明治十五年十一月十四日生

明治卅八年七月輜重兵第一大隊補充隊に入りて出征、通江口兵站司令部に勤務し、翌年三月解除賜金五拾圓、從軍記章授與せらる。

輜 重 輸 卒 勳 八 等

木 村 龍 三 郎

明治十二年九月廿四日生

明治卅七年三月第五彈藥縦列に編入、六月得利寺の戦を始め大小數戦の後、九月一日より三日間に亘る遼陽の大會戦を経て、卅八年三月奉天の會戦に参加し、卅九年三月召集解除、勳八等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜 重 兵 一 等 卒 勳 八 等

瀬 山 銀 平

明治八年六月廿八日生

明治卅七年二月近衛師團第三輜重兵監視隊に編入、三月鎮南浦上陸以來各地に於て糧秣糧食の輸送に任じ、七月末に至りて病に罹り鳳凰城兵站病院に入り、八月東京澁谷分院に轉じ、同年九月召集解除勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜 重 輸 卒 勳 八 等

安 岡 清 次 郎

明治十六年二月二十日生

明治卅七年九月輜重兵第一大隊補充中隊に召集せられ、十二月末第二糧食縦列に編入以來旅順攻圍戦に從事轉じて沙河・奉天戦を経て、卅九年鐵嶺を發し二月復員下令、勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜 重 輸 卒 勳 八 等

服 部 直 平

明治十五年五月一日生

明治卅七年二月近衛輜重兵大隊補充中隊へ編入せられ渡清後、六月得利寺附近の戦を始めとし、蓋平

大石橋・海城・鞍山店・遼陽・沙河等各地に轉戦、更に卅八年一月より奉天・鐵嶺・開原等の激戦に参加し、卅九年二月召集解除、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

小 林 友 太 郎

明治十三年六月十日生

明治卅七年十月補充として近衛歩兵第二聯隊に入り、轉じて第四補助輪卒として出征、近衛師團司令部へ分遣、翌年二月近衛師團衛生隊に屬し奉天戰に参加し、爾來各地の戰場掃除及兵器収集に従事し、又兵站部に勤務し同年十二月末復員解除、勳八等金八拾圓下賜從軍記章授與せらる。

輜重輪卒

坂 上 高 次 郎

明治十一年十二月十二日生

明治卅八年七月充員召集第廿七輪卒隊に編入、大連鐵嶺を経て双樹子兵站司令部に配屬し翌年二月末東京歸着賜金五拾圓從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

山 田 縣 作

明治十一年五月二十日生

明治卅七年三月充員召集により第一糧食縱列に編入、六月張家屯に上陸其の年七月より翌年一月に亘る旅順攻撃に従事、更に金州・蓋平・海城・沙河・奉天の會戰等に参加、卅九年二月凱旋勳八等金百圓下賜從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

野 枝 正 平

明治十五年十二月三十日生

明治卅七年二月充員召集により近衛歩兵第二聯隊に入り、第四補助輪卒隊附となり、三月出征鎮南浦に上陸以來肅州・安州・定州等に於て輸送勤務、五月より安東縣・鳳凰城・高家店・東萬流・安平・浪子山等

の兵站部に勤務し十二月召集解除、勳八等金貳百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

宮 下 萬 次 郎

明治十六年一月九日生

明治卅七年二月充員召集により近衛歩兵第二聯隊に入り第四補助輪卒隊附となり三月出征、鎮南浦上陸五月安東縣に着、九月病に罹り高家溝立病院に入り後内地に後送せられ、十一月召集解除、勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輪卒

草 住 清 吉

明治十一年三月廿八日生

明治卅八年七月第廿七補助輪卒隊に編入、八月大連より鐵嶺法庫門を経て、双樹子兵站司令部配屬、卅九年一月病に罹り同地病院にて手當の後三月内地に後送せられ、四月召集解除、賜金五拾圓、從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

岩 崎 然 彌

明治十一年五月九日生

明治卅八年四月充員召集に應じ第廿四補助輪卒隊に編入せられしも、疾病により解除勳八等に叙せられ從軍記章授與せらる。

輜重輪卒勳八等

小 暮 正 作

明治十四年一月九日生

明治卅七年二月第一軍第六補助輪卒隊に入り出征、鎮南浦・安東縣等に勤務し、十二月雪裡店兵站司令部全家堡子支部へ分遣中、卅八年三月脚氣症に罹り雪裡店患者療養所に入り治療、四月召集解除、勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒勳八等

大 島 和 造

五八

明治卅七年二月第一師團第四補助輸卒隊に入り三月鎮南浦に上陸、爾來輸送勤務に従事中十月脚氣症に罹り大安平兵站病院に入り十一月解除、勳八等金百圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒

加 藤 宅 三 郎

明治卅七年二月野戰重砲兵聯隊第二彈藥縱列に入り、三月出征鎮南浦・梨花浦を経て、九連城の攻撃並に安子嶺・旅順攻撃等に參加し、卅九年三月解除、勳八等金百五十圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒

岩 田 熊 吉

明治卅八年四月第廿四補助輸卒隊に入り五月出征、大連に於て輸送勤務中六月病に罹り入院、九月召集解除、金五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒勳八等

坂 上 長 重

明治卅八年六月近衛歩兵第四聯隊補充大隊に入り直に出征、大連鐵嶺を経て大康家屯に於て勤務、十月召集解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒勳八等

塩 浦 重 次 郎

明治卅八年七月第十三師團第二糧食縱列に編入、樺太北部アルコクに上陸し、同地の攻撃並に糧秣輸送に任じ、九月東京に凱旋十月解除、勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輜重輸卒勳八等

木 村 光 治

明治卅七年八月第四糧食縱列に編入、十月旭川屯營出發、十二月ダルニーを経て營城子に着し、卅八年一月まで旅順攻撃に參加、爾後泥河子より金州・復州・蓋平を経て、海城・安林堡等の輸送事務に任じ卅九年三月柳樹屯を發し室蘭に凱旋、勳八等金八拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵

増 田 松 太 郎

明治卅七年十二月入營卅八年二月補充大隊に編入、卅九年三月復員下令除隊一時金參拾五圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

村 田 友 藏

明治卅七八年戰役の功に依り勳八等旭日章下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒

江 原 保 太 郎

明治卅八年三月補充召集により歩兵第十五聯隊に入隊、同年十一月二日召集解除、功に依り一時金參拾五圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒

高 柳 邦 太 郎

明治卅八年三月補充召集により、歩兵第十五聯隊に入隊、翌年二月召集解除、一時賜金參拾五圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵二等卒 福島平五郎
明治十五年十一月十六日生
明治卅八年三月補充召集として歩兵第十五聯隊に入隊、同年十一月三十日召集解除、賜金參拾五圓、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒 井村乙次
明治十五年六月二日生

明治卅八年三月補充召集として歩兵第十五聯隊に入隊、翌年二月召集解除賜金參拾五圓、從軍記章授與せらる。

歩兵二等卒 竹越喜三郎
明治十七年五月十五日生

明治卅八年八月補充として、歩兵第三十聯隊に入隊、同年十月召集解除、卅九年四月一日從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等 西野嘉平次
明治十七年十月十日生

明治卅七年十二月近衛歩兵第二聯隊に召集、卅八年十一月召集解除勳八等金七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵上等兵 吉橋好太郎
明治十七年七月廿一日生

明治卅七年十二月野戰砲兵第一聯隊補充大隊に入り、卅九年二月野戰砲兵第一聯隊に編入替、金五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

砲兵一等卒 坂上和平
明治十七年一月八日生

明治卅八年四月教育召集として野戰砲兵第十三聯隊補充大隊に入る、超えて六月病に罹り十月末解除賜金參拾五圓、從軍記章授與せらる。

砲兵二等卒 小川守一郎
明治十七年七月二十日生

明治卅八年七月同上入隊、内地勤務に従ひ、同年十一月召集解除、賜金參拾五圓從軍記章授與せらる。

砲兵二等卒 坂上宗平
明治十七年十一月廿八日生

明治卅八年一月教育召集として野戰砲兵第十三聯隊補充大隊に入隊、同年四月召集解除、從軍記章授與せらる。

砲兵 輪 卒 山崎清五郎
明治十七年二月廿五日生

明治卅八年臨時召集として野戰砲兵第十三聯隊補充大隊に入隊、同年十月召集解除、從軍記章授與せらる。

工兵軍曹勳七等 戸谷千作
明治十年八月廿三日生

明治卅七年九月工兵第一大隊補充中隊に入隊、翌年四月工兵軍曹に任じ同十二月解除、勳七等金百五拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

輻重兵軍曹 日向 治平

明治卅七年十二月近衛輻重兵大隊に入隊内地勤務に従事、平和克復の後除隊、賜金參拾五圓並に従軍記章授與せらる。

輻重輪卒勳八等 小野 篤二郎

同上召集、勳八等に叙せられ従軍記章授與せらる。 明治十二年五月十日生

輻重輪卒勳八等 柴崎 定藏

同上召集、勳八等に叙せられ従軍記章授與せらる。 明治十三年十一月十日生

憲兵上等兵勳八等 田口 鹿二郎

同上應召出征、勳八等に叙せられ従軍記章授與せらる。 明治八年九月四日生

明治卅八年七月充員召集に依り應召卅八年八月平和克復に依り召集解除、勳八等に叙せられ従軍記章授與せらる。

三等看護長勳八等 田中 作次郎

明治卅七年十一月高崎聯隊に入り、内地勤務卅九年二月解除勳八等金七拾圓下賜従軍記章授與せらる。 明治十六年八月二十日生

三、大正三年乃至九年事變従軍者

歩兵上等兵勳八等 中原 林次

大正八年四月露領西伯利へ出征、浦塩よりハバロフスク(哈府)ゼーヤ・アレキセーフ(亞市)ポチカロオ等を経て、トルバカタイ附近の戦闘及西部旅團討伐隊に加り、更に大正九年三月よりポチカロオ・ニコリスク(尼市)スバスコニー・ウエリノ等の各地を経て、此の間ニコリスク・ウスリースキーの戦闘に参加し十月渾春・局子街・會寧・羅南を経て、清津港發、十一月宇品港上陸十二月復員下令、宇都宮に歸營、功により勳八等金貳百貳拾圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等 小澤 源太郎

大正八年四月露領西伯利へ出征、浦塩より哈府・東北臺・ポチカロオを経て、ヘローフカ方面及ホムヤナ附近の討伐、ウエルハンニーベラヤ附近の討伐をなし、九年二月ブラゴエシチエンスク(武市)より哈府を経て、ニコリスク・ウスリースキーの戦闘に加はり、ムラビヨフアムールスキーを経て、ウエリノの守備に任じ十月二十一日ウエリノ出發、浦塩・ボセツト・渾春・局子街・會寧・羅南を経て清津港より出航、十一月三十日宇品港に歸着、功に依り勳八等金四百參拾圓下賜、従軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等 中野 玉吉

大正八年四月露領西伯利へ出征、浦塩より哈府・ゼーヤを経てポチカロオの守備、ウエリノ方面の討伐、ベルイカ方面の討伐に従ひ、又北部討伐隊チリニコフカ討伐隊に加り十月より十一月に亘り、マルガリトールカ附近の戦闘、ドブリヤンカ討伐及トルバカタイの戦闘に参加し、大正九年三月よりポチヤカンを經て、ニコリスクウスリースキーの戦闘に参加し、五月スバスコエに駐屯、六月ウエリノの守備に

明治卅一年二月六日生

明治三十年十月十八日生

任じ、十月間島方面に出動、浦壙よりボセツト・渾春・局子街・會寧・羅南を経て、清津港を發し十一月宇品に着し、十二月宇都宮に歸營、功に依り勳八等金四百參拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

河 野 嘉 藏

明治三十年七月十三日生

大正八年四月青森港出帆浦壙上陸、其よりハバロフスク・アレキセーフスクの守備、コンダツチ・マクダカチ間の鐵道警戒、センブリヤンカ及モロコチノナ附近の討伐、ドブリヤンカ・マザノフ附近の討伐に従ひ、更に進んでダラマツトハ附近マルガトリカ附近モルチャーナ附近ウエセラヤ附近の各地の戦闘に参加し、尙亞市・ガレダツチ間鐵道作業の援護と亞市旅團大討伐に従ひ、大正九年二月カザンカの守備大サザンカ附近の戦闘を爲し、三月ニコリスクウスリースキの戦闘、祥峯嶺ホクロフカ敵狀偵察に従ひ、五月ニコリスクを發しスバスコイエ・イマンを経て、更に間島方面に出動の爲め浦壙よりボセツト・渾春・局子街・會寧・羅南を経て清津港を出發して、十一月宇品港に着、十二月宇都宮に歸營の後復員下令除隊となる、功に依り勳八等金四百參拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵曹長勳七等

山 田 春 松

明治廿二年五月廿二日生

大正八年四月青森港出帆、浦壙よりハバロフスク・オブルチエ・亞市を経て此の間各地の守備に任じ、八月亞市・ユフタ間の連絡勤務に従事、九月モロフチーナ・ニコライフカ附近の討伐に従事、十月疾病の爲め第三陸軍病院亞市分院入院十一月治愈退院の後、レヂヤナヤの守備に任じ、大正九年一月亞市を経て尼市に着、四月ニコリスク・ウスリースキの戦闘に参加し五月尼市を發し、六月スバスコイエを経てイマンに到り、十月間島方面へ出動の爲め浦壙を發し、ボセツト・渾春・局子街・會寧・羅南を経て、十一月清津港を出帆宇品着、十二月歸營の後召解集除、功に依り勳七等に叙し金五百圓下賜、從軍記章授與せらる。

與せらる。

歩兵上等兵勳八等

渡 邊 脩 三

明治卅一年三月廿九日生

大正八年四月青森港出帆浦壙上陸、ハバロフスク・オブルチエ・アレキセーフスク・ベルノコイを経て此の間各地の守備に任じ、九月より討伐に従事し、ウクライナに於て戦闘に参加、十月スタンチャコン附近の戦闘に於て負傷、其よりベルノゴウ・アレキセーフスクを経て、ガザンカ附近に於て戦闘、大正九年二月アレキセーフスクを發し、ボチカレオ・ハバロフスクを経て、四月ニコリスクウスリースキに於て戦闘、五月同所を發しスバスコイエ・イマンを経て、ウヤゼムカヤの守備を爲し、九月同所を發して浦壙着、十月間島方面に出動のため浦壙出帆、ボセツト港上陸渾春・局子街・會寧・羅南を経て清津港を發し宇品着、十二月屯營に歸着の上除隊、功に依り勳八等金四百圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

山 崎 又 市

明治三十年十二月廿一日生

大正八年四月青森港出帆浦壙上陸、五月より哈府・ダンヅール・ゴンタツキ・カメノンカ・バレジスベテル・シースノフカ・バレジスナワ・センクタン等の各地の守備或は敵狀偵察、或は家宅搜索、或は橋梁工事の掩護等に任じ、大正九年二月ゴンダツキ・哈府を経て尼市に到り、四月ニコリスクウスリースキの戦闘に参加し、五月尼市を發してスバスカヤ・ウヤゼムスカヤを経て、十月間島方面に出動のため浦壙出帆、ボセツト・渾春・局子街・會寧・羅南を経て、十一月清津港出帆宇品着、十二月歸營の後除隊、勳八等一時金參百參拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

平 野 繁

明治卅一年三月三十日生

大正八年四月青森港出發浦鹽港上陸、五月ハバロフスク・クンゾール・シワーキ・ルフロオ・スラレオカ
武市・ポチカレオを経て此の間架橋掩護又は守備に任じ、九月よりトルバカタイ・ドムコムキ・マルガリ
トーカの戦闘に従事、大正九年三月亞市發尼市着、四月ニコリスクウスリースキの戦闘に参加し、五月
尼市發スバスカヤ・ウヤセムスカヤ・コテコーオの守備、十月間島方面出動の爲め浦鹽出發、ボセツト・渾
春・局子街・會寧・羅南を経て、十一月清津港出帆宇品着、十二月屯營歸着除隊、勳八等金參百圓下賜、從
軍記章授與せらる。

歩兵一等卒勳八等

清水吉太郎

大正八年四月青森港出發浦鹽上陸ハバロフスク着、其よりブラゴエチエンスク・ニコラエフスク・長

春・浦鹽等各地に出張、十二月ハバロフスク出發、大正九年一月ブラゴエチエンスク・ポチカレオを経て
ニコリスクに着、四月ニコリスクウスリースキの戦闘に参加、五月スバスコエよりイマンに到り守
備に轉じ、七月イマン出發、功に依り勳八等金貳百貳拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

工兵一等卒勳八等

村岡金藏

大正八年四月青森出發浦鹽上陸、五月より七月に亘り哈府・ブラゴエ・サビタヤ・ピラカン等を経て、此

の間各地の守備と鐵道警戒に任じ、八月より十月に亘りドリアンカ附近の討伐アレキセーフの守備、
黒龍全線の鐵道橋梁の修理、ウエルノエ附近の討伐に従事し、大正九年二月より亞市附近の警戒哈府の
警備に任じ、四月哈府附近の戦闘に参加、十月哈府出發浦鹽を経て宇品に上陸、十一月屯營に歸着、勳
八等金參百圓下賜、從軍記章授與せらる。

工兵一等卒勳八等

茂木岩八

明治卅一年七月五日生

大正八年四月青森出發浦鹽上陸、ハバロフスクの守備、イマン・スバスカヤ間の鐵道橋梁の修理、ア
ルハラ守備ピラカン附近鐵道橋梁修理の任に當り、八月ドリアンカ附近の討伐アレキシーフの守備、
セレケタン附近ユフタ附近の鐵道及黒龍鐵道全線の橋梁修理、十月アレキ・ロノコウ附近の電線及アレ
キ・ホチ間の鐵道修繕及同附近の廠舎建築、ニコラアラカ・トルバカタイ方面電柱工事に従事し、大正九
年二月亞市哈府を経て、四月哈府の戦闘に加はり、六月ポール・イマン間及哈府・ムラビ間電信の修理に
従事、十月イマンを發して、浦鹽を經十一月宇品上陸屯營歸着、勳八等金參百七拾圓下賜、從軍記章授
與せらる。

歩兵二等卒勳八等

野枝卯平

明治三十年十二月十八日生

西伯利事變に従軍し勳八等金百參拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵

森田喜一

明治廿八年十二月五日生

同上事變に依り賜金百參拾圓、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵

千田啓治

明治廿九年九月廿六日生

同上事變に依り賜金百參拾圓、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵

竹内傳吉

明治廿九年九月十四日生

同上事變に依り賜金七拾圓、從軍記章授與せらる。

歩兵 曹長

長

沼 米 太 郎
明治卅一年七月十二日生

同上事變に依り賜金四拾圓、從軍記章授與せらる。

歩兵 上等兵

島

田 今 五 郎
明治廿九年二月廿九日生

同上事變に依り賜金百參拾圓、從軍記章授與せらる。

上等 看護卒

神

岡 清
明治三十年十月五日生

同上事變に依り賜金百圓、從軍記章授與せらる。

上等看護長勳八等

佐

々 木 義 丸
明治十四年五月二日生

大正六年六月より大正七年七月まで陸軍岩鼻火藥製造所に在り戰役の功に依り賜金百參拾圓、從軍記章授與せらる。

四、昭和六・七年滿洲事變及上海事變從軍者

歩兵上等兵勳八等

井

田 猛 雄
明治四十三年七月廿四日生

昭和六年六月一日現役兵として歩兵第七十六聯隊に入隊中、滿洲事變勃發し同年十二月混成旅團編成せられ、二十日羅南出發奉天を経て、昭和七年一月三日錦州に着し、錦州・連山・興城・綏中附近の警備に從事中、一月二十二日周家窩柵の戰闘、二月十四日田石阻邊門の討伐、二月二十三日天橋廠附近の搜

索三月十三日より二十八日に亘り沈家臺附近・螞蟻屯附近・連山四寺堡興城附近の討伐、錦州内外の便衣隊掃討に從事し、四月二十三日綏中出發哈爾濱・海林を編て五月五日寧安に着、五月六日より九月二十四日に亘り寧安附近の警備討伐に從事中、五月二十日より二十三日に亘り掖河附近・下馬蓮河及東京城の戰闘に從事、九月二十五日交替の爲め寧安を發し、十月羅南屯營に歸着、十一月三十日歸休除隊、功により勳八等に叙せられ一時金貳百貳拾五圓下賜、從軍記章授與せらる。

野戰重砲兵上等兵勳八等 山

田

順 治
明治四十三年五月六日生

昭和六年一月十日現役兵として野戰重砲兵第一聯隊に入營、上海事變勃發の爲め昭和七年二月五日兵站自動車中隊要員に充用、同上第五中隊に編入せられ二月十一日宇品出發上海に上陸、二月二十日より三月三日まで第九師團に屬し、上海附近の會戰に参加の後、上海附近の守備に任じ、五月十一日復員下令に依り上海出發大阪に上陸、六月十二日復員完結十一月二十日歸休退營。勳八等賜金百五拾圓、從軍記章授與せらる。

砲兵上等兵勳八等

高

橋 定 雄
明治四十年二月十四日生

昭和七年二月二日動員下令、二月十日宇品出發同月十四日上海上陸同地滯在中、五月十二日復員下令に依り二十九日上海出發、六月三日大阪港歸着、六月九日召集解除、功により勳八等に叙し一時金貳百七拾圓下賜、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等

岩

崎 勇 二 郎
明治四十三年十月五日生

昭和六年六月現役兵として歩兵第七十三聯隊に入隊。十二月滿洲事變の爲め羅南出發、奉天に着。翌年一月虹螺岬及錦西附近の戦闘に参加。二月大凌河右岸地區の討伐に従事し、六月小コンチム附近の戦闘、九月黒貝嶺前附近の戦闘に参加の後、十月羅南に歸營、八年四月歸休除隊。勳八等賜金貳百圓從軍記章授與せらる。

砲兵一等兵勳八等

風 間

榮 次

滿洲事變の爲め出征。功に依り勳八等賜金百五拾圓、從軍記章授與せらる。

歩兵上等兵勳八等功七級

畠

山

美

明治四十三年一月十日生

昭和七年二月動員下令、歩兵第十五聯隊を出發、三月大阪港出帆吳淞へ上陸、劉家巷・嘉定縣・石關門の守備に任じ、五月より六月に涉り呼蘭・綏化・四方臺・興農鎮・海倫・海北鎮・通北・二克山・時泉鎮附近の戦闘又は討伐に従事、七月十一井六井附近の戦闘、十一月寛字・十二井・三道鎮の戦闘、十二月碾子山・關門山等の討伐、八年一月凹龍溝附近の戦闘、二月興安附近の守備に任じ、七月齊々哈爾附近の警備の後十二月同所を出發大連港を出帆宇品港に上陸、同月二十四日高崎へ歸營二十七日滿期除隊、功に依り勳八等功七級に叙せられ金鵞勳章年金百五十圓下賜從軍記章授與せらる。

輜重兵上等兵勳八等

飯 野 利 太 郎

明治四十二年九月廿二日生

昭和七年二月二十五日上海事變の爲め、電信第一班に屬し應召し、無線電信第四十五小隊に編入、三月五日宇品出發八日吳淞に上陸、上海滯在中五月十二日復員下令に付上海出發宇品上陸、五月二十三日東京近衛輜重兵大隊屯營に歸着、二十五日召集解除。功に依り勳八等賜金七十圓從軍記章授與せらる。

海軍一等水兵

中

原

政

次

明治四十年十二月十五日生

昭和七年二月十八日上海事變に付、臨時召集を令せられ、横須賀海兵團に入團、同月二十四日軍艦赤城乗組を命ぜられたが五月二日横須賀海兵團に復歸、同月五日召集解除。(論功行賞未發表 昭和十年二月末日)

第三節 忠 魂 碑

徴兵令發布以來、當町に本籍を有する者にして、召集に應じ國難に殉ぜられたる忠勇義烈の諸士は、前節記載の如くなるが、此等の諸士及將來殉國諸士の英靈を祀る爲めに、昭和九年九月經費金貳千參百圓を以て當町公園に忠魂碑を建設した。

碑は地下二尺五寸の所に松丸太及割栗石を以て堅牢な基礎を築きその上に鐵筋混凝土の心を建て周圍を花崗石にて方錐形に組立て、其基礎部は高さ二尺五寸長さ二十四尺幅二十尺の土留工事を以て圍む碑の高さは土留臺面より頂上迄二十六尺五分、地面より三十一尺五分、碑基部の大きさは方八尺三寸上部は頂に近き所にて方二尺五寸あり。

碑面には帝國在郷軍人會長陸軍大將鈴木莊六閣下の揮毫を請ひ、忠魂碑の三字を刻す。

昭和九年十月一日朝野名士多數列席の下に盛大なる除幕式を舉行し、次いで戦死病歿者の慰靈祭を執行了した。

第四章 神社誌

縣社 金鑽神社

一、祭神 天照大神、素盞鳴尊、日本武尊。

一、鎮座地 本庄町宮本町

一、由緒 當社は日本武尊の蝦夷征伐の際、御通路の遺跡たるを以て欽明天皇二年(一千三百九十餘年前)に日本武尊に縁故のある當國の大社金鑽神社を勧請して、其の遙宮としたものである。因つて歴代武將の崇敬する所となる。壽永年間(七百五十餘年前)以後は兒玉黨の統領本庄氏の尊崇厚く、後弘治二年(三百七十餘年前)本庄城主本庄宮内少輔は深く當社を信仰し、社殿を改造し神田若干を寄進し、本庄領二十ヶ町村の總鎮守とした。本庄氏滅びて天正十八年(三百四十餘年前)に至り信州松尾城より小笠原掃部大夫信嶺當地に移り來り本庄城主となるに及んで、當社は本庄領の總鎮守たるを以て領内各村々より寄附を得て、社殿を改修し社頭を裝飾して、國家の安寧と武運の長久とを祈願した。後本庄城主小笠原左衛門佐忠貴は、寛永十六年(二百九十餘年前)素願によつて、社殿を改造し自筆の額を寄進した。其の額面は今猶存してゐる。享保九年(二百十餘年前)更に本社を再建し安永七年(百五十餘年前)又復本社を修理し幣殿拜殿を改築した。(棟札 現存)先規より結構宏麗となる。安永八年仁和寺宮法親王より絹幕提灯等御寄附もあつて御信仰最も深くあらせられた。

寶曆十一年(百七十餘年前)氏子は神輿を新調して、町内渡御の御式を創め大に神威を發揚し、爾來神輿渡御式は盛大に行はれ今日に及んでゐる。

享保三年(二百十餘年前)關老松平越中守定信(白河樂翁公)より神號揮毫の額面の奉納があつた。神樂殿は文政七年(百十餘年前)の新築、御水舎は明治三十七年に改築し、社務所は明治四十四年に再建したものである。同四十五年に宇泉町無格社古峯神社を合祀した。

當社別當は、昔のことは明でないが、徳川時代には京都仁和寺末眞言宗威徳院が別當となつて社務を掌つてゐた。

大正二年陸軍機動演習の際、久邇宮殿下御參拜あらせられた。

社格は明治五年村社となり、同十七年五月縣社に昇格し、同四十年本縣より神饌幣帛料供進社に指定せられた。

一、例祭 十一月三日。 一、神職 社司 下山代藏、社掌 杉田右一

一、氏子總代 戸谷六三郎、中原吉次、山口金藏、五十嵐信重、乾幸太郎、杉山半六、森田英太郎
中塚嘉三、日向治平、瀬山要吉、坂上小定(昭和九年十二月現在)

無格社 阿夫利天神社

一、祭神 大山祇命、大雷命、高龍命、天手長男命。

一、鎮座地 本庄町字泉町

一、由緒 當社は本庄町の勝地で俗に石尊山と呼んでゐる。往時(年代不明)相州大山の阿夫利神社を奉遷したもので爾來崇敬者も尠からず今日に及んでゐる大正二年無格社天神社を合祀し社號を阿夫利天神社と改めた。此の天神社は弘治二年(三百七十餘年前)本庄宮内少輔が栗崎村東本庄(北泉村大字栗崎東本庄)の地より當所に移りし時、同地の鎮守天満宮並に別當寺をも當所の天神林に遷して、本庄城の鬼門の守護神としたものである。寛文七年(二百六十餘年前)天神林より寺坂町(今の照若町)に移遷し、後復大正二年、末社天手長男神社と共に當社に合祀し、同時に本殿拜殿等の大修繕を加へた。

一、例祭 九月一日。

一、社掌 杉田右一

一、氏子總代 戸谷六三郎、中原吉次、山口金藏、五十嵐信重、乾幸太郎、杉山半六、森田英太郎

中塚嘉三(昭和九年十二月現在)

無格社 愛宕神社

一、祭神 火之迦具土命。

一、鎮座地 本庄町字仲町

一、由緒 當社は本庄城の西南に當る高い塚の上に祀らる。天正十九年(三百四十年前)城主小笠原掃部大夫信嶺の勸請した社と傳へらる。境内に樺の老樹數株あつて鬱蒼たる森を成してゐる。往時は開善寺にて別

當をなし社務を兼帶してゐた。

一、社掌 杉田右一。

一、氏子總代 杉山半六、大木市太郎、福島喜重(昭和九年十二月現在)

無格社 八坂神社

一、祭神 健速須佐之男命。

一、鎮座地 本庄町字北久保原

一、由緒 當社は弘治二年(四十年前)本庄宮内少輔信明の勸請したもので、寛文三年(二百七十餘年前)當宿に市場開設の時氏子の有志獅子舞を他より傳へて社前に奉奏する事となり爾來今日に及んでゐる。此の獅子舞歌は頗る古雅なもので、早魃の時當社の獅子を出すとき必ず雨乞の靈驗ありといつて雨乞獅子の名がある。其の舞に使用する龍頭は寛文年中沼和田(今旭村沼和田)の雷電社の社木を以て作製したもので、その龍頭の顎下に年號の彫刻がある。之は往昔一度龍に化したとの傳説がある。今日も之を信仰する者も多い。社殿は明暦二年(二百八十年前)に再建したものである。

一、社掌 杉田右一。

一、氏子總代 中塚嘉三、藤井淺次郎、關口鷺郎(昭和九年十二月現在)

無格社 稻荷神社

一、祭神 宇迦之御魂命。

一、鎮座地 本庄町字城跡

一、由緒 當社は弘治三年本庄宮内少輔が本庄城の守護神として、東本庄の椿稻荷を當所に移したことに創る。後天正十九年(三百四十餘年前)小笠原氏社殿を再興し深く崇敬した。

境内の老松は慶長年間(三百三十餘年前)上州赤城山より移植したもので、小島松・二本松・東富田観音松・西五十子天神松・鶴森仙元松・見通の松等同時に植ゑたものである。

明治四十一年境内に移轉した無格社八幡神社は、應永年間(五百四十餘年前)村民の勸請したものを慶長十年(三百三十餘年前)城主小笠原家の家老脇屋金左衛門が信仰して社殿を再興したものである。

一、社掌 杉田右一。一、氏子總代 河野彰一、河野右作、戸谷龜吉、新井吉藏、荒井厚夫、今井賢次郎(昭和九年十二月現在)

無格社 諏訪神社

一、祭神 神建御名方命。一、鎮座地 本庄町字諏訪新田

一、由緒 當社の創立年代は詳かでないが當地開拓以前から此の地に存してゐた爲めに諏訪新田の稱も起つたのであらう。社殿は徳川時代の建物で、鳥居に古い額があるが年號がない。當社の例祭には往昔より傳來してゐる御神樂があつて奉奏することになつてゐる。

一、社掌 杉田右一。一、氏子總代 細野由太郎、渡邊豊松、渡邊一郎(昭和九年十二月現在)

附記

市神イチガミの事(天王) 附市場の由來

往昔當宿には市神社なかりしが寛文三卯年(二百七十餘年前)以後定期市場の開設と共に之を建立した。

之れより先き榛澤郡元榛澤(舊鎌倉街 道に當る)に月六回開市有りしが當宿の發達に伴ひ、商人は宿榛澤の關係者と交渉の末、寛文三年以來市日を引受けると共に榛澤村から市神を移した。依て毎年正月七日の初市には榛澤新田の武井淺右衛門は雨太夫と申す神職を同道し先づ市神に神幣を供へ雨太夫は市神社頭に於て竹に挿んだ色幣を發賣す、武井淺右衛門は連束總司シヅメと稱へ市に出た諸商人の取締をした。

開市の場所は本町中町上町の三ヶ町で本町は江原與市宅の角から久保の橋まで、中町は内田七左衛門宅から上町角まで、此三箇所は順番に開市して來たが、享保三戌年(二百十餘年前)以後新田(宮本町)に二日及十七日に開市すること、定め連束總司は市商人から運上を取り、寶曆九年(百七十餘年前)十一月末から絹一疋に付賣人四文、買人四文を徴收したと古記にある。

市神社は本町と新田との二箇所にあり、本町の分は本陣田村作兵衛前に勸請され、正徳十年(二百十餘年前)牧西村小川彌市右衛門から神體の奉納があり、上町中町本町の三箇所の祭神とした。祭日は六月二十七日

である。

新田の分は戸谷傳右衛門の前にあつて六月十七日を祭日とした。而して本町の天王祭(市神)の節臺町の有志獅子舞を催すを常例とし、之を祭例獅子と稱へてゐる『ハシガガリ』『ボンデンガガリ』『ササガガリ』等十數種の舞がある。舞に参加する者は歌人二人袴着用、笛四人上下着用、柏子木二人、金棒引二人、獅子摺り手二人(原文には二人とあるが、今三人で摺るのである)である。舞踏の順序は七ツ時(午後四時頃)臺町自身番を出て仁手横町を經天神林に至り、之より對島(今の八坂神社)社頭で第一「摺り」を爲し次の社歌を歌ふ。

『參り來て是れの深山を眺むれば黄金小草や』

『天神林の梅花が蕾盛りでさらりさつと開いた』

次に臺町下棒鼻(町端)で第二の「摺り」をなし藥師の歌を歌ふ。即ち

『此の宿は上で金佐奈下藥師人の情を掛川の宿』

次に久保の橋で歌ふものは

『參り來て是れの客殿眺むれば法華經八卷積みや置かる』

其の他各所で歌ふものは

『この獅子は京で生れて伊勢育ち腰に差したる伊勢の御拂ひ』

『奥山に鳴る雷を入れて廻せば金の輪をさしよ』

なり外に早魃の折には雨乞獅子を出す。雨乞獅子は大正院を出て天神橋田中村前を経て沼和田村雷電社頭にて「摺り」終りて小島村鼠坂を経て宿に歸る。

雨乞獅子の歌は

『天神橋に參り來て是れの御澤を眺むれば澤露は天に登りて雨となりぬる』

『參り來て是れの御庭を眺むれば黄金小草が足にからまる』

以上天神橋にて歌ふもので

『參り來て是れの客殿眺むれば番の煙が天に登りて雨雲となる』

『參り來て是れの御庭を眺むれば黄金小草が足にからまる』

以上沼和田にて歌ふものである。

明和年中(百六十餘年前)市神に關しては仲町上町の兩町は各々市神社勸請を主張した爲め、明和七年有名な市神出入(事件)があつたが當宿の五箇寺及四方田、鶉森兩村の名主の仲裁で左の如く内濟となつた。

一、市神牛頭天王祭禮の儀に付及出入一處當宿御寺院並に組頭小兵衛、四方田伊兵衛、鶉森村半太夫取扱に付熟談内濟仕候趣意。六月廿七日祭禮之儀は往古仕來之通三町組合祭禮可仕候を此度於中町一取立候二十二日祭禮之儀は相止此末雙方共に牛頭天王市神祭新規に取立申間敷候並に神燈差出候儀且又致間敷候趣にて相極得心致候上は右之趣雙方共に相破申間敷候依之爲取替一證文如件(徳川時代の武蔵本庄に據る)

第五章 寺院誌

附佛堂

龍蓋山 威徳院 佛母寺

一、本尊 準提観音。一、所在地 本庄町宮本町字上北原。一、宗派 眞言宗、豊山派、大和國長谷寺末

一、縁起 舊威徳院を再興したものである。威徳院は昔金佐奈山白蓮寺と號し鎮守金佐奈明神の別當寺である。天授年間(五百五十餘年前)の開基と傳へてゐる。中興の開山は玄正といつて天正九年(三百五十餘年前)四月二十五日に示寂した。元龜元年(三百六十餘年前)と寶曆六年(百七十餘年前)の兩度の回祿の災に遭つて、舊記什寶等悉く烏有に歸した。故に開基その他のことは明でない。明治維新の際に廢寺となつてゐたものを明治十七年十月八日檀信徒の發起に依つて、再興を出願し翌年三月四日埼玉縣知事の許可を得て寺號を現在の如く改稱した。境内は三百五十四坪ある。

一、住職 中島隆戒。 一、檀徒總代 勝間政七郎、茂木仁、川上庄左衛門(昭和九年十二月現在)

境内 佛堂

高尾山 飯繩大權現

本山は武州八王子在高尾山で、當地方には信者特に多く、年々登山するもの増加するにつき、篤信の

者相計つて、當所に御分體を奉安して賽者の便に供せんとし、本山の許可を得、監督官廳の許可を受け(大正十三年十二月出願 同十四年一月縣知事許可)大正十四年閏五月間奥行六間の木造瓦葺の佛堂を建築し、同十五年四月十八日本山より御丈五尺二寸の飯繩大權現の御分體を奉遷し、本山座主の出張を得て、開眼の式を挙げ、爾後五日間遷座大法會を修行した。

信者は本庄町を始め高崎・伊勢崎・寄居其の他十數ヶ町に涉り、講社六百信者三千人に及ぶ。

若泉山 無量寺 安養院

一、本尊 無量壽如來 脇立 觀音菩薩、勢至菩薩。

一、所在地 本庄町泉町字上北原

一、宗派 曹洞宗、上州利根郡迦葉山龍華院末

一、縁起 當院は隨意會地曹洞宗上野國利根郡發智村迦葉山龍華院末で、文明七年(四百六十餘年前)本庄宮内少輔信明の創立に係る。是より先信明の弟藤太郎雪茂出家し伊安と號し、富田村(今の北泉村 大字東富田)に草庵を結び之を安入院と名けた。時に早魃があつた、伊安之を憂へて、歸依僧龍華三世玉峯和尚の來錫を請ふ境内に湧泉あり、文明七年當所に一寺を建立し、若泉山安養院無量寺と改稱した。伊安は院の東南に常陽軒(字上北原千六百九十四番の内)を建て之に住む。曾て庄太郎家長以來崇信の大山阿夫利神社(石尊社)を遷座し境内の鎮守とした。天明三年七月(今より百五十餘年前)信州淺間山噴火し砂降り湧水温る。同五年夏大早魃があつ

て、境内鎮守石尊社を池上に遷座し、雨を祈る、湧水舊に復した。寛政三年(百四十餘年前)宮を再興し、謝徳例祭として毎年六月二十八日を山初めとし、七月十八日を山納めとした。又境内に白山社を建て三寶守護とす。

開山玉岑和尚は明應五年(四百三十餘年前)十月二十九日遷化し、中興伊安は心空伊安庵主と號し、文龜二年十一月十三日(四百三十餘年前)卒す。

本庄氏滅後堂塔衰頽し、龍華十四世泰山和尚來りて再興し、慶安二年(二百八十餘年前)十一月十七日家光公より任先規二十五石の朱印(寺領地として幕府へは年貢を納め、寺領内百姓より年貢を寺へ徴す)を賜はる。後延享(百八十餘年前)安永(百五十餘年前)兩度の火災に罹り、舊記寶物等灰燼に歸した。寶曆十一年(百七十餘年前)五月十六日古刹の故を以て隨意會地免贖を特許せらる。

末寺は榛澤郡小和瀬村(今の藤田村大字小和瀬)宗眞院及福昌寺と當所上町泉林寺とがある。

本堂は間口十三間半奥行十間半で寛政二年(百四十餘年前)十一月十三日の上棟である。之より先元祿元年(二百餘年前)正月八日再建したが安永八年(百五十餘年前)四月二十日焼失した。堂前に東阜心越筆「東武祇園」の四字を扁せる額を掲ぐ。

山門は間口四間奥行三間、元祿十五年(二百三十餘年前)五月八日の造立である。樓上に釋迦牟尼佛及十六羅漢を安置する。

總門は間口二間奥行一間、享保元年(二百十餘年前)九月の造立で、東阜心越筆の「第一義」なる額が掲げてある。(註今東武祇園の扁額は總門に第一義の額は本堂に掲げてある何時の頃よりか詳でない)

鐘樓は一間半四方享保十九年(二百十餘年前)八月十八日造立で、延寶五年(二百五十餘年前)十月二十九日鑄造の鐘がある。鐘銘に武州兒玉郡若泉莊本庄村とある。庫裡は九間に八間安永八年六月造立で、之より先延享四年(百八十餘年前)十一月二十七日焼失し、同年九月四方田彦兵衛建立したが安永八年四月又々焼失した。

書院は間口五間奥行六間で、寛永三年(三百二十餘年前)三月十日の建立である。玄關は間口四間半奥行三間である。十王堂は三間四方で、白山堂は間口一間奥行九尺である。

開山塔は當院開山玉岑慶珠大和尚墓と記し、開基塔の表に安養院殿瑞室和光大居士、裏に武州兒玉郡若泉庄江願主敬白右爲念佛供奉養造立石塔一體伏願依慶安二年とあり、左側に伊安塔がある。表に中興開山心空伊安庵主と記してある。佛像是石像楊柳觀世音の立體高さ一尺五寸、右方に爲妙悟也と記し、左方に文祿三年(三百四十餘年前)五月十八日とある。石像藥師如來の寶體高さ二尺、裏に寛文九年(二百六十餘年前)龍華十四世當山中興泰山七十六とある。本像の由來は寛文年間同像二體を刻し、一體は舊地富田村安入院屋敷(地名)に安置し、一體は境内に安置したものである。青銅釋迦牟尼佛の出山の佛像がある。臺石と共に一丈六尺(江戸神田住西村和泉守作)

境内は從來一萬三千四百二十六坪であつたが、明治七年三月に一萬八百十八坪及同十年八月六百八坪

土地した爲め、千五百四十四坪となる。其の他境外所有地五町五段三畝二十一歩ある。寶物は朱印寫九通、大猷院殿慶安二年以來下賜せられたるもの

武藏國兒玉郡本庄村安養院領境内二十五石事、任「先規」寄「附之」訖全可「收納」並寺中竹木林等諸般免除如「有來」永不可「有」相違「者也」。

慶安二年十一月十七日

常 憲 院 殿

武藏國兒玉郡本庄村安養院領境内二十五石事、任「慶安二年十一月十七日先制之旨」寄「附之」訖全可「收納」並寺中竹木林等諸般免除如「有來」永不可「有」相違「者也」。

貞享二年六月十一日

一、住職 星野仙梁。

一、檀徒總代 松本文作、戸谷六三郎、森田徳右衛門、清水善平、中原吉次、山口金藏、日向鷹

森田英太郎、戸谷間四郎(昭和九年十二月現在)

安養院 附屬

普 寬 堂

享和元年(百三十餘年前)九月十日木曾御嶽山沼田武尊山開闢木食普寛行者、此地を巡行し、高橋某家に歿す。享年七十一、後慶應二年安養院境内に堂宇を建立して、之を普寛堂と稱した。之より先信徒靈像を刻み本堂に安置して、其の眞筆である三權現及不動明王と併せ祀る。

南養山 泉 林 寺

一、本尊 阿彌陀如來。 一、所在地 本庄町七軒町。

一、宗派 曹洞宗 當所安養院末

一、緣起 慶長十四年(三百二十餘年前)の創建といふ。開山養山長育は寛永六年(三百餘年前)十月十七日示寂した。

天明二年(百五十餘年前)三月二十日境内に馬頭觀世音を祀る。弘化元年(九十餘年前)火災に罹り堂宇悉く烏有に歸した。同年二月本堂を新築し、同七月境内に青麻三光大菩薩を祭る。

境内は元祿六年には三段三畝十歩もあつたが、今は四百六十四坪である。

一、住職 上山是道。 一、檀徒總代 中田卓三、町田幸次郎、林由次郎(昭和九年十二月現在)

菅靈山 慈 恩 寺

一、本尊 大日如來。 一、所在地 本庄町照若町字上北原。

- 一、宗派 新義真言宗豊山派 本郡栗崎宥勝寺末
- 一、縁起 當時は往昔神宮寺といふ。最初本郡栗崎村(北泉村栗崎)東本庄にあつたものを、弘治二年(三百八十餘年前)本庄宮内少輔移城の際、當所(天神林)に移轉したものである。當時の住職は頼傳(元龜三年(三百六十餘年)三月二十日承寂)で、二世傳宗は天正二年(三百六十餘年前)八月寺坊を再建した。本庄氏歿後三世光運の代に、領主小笠原氏より、先規十五石三斗の外に十石の祈禱料を下賜せられ祈願寺となる。小笠原氏の移封後、教圓・元永・久譽の三世を経て、寺坊漸く衰頹した。是に於て越前勝山の神宮寺(小笠原氏勝山に移封後當山第三世光運を招請して一寺を建立し神宮寺と云)の有元(光運の徒弟)は師跡の衰頹を歎息し、寛永六年(三百餘年前)之を再興し、自在山又北野山慈恩寺と改め之に居る。寛文七年(二百六十餘年前)二月寺坊を天神林から寺坂町(今照若町)に移轉した。爾後幾回か火災に罹り、什器及古記録は散佚した。境内三段三畝十歩は除地(年貢免除の地)で、外持石高三石三合三勺である。
- 一、住職 石川大譽。 一、檀徒總代 中村友七、荻原重治、戸谷龜吉(昭和九年十二月現在)

馬周山 西 廣 寺

- 一、本尊 阿彌陀佛。 一、所在地 本庄町字照若町。 一、宗派 真宗大谷派京都常盤町本願寺末
- 一、縁起 天保四年(百餘年前)中當所樋口忠平の開基で、本尊は親鸞上人の作といふ。其の他は詳でない。
- 一、住職 松本法動。 一、檀徒總代 乾幸太郎、中野重太郎、野崎喜三郎(昭和九年十二月現在)

疊秀山 開 善 寺

- 一、本尊 聖觀世音。 一、所在地 本庄町仲町字中北原。 一、宗派 臨濟宗妙心寺派京都花園妙心寺末
- 一、縁起 當寺は愛宕山又は疊秀山開善寺と稱し、天正十九年(三百四十餘年前)當城主小笠原信嶺の開基に係る。開山球山大和尚は俗姓武田道遙軒義賢の男信嶺の夫人、久旺院尼の兄で、甲斐國餘村永岳寺に在つたが、招請せられて當寺を開山し、寛永十五年(三百九十餘年前)八月十二日入寂した。慶安二年(二百八十餘年前)第六世桃嶽の時御朱印十五石を賜り、第七世徹道は當時の庫裡を再建し、第九世の春興は春光庵を開基した。寶永六年(二百二十餘年前)十二月八日堂宇燒失し、翌年三月再建した。
- 寶物は一、九條の袈裟、久旺院尼及春日局の手縫で、開山球山大和尚に寄附したものである。一、拂子は開山の所持せしもの。一、鐵骨扇子同上。一、武田信玄畫像、織田從四位入道宇樂齋筆。
- 一、信玄勝頼出陣の節の開山直筆の回向文。一、御朱印慶安二年家光公以來代々將軍公下賜の十五石の朱印等である。
- 小笠原氏の墓表は、開善寺殿徹州道也大居士(小笠原信嶺慶長三年二月十九日卒去)久旺院殿月清永秋大姉(信嶺夫人)春鹿岩了溫大禪定門(信嶺の舞酒井忠次の三男慶長十九年四月二十六日卒去)の三基がある。
- 一、住職 眞柴興堂。 一、檀徒總代 中原政七、中原正次郎、栗田三郎、廣江佐吾、塚越幸次郎(昭和九年十二月現在)

要行山 圓心寺

先救院

一、本尊 彌陀三尊佛。一、所在地 本庄町本町字下北原。一、宗派 淨土宗鎮西派武州鴻巣勝願寺末
 一、緣起 當寺は天正年中(三百六十餘年前)の建立で、開山は教譽及天と號し、天正九年八月示寂、小笠原左衛門佐從五位下源信之が實父酒井左衛門尉源忠次法名先救院殿廓譽圓心大居士の爲に、慶長八年(三百餘年前)建立したものである。元祿六年(二百四十餘年前)秀徳山を要行山と改め勝願寺末となる。其の後年月は詳でないが一度祝融に災せられ、寛政五年(百四十餘年前)に再建したが、明治六年又火災に罹り、舊記寶物悉く灰燼に歸した。現住職石田信寛師は再建を計劃し、明治三十九年工を起し四十年に落成した。間口八間半奥行八間の本堂が其れである。山門は天明年間(百五十餘年前)の造立といふ。境内は元祿六年には、六段六畝二十歩であつたが、明治維新の際土地して現在では七百四坪となる。

一、住職 石田信寛。 一、檀徒總代 宮下林平、中塚嘉三、武正千代治(昭和九年十二月現在)

境内 佛堂

吞龍上人奉安堂

本山は上州新田郡太田町大光院である。大正四年の交、當所字本町江原長左衛門篤く吞龍上人を信じ當地に講社三百餘人を得るに至つた。此に於て篤信の者と相謀り、當所に御分影を勸請奉安して、賽者

の便に供せんと計畫した。且太田大光院は淨土宗なるを以て、當町唯一の淨土宗要行山先球院圓心寺を最適の寺院と定め、現住職石田信寛師に右の趣旨を傳へその快諾を得た。

同師は更に信徒有志と相謀り、御大典記念事業として、昭和四年十月、間口三間奥行二間の奉安堂を建立し、同年十一月十一日十二月十三日の三日間、大光院貫主千野學誠師の來錫を得て、開眼大法會を修行した。爾來毎年春秋の好季(四月八日)を期し大法會を施行してゐる。

鉢形山城 立寺

一、本尊 壹塔兩尊、日蓮大菩薩。 一、所在地 本庄町本町字中町裏

一、宗派 日蓮宗鎌倉片瀨龍口寺末

一、緣起 當山は昔大里郡鉢形村にあつた。開基は六大老僧大國阿闍梨日朗菩薩で、開山は其の高弟第九老僧摩訶一院日印上人である。

今を去る六百有餘年前の創立で、宗祖大師一夜説法の舊跡に因る。即ち文永十一年(六百六十餘年前)三月宗祖日蓮上人佐渡御左遷を免れ給ひて、鎌倉御歸錫の途次當國鉢形村の辻堂に於て一夜の法錫を垂れ給ふ、爾來四十有餘年を経たる正和四年日印上人越後地方御遊説の折、此の辻堂に於て大教を説く、化に浴して歸正する者、多數を算す、是に於て辻堂の名を鉢形山妙法立寺と改め、朗尊を開基に日印師を開

山と定めた。天正年間第十四世中興開山立源院日受上人専ら教法流布に努めた。時の鉢形城主北條安房守氏邦(三代北條氏廉の四男)深く妙法に歸依し、城内に堂宇を建立して祈願所となし、寺號を城立寺と改稱した。天正十八年(三百四十餘年前)六月鉢形落城と共に災厄に遇ひ、諸堂宇寶物古記録悉く烏有に歸した。越えて慶安元年(二百八十餘年前)九月、日清上人の代に徳川家光公より御朱印を領して面目を一新した。次で貞享元年(二百五十餘年前)了光院日垂上人諸堂宇を建立して舊態を改めた。爾來百六十餘年間即ち文化文政の頃まで歴代繼承してゐたが、其の後は殆んど廢寺の状態となる。中興開山慈秀院日迦上人(前管長)及其の弟子妙宣院日明聖人の發願に依り、明治四十二年五月現在の地に移轉したものである。

一、住職 加藤海音。 一、檀徒總代 高澤幸次郎、内田元吉、塚本與吉、櫻井徳重、清水吉太郎(昭和九年十二月現在)

藥王山大正院 東嚴寺

一、本尊 大日如來。 一、所在地 本庄町字臺町。 一、宗派 新義真言宗豊山派本郡栗崎宥勝寺末
 一、緣起 當院は始め藥師の修驗にて、藥王山瑠璃光坊と稱し、後大正院と改めた。天正十一年(三百五十餘年前)九月十四日權律師正算の開創に係る。貞享の頃良祐(中興開山)の時に本堂の建立があつたが、弘化三年(八十餘年前)二月二日町内大火の爲め類焼し、此の時過去帳七條の袈裟、烟證文等を焼失した。其の後再建した堂宇も甚だ衰頹したるを以て、明治二十三年石原秀諦の代に及び大に修繕を加へ、且境内に征清

戦死者の供養塔を始め鐘樓石門等を建設した。

元祿六年(二百四十餘年前)六月十二日境内の除地は一段三畝十歩あつた。

一、住職 吉田晃尊。

一、檀徒總代 持田長吉、北島倉吉、高橋清次郎、栗原宇八、新井米太郎、根岸傳作、小林友太郎(昭和九年十二月現在)

第六章 行政誌

第一節 町役場

一、最初の町役場

町村制施行以前の戸長役場は、戸長田村左惣治宅(舊北本陣本町に在り)の一部に置いた。明治二十二年四月町村制施行に依り之を廢止して、字照若町四千百三十八番所在諸井孝治郎の持家を借受け、之を町役場と定めた。

二、第二次の役場位置

明治三十二年中字上北原一千六百九十四番の二安養院持の土地を借受け、經費壹千六百七拾參圓を投じて、木造瓦葺二階家建坪二十六坪一棟、外に附屬建物二十一坪を建築し、其年七月十六日之に移轉した。

三、第三次の役場位置（現役場）

大正四年中宇照若町四千七百七十七番、舊神社地を買受け、經費七千八拾四圓を以て、木造瓦葺二階家一棟、此の建坪六十五坪五合、外に土藏倉庫二階建六坪其の他附屬建物を建築し、其の年十月九日之に移轉した。此れが現在の役場である。昭和七年度中經費六千參百拾七圓を投じて、廳舎の一部を擴張し更に内部を整備して、昭和八年二月十九日より之を使用することになった。

第二節 吏員

第一、幕府時代の宿役人

當時は地方事務と往還事務との二種に區分して各宿役人を置かれた。

一、地方事務とは、宗門人別（戸籍事務）と年貢（租税）等に關する事務を取扱つた。役人は時代によつて其の數を異にしてゐる。

名主（宿の長にて庄屋ともいつた）

- 慶長時代（三百四十餘年前）一人 元祿六年（二百四十餘年前）四人
- 寛永時代（三百餘年前）四人 文政三年（百十餘年前）四人
- 天和時代（二百五十餘年前）二人 安政五年（七十餘年前）五人

組頭（名主の補佐役）

文政三年 十一人

安政五年

五人

百姓代

毎年各町から一人又は二人を投票によつて選舉して、地方事務に參與せしめた。今の町會議員に類似のものである。

二、往還事務とは驛傳（傳馬と唱へ人馬の繼立を爲す）及之に關聯する土木並に警察の事を司る。之に當る宿役人は次の通りであつた。

問屋役（往還事務の長で最も權威あるもの）

- 寛永時代 一人。天和二年 一人。元祿六年 一人。文政三年 六人。安政五年 八人
- 年寄役（問屋役の補佐役）
- 寛永時代 五人。天和二年 五人。元祿六年 八人。文政三年 八人。安政五年 二人

第二、明治維新以後の町吏員

一、戸長及副戸長

明治元年王政維新より同四年廢藩置縣の令發せられるまでは、從來の宿役人がそのまゝ事務を繼承してゐたが、四年七月新に戸長及副戸長を置いて、一般町政を執ることゝなつた。

當時の記録に残れる宿役人

明治七年四月南第九大區四小區本莊驛(註當時は驛と稱す)

戸 長 内田七十郎、森田彌三郎、江原茂四郎、森田六平治、内田忠藏、丸橋七郎、田村左惣治

諸井治郎、森田犬太郎

副戸長 江原長作、河野四郎治、河野茂兵、瀬山三内、戸谷半藏、小暮九郎治、根岸忠三郎

明治八年十月二十五日南第九大區四小區本庄驛

戸 長 森田犬太郎、諸井治郎

副戸長 根岸忠三郎、戸谷半藏、丸橋七郎、田村左惣治、森田善衛

明治九年十二月

戸 長 森田犬太郎

副戸長 戸谷半藏、田村左惣治、森田善衛、根岸忠三郎

二、立會人及總代人

明治六年五月入間縣の布達を以て、從來の百姓代を改めて立會人を置き、土地人民に關する事務に立會はしめ、諸檢使・諸夫錢の割合に立會ふは勿論、其他訴人・呼出人・吟味人等に附添ひて出席する等の事に従はしむ。明治十年一月埼玉縣の布達により立會人を廢して總代人を置き、町村の公共

事務・金穀・公借・共有物取扱及土木起工等の事務に従事する外町村の貢税・民費の割合に参加せしめらる。明治十二年十月選任方法を改正して直接人民の公選に依ることとした。

明治七年十二月立會人

境野勘三郎、松崎 重藏、中原 吉郎、本間平三郎、藤田 傳平、澤口源次郎、小暮七郎治
飯島 榮吉、藤井 伊平、高橋 喜八、中塚 伊平、森 太平次

明治八年十月立會人

松本紋三郎、森田 庄七、細野 幸七、宮下 林平、新井伊平次、倉上 幸内、瀬山篤太郎
内田半八郎、江原 興市、森田幸五郎、堤 平吉、古川 芳平、大江田 薫、荒川 廣吉

明治九年十二月立會人

根岸六郎、江原長作、小暮小平治、清水善八、湯淺甚平、西村善作、大江田薫、糟川比佐吉
渡邊孫衛、設樂卯平、森田市三郎、内田幸平、千田久五郎、平井七平、藤井伊平

明治十二年七月惣代人

古川芳平、河野四郎治、内田伊六、渡邊平八、小倉吉十郎、塚越伊三郎、清水善平、松本紋三郎
明治十三年四月惣代人
松本紋三郎、清水善平、倉上幸内、大江田薫、渡邊平内、瀬山知規、森田市三郎、中塚丑太郎

明治十四年十一月惣代人

松本紋三郎、家高文次郎、倉上幸内、大江田薫、淺見清平、瀬山知規、森田市三郎、中塚丑太郎

明治十六年九月惣代人

黒田孫平、小暮榮藏、山口金藏、大江田薫、折茂九郎平、瀬山知規、森田市三郎、中塚丑太郎

明治十八年七月惣代人

根岸徳次郎、小暮榮藏、木村三郎平、大江田薫、渡邊平八、瀬山知規、森田市三郎、中塚丑太郎

三、戸長の公選と任期制定

明治十一年七月太政官布告を以て、郡區町村編制法を發布し、翌年四月より施行、從來の區長・副區長及戸長副戸長を廢して、郡に郡長を置き町村に一名の戸長を置く、而して戸長は人民の公選に依らしめ、其の任期は三ヶ年と定められた。當時の戸長は左の通り(註當時は宿と稱へた)

自明治十二年七月
至同十五年六月

戸長 田村左惣治

自明治十五年七月
至同十七年六月

戸長 田村左惣治

四、官選戸長の設置

明治十七年七月從來の公選戸長を廢して戸長官選の制を定められ、戸長は准判任として縣令(今の縣知事)より任命せらる。戸数の少き村は數ヶ村聯合して戸長一名を置かれたが、當所は大宿驛であるから獨立して戸長一名を置かれた。明治二十二年四月町村制施行に至るまで此の制度は繼續した。當時

の戸長は左の通り

自明治十七年七月
至同二十二年三月

戸長 田村左惣治

五、筆生(註、上席筆生は今の助役に當る)

戸長の補助機關として筆生を置く。戸長の指揮命令により戸長役場の事務を司り、戸長不在の時は上席者之を代理した。外に雇生を置き上職の命を受けて、庶務に従事せしめた。明治十二年度より同二十一年度迄筆生の定員及雇生は左の通り

筆生 四名

雇生 二名

第三、町村制施行以後の町吏員

一、町長

明治二十二年四月町村制の施行により、従前の戸長を廢して新に町長を置く。町長は町會に於て選舉し、縣知事の認可を受け其の任期を四年と定めらる。更に大正十五年六月町村制の改正により認可を要せず選舉により直に就職し得ることとなつた。而して町長は名譽職を本則とし、町村の事情によつて有給職とすることを得。尙助役に就いても亦同様である。左に歴代の町長を掲げる。

町 長

種別	就職	退職	職業	生年月日	住所	氏名
名譽職	明治二十五年五月廿五日	明治二十四年三月廿五日	公證人	天保十年五月二十日	本庄町四三番地	諸井興久
全	全 二十五年八月卅一日	全 二十七年二月廿五日	無業	安政三年二月二十日	三九二番地	持田直
全	全 二十七年十月三日	全 二十九年四月十四日	無業	全 二年八月十日	一三三番地	田村伊勢七
有給	全 二十九年五月十六日	全 三十一年十月三十日	商業	明治元年十月二十四日	五八五番地	松本文作
名譽職	全 三十一年十一月八日	全 三十五年十一月七日	全	全	全	松本文作
全	全 三十六年一月十日	全 四十年二月十二日	無業	全	全	松本文作
全	全 四十四年二月十八日	全 四十四年二月十七日	無業	全	全	松本文作
全	全 四十四年二月二十日	全 四十四年二月二十日	全	全	全	松本文作
全	全 大正四年二月二十六日	全 八年二月二十五日	會社員	全	全	松本文作
全	全 八年三月一日	全 十年五月三十日	農業	明治元年三月十日	四三三番地	小林濱次郎
全	全 十年九月十四日	全 十年八月十五日	會社員	全 一月六日	四三〇番地	宮下林平
全	全 十三年二月十九日	昭和三一年一月十三日	全	全	全	宮下林平
全	全 昭和三三年三月二十日	全 七年三月十九日	全	全	全	宮下林平
全	全 七年三月二十日	全	全	全	全	宮下林平

二、助役

町村制の規定により町村に始めて助役を置き、其の任期を四年と定め町村長の事務を補佐し、町村長故障ある時は之を代理せしむ。而して助役は制度設定の初めは、町村會に於て選舉したる後縣知事の認可を受けてゐたが、明治四十四年之を改正して町村長の推薦に依り町村會之を定め知事の認

可を受くることゝなつた。其の後大正十五年町村制の改正に依り、知事の認可事項を削除し、町村會の選定後直に就職し得ることになつた。

助役

種別	就職	退職	職業	生年月日	住所	氏名
名譽職	明治二十五年五月廿五日	明治二十九年九月十一日	無業	天保六年六月二十日	本庄町一五八番地	田村左惣治
同	同 二十四年五月廿一日	同 二十七年五月二十日	無業	安政二年八月十日	一三三番地	田村伊勢七
有給	同 二十六年四月十九日	同 三十年四月十八日	無業	同 三年正月二十日	四三四番地	鳥羽正時
名譽職	同 二十九年四月十七日	同 三十一年七月二十九日	農業	同 二年九月二十日	一九一番地	森田宗助
有給	同 三十一年四月二十日	同 三十四年四月十九日	農業	同 三年正月二十日	四三四番地	鳥羽正時
名譽職	同 三十二年九月十二日	同 三十五年九月十日	農業	慶應元年七月一日	一九二番地	河野健三郎
有給	同 三十四年四月廿三日	同 三十八年四月二十日	農業	安政三年正月二十日	四三四番地	鳥羽正時
同	同 三十八年四月二十三日	同 四十年四月十二日	無業	同	同	鳥羽正時
同	同 四十年四月二十六日	同 四十二年七月六日	無業	嘉永六年五月十一日	四、四六番地	黒田文次
同	同 四十二年八月十六日	大正三年八月十五日	無業	慶應二年五月二十日	兒玉郡大澤村大字白石四四番地	淺見勘介
同	大正三年八月二十二日	同 七年八月二十一日	無業	同	同	淺見勘助
同	同 七年八月二十四日	同 十年十二月廿百死亡	無業	明治元年四月二十七日	本庄町四、二七番地	山下東海夫
名譽職	同 十年六月十一日	同 十四年六月十日	農業	同 七年十一月十八日	四、〇九番地	森田英太郎
有給	同 十一年七月六日	同 十四年六月廿百死亡	農業	安政三年正月二十日	四、二三番地	鳥羽正時

現任書記

(昭和九年十二月末日現在)

就職	勤続年數	生年月日	住所	氏名
大正二年四月一日	廿一年九ヶ月	明治十七年十二月十日	本庄町四、一九一	中原正次郎
同 八年四月一日	十五年九ヶ月	同 六年十月二十日	同 二、七五九	松本吉平
同 九年四月三十日	十四年九ヶ月	同 十八年一月十五日	同 一、六九〇	小林七郎
同 九年五月卅一日	十四年九ヶ月	同 十年二月十四日	同 四、一三四	茂木藤三郎
同 十二年十一月卅日	十一年二ヶ月	同 十九年七月一日	共和村今井九三	高橋傳作
同 十二年十一月卅日	十一年二ヶ月	慶應二年十一月十五日	本庄町二、七五九	朝香淳作
昭和二年三月卅一日	七年十ヶ月	明治卅五年五月十七日	同 四、一九一	武正三左衛門
同 三年七月十七日	六年六ヶ月	同 十一年三月廿七日	七本木村嘉美二〇	横田利平
同 四年三月卅一日	五年十ヶ月	同 廿九年七月廿七日	本庄町四、三一二	茂木卓男
同 四年三月卅一日	五年十ヶ月	同 十二年一月十三日	同 四、四〇五	黒川清身
同 六年三月卅一日	三年十ヶ月	同 四十年九月二十日	同 三、八三〇	久保田武
同 六年三月卅一日	三年十ヶ月	同 廿一年十月二日	同 四、〇七四	船戸運太郎
同 六年三月卅一日	三年十ヶ月	同 廿三年四月十日	同 三、一〇八ノ三	廣江佐吾
同 九年三月卅一日	十ヶ月	同 廿二年六月十日	同 二、七六八	柳澤徳行
同 九年三月卅一日	十ヶ月	同 四十五年一月廿九日	同 四、三〇二	茂木正美

五、區長及區長代理者 附區の分割と變遷

明治二十二年九月町村制の規定に因り處務便宜の爲め、當町を左の十二區に分割し、每區に區長を置き區内の行政事務に付、町長を補助せしめる。其の任期は最初は二ヶ年と定めたが、二十三年五月無任期に改め、後更に四年と定め其後又二ヶ年と任期を變更した。

- 第一區(字宮本町) 第二區(字泉町) 第三區(字上町) 第四區(字仲町)
- 第五區(字本町) 第六區(字臺町) 第七區(字照若町) 第八區(字七軒町)
- 第九區(字天久保) 第十區(伊丹堂) 第十一區(字諏訪新田) 第十二區(字大林)

區の名稱は區域設定當初には、第一區乃至第十二區の名稱を用ひたが、後年之を廢して單に字名のみに用ひ、又久保・天神林の區名は明治の末期に於て字二本松を加へて、之を美和區と改めた。後大正十年九月町會に於て區名を左の如く改正した。

- 宮本町區 泉町區 上町區 七軒町區 照若町區 仲町區 本町區
- 臺町區 伊丹堂區 諏訪新田區 美和區 大林區

昭和八年八月町會の議決を以て美和區の住民を本町・臺町・宮本町の各區に編入し、區數を十一區に變更した。區設定初期の區長を擧ぐれば左の通り(明治二十三年八月)

- 宮本町 境野 傳七 泉町 家高文次郎 上町 中村藤吉 七軒町 關根寅松
- 照若町 田村徳次郎 仲町 磯崎菊次郎 本町 大野吉平 臺町 千田徳三郎

伊丹堂 日向周三郎 天久 神保 橋本菊次郎 諏訪 渡邊清作 大林 山田利三郎

降つて大正十年四月區規程設定以來町會に於て選定したる區長並に區長代理者左の如し。

(註明治二十二年區の分割の初より、大正十年區規程設定迄は、區長は其の區の任意に定めたが、大正十年以降は町村制の規定により町會に於て選定した。)

區長 大正十年四月選任

喜速金三郎、川上庄左衛門、松本多三郎、福島彦太郎、加藤新太郎、日向鷹、坂上和平

鴨田彌三郎、日向彌生治、細野龜吉、山田繁治、坂上幸吉

區長代理者 大正十年四月選任

富田豊太郎、家高嘉一郎、川瀬徳平、青木福太郎、乾幸太郎、篠崎仲五郎、内田一郎

新井米太郎、野枝鉦太郎、瀬山仙五郎、坂上喜市、坂上三三

區長 大正十二年二月選任

戸谷龜吉

區長代理者 大正十二年二月選任

廣江 佐吾

區長 大正十二年四月選任

清水善平、富澤定七、三角喜三郎、渡邊清作、山田總太郎、山田龜次郎

區長代理者 大正十二年四月選任

江原吉三郎、根岸傳十郎、中田只三郎、日向金市郎、秋和常吉、榊田萬太郎、山田忠太郎

區長 大正十四年四月選任

森田庄三郎、森田徳右衛門、木村三郎平、福島彦太郎、瀬山銀平、福島喜重、平岡庫次郎

奈良品吉、野枝鉦太郎、渡邊豊松、坂上喜市、山田忠次郎

區長代理者 大正十四年四月選任

橋本太橋、茂木甚一、寺島金次郎、高橋重作、長谷川森之助、金子親和、細野武平

坂上誠十郎、坂上幸吉

區長 大正十五年五月選任

高橋重作、河野右作

區長代理者 大正十五年五月選任

折茂萬藏、牛久保正信

區長 昭和二年五月選任

橋本太橋、茂木仁、塚越幸次郎、五十嵐信重、瀬山銀平、杉山半六、宮永喜七郎、太田福太郎

増野久五郎、田口縫、坂上良作、坂上三三

區長代理者 昭和二年五月選任

勝間政七郎、渡邊清作、藤田直次郎、青木悅延、渡邊淺五郎、栗田三郎、和田米吉、町田忠治

日向金市郎、細野實、山田億太郎、山田總五郎

區 長 昭和四年四月選任

勝間政七郎、家高嘉一郎、武正千代治、五十嵐信重、加藤新太郎、大木市太郎、河野彰一

栗原宇八、荒井萬五郎、細野久一、山田總太郎、坂上幸吉

區長代理者 昭和四年四月選任

横尾直作、長沼米太郎、若井重郎、土屋猪五郎、藤井信作、田島杖夫、齋藤清吉、加納留五郎

日向甚兵衛、渡邊慶作、榊田萬太郎、山田元晴

區長代理者 昭和五年九月選任

日向傳作

區 長 昭和六年四月選任

横尾直作、渡邊清作、根岸傳十郎、藤井信作、堀口吉重、加藤常三郎、栗原宇八、日向傳作

細野武平、坂上喜市、山田總五郎

區 長 昭和六年六月選任

小 暮 一 作

區長代理者 昭和六年四月選任

山口善作、小板橋光次、澤口博介、市田浪太郎、木戸準藏、越司順次郎、加納留五郎、中原幸親

藤井福次郎、山田億太郎、山田元晴

區長代理者 昭和六年六月選任

增澤奥治郎

區 長 昭和七年四月選任

森田德次郎、萩原善次郎、清水吉平、增澤奥治郎、山田峯吉

區長代理者 昭和七年四月選任

市田浪太郎、荻野美代七、内田七太郎、山田寛治

區長代理者 昭和七年六月選任

金井國治郎

區 長 昭和八年四月選任

山口善作、渡邊清作、林由次郎、金井國治郎、萩原善次郎、三角喜三郎、今井賢次郎

日向甚兵衛、渡邊一郎、坂上喜市、坂上幸吉

區長代理者 昭和八年四月選任

丸山榮一郎、小板橋光次、境野定吉、内藤忠司、市田浪太郎、桑原久藏、松本市郎、荻野義代七
四柳賢太郎、高橋正規、山田億太郎、山田清吉

區 長 昭和九年四月選任

戶 谷 龜 吉

區 長 昭和九年六月選任

清水吉平、青木福太郎

區長代理者 昭和九年六月選任

野坂鷺男、湯淺淺次郎

六、委 員

1、常設委員 任期三年

明治二十三年五月選任

持田直、半田治右衛門、金井萬吉、茂木善作

明治二十五年九月選任

望月久澄、武正伊三郎、關根寅松、森田宗助

明治二十七年九月選任

塚越伊三郎、千田德三郎、黒田孫平、宮下林平

明治三十一年八月選任

宮下林平、中原政七、望月久澄、中塚宗平

明治三十三年十月選任

武 正 萊 作

明治三十四年四月選任

中 原 政 七

明治三十六年二月選任

宮下林平、森 賢司、中原政七、武正萊作

明治三十九年二月選任

森 賢司、武正萊作、宮下林平、中原政七

明治四十三年九月選任

森 賢司、武正萊作、宮下林平、中原政七

(備考) 明治四十五年三月常設委員條例廢止

2、常設土木委員

大正十四年四月選任

土屋猪五郎、飯島彌平、荻野準平、三友安太郎、荻原元吉

昭和四年五月選任

宮永喜七郎、飯島彌平、久保村祝藏、中原政太郎、土屋猪五郎

昭和八年四月選任

勝間政七郎、栗田三郎、鶴巻源吾、高橋福松、今井賢次郎

3、常設參事委員

大正十一年六月選任

戸谷六三郎、持田善太郎、中原政七

大正十二年六月同

森賢司、戸谷六三郎、松本純次

大正十四年四月同

小暮秀夫、設樂真三郎、持田善太郎

大正十五年五月同

中原政太郎、持田善太郎、設樂真三郎

昭和二年五月同

戸谷六三郎、山口金藏、森賢司

昭和三年五月同

持田善太郎、設樂真三郎、澁谷伸

昭和四年五月同

戸谷龜吉、森賢司、戸谷六三郎

4、常設税制審査委員

大正十四年四月選任

鴨田彌三郎、戸谷六三郎、戸谷間四郎、小暮秀夫、持田善太郎、若山泰介、相羽喜三郎

昭和四年五月選任

相羽喜三郎、鹽原圭次郎、馬場安吉、中島一十郎、古作與吉、町田忠治、栗原宇八

昭和八年四月選任

荻野美代七、立石伊三郎、和田米吉、小暮一作、田中柳三郎、根岸良平、武正千代治

5、學務委員

明治廿五年六月選任 花岡綱三郎(教員)

明治廿五年十二月選任 關根寅松

同 廿五年八月同 森田宗助、田村伊勢七

同 廿七年九月同 松本文作、内田忠造

明治廿七年十月選任	中原雅郎(教員)	大正三年三月選任	中原政七、森田宗助
同 廿八年四月同	加藤大造(教員)	同 上	河野健三郎
同 廿九年八月同	中原政七	同 六年六月同	小林濱次郎
同 三十年八月同	林綱五郎(教員)	同 七年四月同	河野健三郎、中原政七
同 卅二年十月同	三輪宰吉郎(教員)	同 上	宮下林平
同 卅四年三月同	森田宗助	同 八年三月同	持田善太郎
同 卅六年十月同	日向周三郎	同 八年五月同	坂本哲朗(教員)
同 卅九年二月同	中原政七、森田宗助	同 九年七月同	福原惣三(教員)
同 上	日向周三郎	同 十年十一月同	戸谷六三郎
同 四十二年三月同	小林濱次郎	同 十一年六月同	木村三郎平、河野健三郎
同 上	奥正次郎(教員)	同 十一年九月同	戸谷六三郎、内田宏三郎
同 四十三年二月同	中原政七、森田宗助	同 十二年六月同	加藤延太郎(教員)
同 上	日向周三郎	同 十四年十月同	栗田三郎
同 四十四年五月同	新藤悌助(教員)	同 十五年六月同	今井賢次郎、栗田三郎
大正二年 四月同	小林濱次郎	同 上	澁谷伸、若山泰介

第三節 町 會

第一、町村制施行以前の町會

一、町會の創設

明治十一年七月太政官布告第十七號を以て、郡區町村編制法を發布せられ、明治十二年九月埼玉縣布達を以て、町村會規則を公布せらる。依つて當町は同年十月六日各町總代人の協議に依り左の方を定めて第一回町會議員の選舉を行つた。當選者は左の如くである。

選 舉 方 法

宮本町、泉町、上町、仲町、本町、臺町より	十八名
照若町、七軒町より	四名
五 廓(諏訪、伊丹堂、大林、久保、天神)	四名
計二十六名	

●第一回町會議員 明治十二年十月選舉

細野金作、荒井定吉、山田丑五郎、渡邊孫衛、大江田薫、河野四郎治、中原吉郎、堤平吉、渡邊平八、瀬山知規、伊藤清一郎、榊原金平、藤田傳平、松本紋三郎、本間平三郎、武正伊三郎、大谷彦太郎、内田伊六、戸谷半藏、荒井政衛、宮下林平、古川芳平、丸橋七郎、田村徳二郎、戸谷貞次、森田善衛、

議長 森田善衛、 副議長 戸谷貞次、 甲組幹事 瀬山知規、 委員 河野四郎治

乙組幹事 丸橋七郎、 委員 荒井政衛

二、町會の第一次組織改正

明治十三年四月太政官布告第十八號を以て區町村會法を發布せられ、町村は町村會規則を定めて縣令(今^の知事)の裁定を受けることとなつた。依つて當町は埼玉縣布達の準則に基き町會規則を設け同年九月十一日縣令の裁定を経て、同年十月十日町會議員の改選を行つた。

●第二回町會議員 明治十三年十月選舉

松本紋三郎、境野勘三郎、戸谷貞次、森田松藏、江原和一、小暮榮藏(十三年十月退職)、宮下武平(十三年十月就職)、塚越伊三郎、山口金藏、倉上幸内、中村軍次郎、小倉紅於、伊藤清一郎、織茂九郎平、渡邊孫衛、半田治右衛門、瀬山知規、河野四郎治、新井宇金吾、堤平六、古川芳平、荒井定吉、細野金作

榊田金平、山田惣三郎、丸橋七郎、森田犬太郎、 議長 森田犬太郎、副議長 丸橋七郎

●第三回町會議員 明治十五年一月改選

森田庄七、黒田孫平、根岸徳次郎、江原和一、家高文次郎、中原吉郎、塚越伊三郎、戸谷半藏、藤田傳平、田村徳次郎、大江田薫、織茂九郎平、淺見清平、瀬山知規、諸井恒平、諸井治郎、丸橋七郎、森田犬太郎、河野四郎治、新井宇金吾、堤平六、古川芳平、榊田金平、山田惣三郎、荒井定吉、細野金作、 議長 諸井治郎、副議長 森田犬太郎

●第四回町會議員 明治十七年五月改選

松本紋三郎、森田庄七、黒田孫平、本間平三郎、宮下林平、家高文次郎、戸谷半藏、塚越伊三郎、藤田傳平、大江田薫、瀬山銀平、淺見清平、諸井治郎、諸井恒平、日向保平、森田理三郎、丸橋七郎、河野四郎治、新井宇金吾、千田徳三郎、織茂九郎平、山田音五郎、渡邊理作、堤平六、榊田金平、荒井定吉

三、町會の第二次組織改正

明治十七年五月太政官布告第十四號を以て區町村會法を改正せられ、同年六月埼玉縣甲第三十三號を以て町村會規則を布達せられた。改正の要點は

議員定數 十人以下 任期 六年 議長 戸長

即ち此の規則により町會議員の改選を行ひたるに當選者は左の如くであつた。

第五回町會議員 明治十七年七月改選

黒田孫平、中原吉郎、塚越伊三郎、織茂九郎平(十九年八月退職)伊藤清一郎(十九年十一月)田村徳次郎
諸井治郎、河野四郎治、新井宇金吾、秋和伊平、山田音五郎

第二、町村制施行以後の町會

一、最初の町會

明治二十二年四月町村制施行せられ、従前の町會を廢止し、更に町村制の規定に依り町會を組織した。其の組織要領を摘記すれば左の如くである。

議員定數 十八人(議員定數は人口の多少に依る、當町は人口五千人以上一萬未滿なるを以て十八人と定む)

内 定員の二分一 九人……………一級選舉人より選出
同 上 九人……………二級選舉人より選出

(註 一級選舉人とは町税總額の二分の一以上を負擔する多額納税者より成る選舉人で其餘の選舉有權者は二級選舉人とする)

議員の任期 六年 三年毎に各級の半數を改選する

町會議長 町長之に當る

第一回町會議員 明治二十二年四月二十三日總選舉

(註 二十三日は二級選舉日で二十三日は一級選舉日である。氏名の下括弧内の數字は退職年月日である。)

境野 傳 七 (二四年三、三)	黒田 孫 平 (二四年三、二九)	戸 谷 貞 次 (二五年四、二)
宮下 林 平 (二四年三、二七)	中 原 吉 郎 (二四年三、二七)	細 野 孝 七 (二四年三、二七)
中村 藤 吉 (二四年三、二七)	塚 越 伊 三 郎 (二四年三、二七)	藤 田 傳 平 (二四年三、二八)
諸井 興 久 (二四年三、二八)	半 田 治 右 衛 門 (二四年三、三)	諸 井 逸 郎 (二五年四、二)
日向 保 平 (二四年三、二七)	戸 谷 八 郎 左 衛 門 (二四年三、二八)	森 田 犬 太 郎 (二四年三、二七)
田 村 觀 (二四年三、二六)	持 田 直 (二四年三、二八)	森 田 宗 助 (二四年三、三)
補缺選舉町會議員	明治二十四年四月二十六日補缺選舉	
小澤 芳 三 (二五年四、三)	黒 田 孫 平 (二七年五、一)	半 田 治 右 衛 門 (二五年四、三)
小池 森 三 郎 (二五年四、三)	持 田 直 (二八年三、三)	望 月 久 澄 (二五年四、三)
金井 萬 吉 (二五年四、三)	日 向 周 三 郎 (二七年四、二)	森 田 宗 助 (二八年三、三)
日向 保 平 (二五年四、三)	鈴 木 光 貞 (二五年四、二)	茂 木 善 作 (二八年三、三)
諸井 興 久 (二五年一、四)	日 向 豊 太 郎 (二六年一、四死)	若 井 榮 藏 (二五年四、二)
中山 卯 之 三 郎 (二五年四、二)		

第二回町會議員 明治二十五年四月二十三日定期改選

望 月 久 澄 (二七年四、三) 小池 森 三 郎 (二七年五、一) 中 原 政 七 (二七年五、一)

若井榮藏(七年五、一) 小暮七郎治(三四年、三) 森田犬太郎(五年八、二五)

戸谷貞次(七年五、一) 塚越伊三郎(五年八、二四) 小澤芳三(五年四、二五)

田村伊勢七(三四年、二)

補缺町會議員

河野四郎治(明二五、四、二二選) 中村藤吉(明二五、五、五選)

雨森氏正(明二五、二、一九選) 鈴木光貞(明二五、四、一〇選)

補缺町會議員

内田忠造(三四年、三) 明治二十七年七月六日補缺選舉 黒田孫平(三四年、三) 宮下林平(三四年、二)

森田藤四郎(三四年、二) 中原政七(二年三、三) 雨森氏正(二年三、三)

清水善平(三四年、三) 小暮盛四郎(三四年、三) 松本文作(二年五、一六)

喜速金三郎(三四年、三) 市橋勝三郎(二年三、三) 若井榮藏(二年三、三)

戸谷貞次(二年三、三)

第三回町會議員

若井榮藏(三四年、三) 明治二十八年四月二日定期改選 中原政七(三四年、三) 戸谷半六(三四年三、三)

内田豊次郎(三年一、一〇) 雨森氏正(三年一〇、二) 森田宗助(三四年三、三)

持田直(三四年、三) 日向周三郎(三四年、三)

第四回町會議員

宮下林平(三七年四、二) 明治三十一年四月二十二日定期改選 諸井孝次郎(三年三、七) 田村伊勢七(三年五、二四)

森田藤四郎(三七年四、二) 小林濱次郎(三七年四、二) 田中長十郎(三七年四、二)

中塚宗平(三年月不詳) 清水善平(三七年四、二) 内田忠造(三年九、一〇)

喜速金三郎(三七年四、二)

補缺町會議員

石井惣七(三年八、一八) 明治三十三年二月二十日補缺選舉 伊藤清一郎(三七年四、二) 北島長太郎(三四年三、三)

黒田孫平(三四年三、三)

第五回町會議員

持田直(四〇年三、三) 明治三十四年四月二日定期改選 河野健三郎(四〇年三、三) 森田宗助(四〇年三、三)

北島長太郎(三四年一、三〇死) 中原政七(四〇年四、一) 武正萊作(四〇年四、一)

日向周三郎(四〇年四、一) 中村安次(三九年二、三) 五十嵐千代吉(三七年四、二)

補缺町會議員

石井惣七(四〇年三、三) 明治三十六年一月二十日補缺選舉 藤尾仙太郎(三七年四、三)

第六回町會議員 明治三十七年四月二十三日定期改選

伊藤清一郎(三九年一、三死) 森田又市(三九年四、二天) 田村伊勢七(四〇年三、一一)
 田中長十郎(四四年四、三) 山田利三郎(四四年四、二) 小林濱次郎(四四年四、三)
 境野喜六(四三年三、四死) 宮下林平(四四年四、三) 清水善平(四四年四、三)
 喜速金三郎(四四年四、三)

補選 町會議員 明治四十年四月一日補缺選舉

丸山善太郎(四四年四、三) 瀨山銀平(四四年四、三) 内田宏三郎(四四年四、二)

第七回町會議員 明治四十年四月二日定期改選

森田宗助(大正三、三、三) 中原政七(大正三、三、三) 森田英太郎(大正三、三、三)
 中塚嘉藏(大正三、三、三) 河野健三郎(大正四、一、一) 日向保平(大正二、四、一)
 武正萊作(大正三、四、一) 日向周三郎(大正三、四、一)

第八回町會議員 明治四十三年四月二十二日定期改選及増員選舉

江原吉三郎(大正三、三、三) 渡邊清作(大正三、三、三) 宮下林平(大正三、三、三)
 小林濱次郎(大正三、三、三) 高柳只七(大正元九、〇死) 大塚由藏(大正三、三、三)
 鶴巻源吾(大正三、三、三) 中原吉次(大正三、三、三) 内田宏三郎(明治四五、三、六)

瀨山銀平(大正二、四、一) 丸山善太郎(大正二、四、一) 喜速金三郎(大正二、四、一)
 清水善平(大正三、四、一) 戸谷八郎左衛門(大正三、四、一) 持田直(大正三、四、一)
 木村三郎平(大正三、四、一)

(註)此年より人口一萬以上二萬以下の町村に該當し議員定員二十四人となる。

二、町會の第一次組織改正

明治四十四年四月町村制の改正に依り、町會組織の方法を改め次の總選舉より施行せらる。其の改正の要點を擧げると

1、従來は連記投票にて、他人に代書せしむるも効力ありしが、今回は單記投票とし選舉人の自書することを必要條件とする。

2、議員の任期を四年とし任期滿了毎に全員を改選する。

此の改正により始めて議員の總選舉を行ひたるに其の結果は左の如くであつた。

第九回町會議員 大正二年四月二日總選舉

中原政七(大正六、三、三一) 關根寅松(同) 中村庫二郎(同) 山田惣太郎(同)
 持田善太郎(同) 鶴巻源吾(同) 戸谷六三郎(同) 内田宏三郎(同)
 喜速金三郎(同) 清水善平(同) 金井春吉(同) 森田英太郎(同)

高柳彌作(同) 小林濱次郎(同) 望月久嶽(同) 武政兼作(同)
 木村三郎平(同) 瀬山銀平(同) 戸谷八郎左衛門(同) 森田宗助(同)
 河野健三郎(同) 森賢司(同) 宮下林平(同) 境野芳三(同)

第十回町會議員 大正六年四月二日總選舉

後藤才吉(大正一〇) 中原政七(同) 持田善太郎(同) 森田徳右衛門(同)
 高木清次郎(大正七、三六死) 山田安太郎(大正一〇) 高柳彌作(同) 森田英太郎(同)
 戸谷六三郎(同) 内田宏三郎(同) 中村庫二郎(同) 喜速金三郎(同)
 戸谷八郎左衛門(同) 森田芳次郎(同) 宮下林平(同) 小林濱次郎(同)
 武正兼作(同) 山川團次(同) 木村三郎平(同) 森田莊七(同)
 森賢司(同) 河野健三郎(同) 細野由太郎(同) 松本純次(同)

第十一回町會議員 大正十年四月二日總選舉

森田徳次郎(大正一四) 中原政七(同) 澁谷伸(同) 關口松三郎(同)
 中島一十郎(同) 瀬山吉平(同) 戸谷六三郎(同) 茂木仁(同)
 山田龜次郎(同) 高橋重作(同) 内田宏三郎(同) 山田總太郎(同)
 森賢司(同) 河野健三郎(同) 宮下林平(同) 武正兼策(大正一〇、三三死)

三、町會の第二次組織改正

木村三郎平(大正一四) 森田英太郎(同) 持田善太郎(同) 中山惠三(大正一〇、九七死)
 高柳彌作(大正一四) 鶴巻源吾(同) 松本近四郎(同) 松本純次(同)

大正十年四月十一日法律第五十九號を以て町村制の一部が改正せられた。其の要點は
 1、選舉權は從來町稅負擔の外地租若しくは直接國稅年額貳圓以上を納むるを要件としたが今回は
 地租若しくは直接國稅納額の制限を撤廢した。
 2、選舉人は從來二級に分ち各級に於て議員の半數を選舉したが、今回は此の級別を撤廢して、議
 員全員を同時に選舉することにした。
 此の改正法は次の總選舉から施行せられ、當町は大正十四年の總選舉から施行した。

第十二回町會議員 大正十四年四月一日總選舉

松本純次(昭和四) 中島一十郎(同) 戸谷六三郎(同) 荻野準平(同)
 中原政太郎(同) 山口金藏(同) 荻原元吉(昭和三、七死) 設樂眞三郎(昭和四、三、三)
 栗田三郎(同) 若山泰助(同) 土屋猪五郎(同) 小暮一作(同)
 田中吉太郎(大正一四、六死) 相羽喜三郎(昭和四、三、三一) 戸谷間四郎(同) 持田善太郎(同)
 小暮秀夫(大正四、二、〇、有給助役) 飯島彌平(昭和四、三、三一) 今井賢次郎(同) 澁谷伸(同)

森田英太郎(同) 鴨田彌三郎(昭和三) 三友安太郎(昭和四) 森賢司(同)

四、町會の第三次組織改正(普通選舉)

大正十五年六月法律第七十五號を以て町村制の一部に改正を加へ、公民權及町會議員の選舉に就いては次の總選舉より施行することになった。其の要點は

1、公民權は從來町村税の納税資格を第一要件としたが、今回は此の要件を撤廢して、單に年齢と住居の年數に制限を置いた。

2、小學校教員及神職僧侶諸宗教師等は從來被選舉權が無かつたが今回は之に被選舉權を與へられた。

3、從來は盲人の點字投票を認めなかつたが今回は之を認めることになった。

以下は此の改正法によつて選舉を行つたものである。

第十三回町會議員 昭和四年四月一日總選舉

小口 寧(昭和八)	古作 與吉(同)	相羽喜三郎(同)	中原政太郎(同)
鹽原圭次郎(同)	五十嵐半平(同)	森田英太郎(同)	中島一十郎(同)
栗原宇八(同)	馬場安吉(同)	飯島彌平(同)	山口金藏(同)
町田忠治(同)	森賢司(同)	宮永喜七郎(同)	戸谷六三郎(同)
高橋重作(同)	澁谷伸(同)	栗田三郎(同)	戸谷龜吉(同)

土屋猪五郎(同) 久保村祝藏(同) 中村庫二郎(同) 今井賢次郎(同)

第十四回町會議員 昭和八年四月一日總選舉

高橋 福松	武正千代治	根岸 良平	増澤 與治郎
今井賢次郎	立石伊三郎	荻野美代七	小暮 一作
岩片仁之作	田中柳三郎	戸谷 龜吉	神座 龜次郎
栗田 三郎	馬場 安吉	鶴卷 源吾	古作 與吉
森 賢司	中島一十郎	相羽喜三郎	勝間政七郎
澁谷 伸	和田米吉	庄子銀助	鹽原圭次郎

(以上現任)

第四節 教育

第一、小學校

教育制度の變遷 小學校の教科は學制の改正により、種々の變遷があつた。學校の沿革を述べる前に之が概要を記述する。

1、明治五年の學制、小學校

(イ)下等科 八級より一級まで 四ケ年(兒童六歳より九歳まで)
(ロ)上等科 八級より一級まで 四ケ年(兒童十歳より十三歳まで)

2、明治十二年教育令 小學校

(イ)小學教科 初級より一級まで 三ケ年半 (兒童六年より十四年迄を學齡とする)
(ロ)小學高等科 五級より一級まで 二ケ年半

3、明治十三年教育令 小學校(兒童年齡同前)

(イ)初等科 六級より一級まで 三ケ年
(ロ)中等科 六級より一級まで 三ケ年
(ハ)高等科 四級より一級まで 二ケ年

4、明治十九年小學校令 小學校を分ちて二種とする(兒童同前)

(イ)尋常小學校 一年級より四年級まで 四ケ年
(ロ)高等小學校 一年級より四年級まで 四ケ年

5、明治二十五年小學校令 小學校を分ちて三種とする(兒童同前)

(イ)尋常小學校 一學年より四學年まで 四ケ年
(ロ)高等小學校 一學年より四學年まで 四ケ年
(ハ)尋常高等小學校 前記兩校を併置せるもの

6、明治三十四年小學校令 (學齡兒童は尋常小學校に就學する義務を負はざる所謂義務教育となる)

(イ)尋常小學校 四ケ年(義務教育)
(ロ)高等小學校 四ケ年
(ハ)尋常高等小學校 兩校併置せるもの

7、明治四十一年小學校令

(イ)尋常小學校 六ケ年(義務教育)
(ロ)高等小學校 二ケ年(但し三ケ年とすることを得)
(ハ)尋常高等小學校 前記兩校を併置せるもの

一、本庄小學校 (明治十九年までは尋常科及高等科)

1、小學校の創立

明治五年八月學制頒布せられ、舊幕以來の寺小屋を廢して、小學校を設立した。當町は明治六年六月二十六日開善寺を假校舍に充て初めて小學校を開始した。初代の校長は澤村承で、兒童は二六九人、内男一七六、女九三であつた。

2、小學校舎の建築

明治二十四年十月當町字土取場二千二百三十三番地の一(今の七軒町)に敷地一千三百八十六坪を購入して、本館として間口六間奥行四間半の木造瓦葺二階建及びその左右に、間口奥行共に三間の木造瓦葺添家各一棟と、更に間口二十二間奥行三間及間口二十九間奥行三間の木造平屋二棟の新築に

着手、翌年六月竣工したので、六月二十六日是に移轉した。

此の時又間口三間奥行五間の木造瓦葺平屋物置附一棟(小使室)を建築し、別に又木造瓦葺井戸屋形二棟、便所二ヶ所を設けて設備を完成した。

3、校地校舎の擴張

明治三十年七月校舎の西部に敷地六百四十坪を擴張し、其所に間口二十間奥行三間半の木造瓦葺平屋一棟を増築した。

二、組合立高等小學校

1、高等小學校の設立

明治十九年四月發布の小學校令により、同二十年四月本庄町・藤田村・仁手村・旭村・北泉村・神保原村・七本木村・長幡村・賀美村の一町八ヶ村を以て學校組合を組織し、組合立高等小學校を設立し、開善寺内に假校舎を設け授業を開始した。校長は望月久知であつた。

2、組合組織の變更

明治二十五年九月三十日從來の組合を解散して、更に本庄町外十ヶ村を(新に共和村東見玉村を加へて)以て組合を組織した。廿九年三月又之を解散して、本庄町・仁手村・旭村の一町二ヶ村の組合立高等小學校とした

3、校舎假用と校舎の建築

明治二十年高等小學校創立の當時は、開善寺を教室に充用したが、同二十五年六月尋常小學校校舎を竣工すると共に、其の校舎の一部に於て授業を施した。其の後児童数の増加に連れて、校舎狹隘となりしを以て、三十三年十一月本庄町字上北原一千七百番地(現在の校地)に校地を選定し、間口二十三間奥行四間半、内廊下附瓦葺二階建の本館と、その右側に奥行十二間半間口五間、その左側に奥行二十間間口五間の内廊下附木造平屋二棟を建築し同月二日之に移轉した。(小學校令の舊校舎)

4、校舎増築

明治三十六年九月本校舎の西南部に間口六間奥行十間の教室一棟を増築した。

5、組合立高等小學校の廢止

明治四十一年三月三十一日改正小學校令の施行により、修業年限は尋常科六ヶ年、高等科二ヶ年となつたので、本庄町外二ヶ村組合立高等小學校を廢止した。依つて同年四月一日本庄町立男子尋常高等小學校及同女子尋常高等小學校を設立した。

三、本庄男子尋常高等小學校

明治四十一年四月一日本庄男子尋常高等小學校を設立し、校舎は七軒町字土取場なる舊尋常小學校舎を充用した。時の校長は三輪宰吉郎氏であつた。

校地の擴張

大正元年十二月學務委員會に於て運動場擴張の議起り、翌年校舎の西裏に約三百坪の地所を借入れ運動場とした。

四、本庄女子尋常高等小學校

明治四十一年四月一日本庄女子尋常高等小學校を設立し、校舎は當町字上北原なる舊組合立高等小學校舎を充用した。時の校長は奥正次郎氏であつた。校舎の増築

明治四十二年一月校舎の東部に間口十二間奥行五間半の裁縫室兼用二階建教室一棟を増築した。此の校舎は本庄町立裁縫學校に用ひ、一部を小學校に使用する目的であつた。

五、本庄尋常高等小學校

1、校數並位置變更指定

男子小學校と女子小學校とを合併し、一校となすの必要を認めて、大正三年八月二十七日兒玉郡長より町立尋常小學校校數並に位置の指定を受けた。

一、校 數 壹

二、位 置

男子部 本庄町字土取場二千二百三十三番の一
女子部 本庄町字上北原一千七百番

2、高等小學校併置

大正三年八月三十一日尋常小學校に高等小學校の教科を併置するの件を本縣知事より認可せられ、本庄尋常高等小學校と稱す。時の校長は新藤佛助氏であつた。

3、校舎の新築と男子部女子部の併合

大正十四年十月十一日字上北原に校地三町九段九畝十一歩を買收し、工費拾萬六百餘圓を投じて、木造瓦葺二階建桁行四十九間梁間五間五分、建坪二百六十九坪五合の校舎二棟其の他附屬建物を新築し翌十一月男子部校舎校地を廢止して、學童全部を新築校舎に收容し、始めて一校の實現を見るに至つた。時の校長は加藤延太郎氏である。

4、校舎増築

昭和五年三月工費壹萬九千參百圓を以て、木造瓦葺二階建桁行二十六間梁間五間二尺五寸、建坪百三十六坪五合一棟外便所十坪一棟を増築した。

5、奉安殿建築

昭和五年三月工費貳千八百九拾圓を以て鐵筋コンクリート造りの、御眞影奉安殿一棟を建築した。

六、小學校職員及兒童

1、小學校長並職員

回本庄尋常小學校長

就職	退職	氏名
明治六年	不詳	澤村 承
不詳	同	北山 經乘
明治十三年八月	明治十八年一月	櫻井 光華
同 十八年二月	明治廿五年一月	望月 久知
同 廿六年三月	同 廿九年四月	中原 雅郎
同 三十年八月	同 卅二年六月	林 綱五郎
同 卅二年八月	同 四十二年三月	三輪 宰吉郎

回組合立本庄高等小學校長

明治二十年四月	明治廿五年一月	望月 久知
同 廿六年三月	同 廿九年四月	中原 雅郎
同 三十年七月	同 卅五年一月	塚越 柳助
同 卅五年五月	同 卅七年四月	山脇 傳太郎
同 卅八年一月	同 四十年八月	溝淵 貞重

回本庄男子尋常高等小學校長

就職	退職	氏名
明治四十二年四月	明治四十四年四月	三輪 宰吉郎
同 四十四年四月	大正三年八月	新藤 悌助

回本庄女子尋常高等小學校長

明治四十二年四月	大正三年六月	奧 正次郎
----------	--------	-------

回本庄尋常高等小學校長

大正三年八月	大正七年五月	新藤 悌助
同 七年七月	同 八年三月	高田 仙治
同 八年四月	同 九年五月	坂本 哲朗
同 九年六月	同 十二年五月	福原 惣三
同 十二年六月	昭和二年三月	加藤 延太郎
昭和二年三月	同 八年九月(死亡)	坂口 福作
同 八年十月	(現任)	富澤 茂重

回本庄尋常高等小學校職員一覽

本校就任年月日	資格	職名	氏名
---------	----	----	----

(昭和九年十二月現在)

本校就任年月日	資格	職名	氏名
昭八、九、三〇	小本正	校訓導長兼	富澤 茂重
同 七、三、三	小本正	訓導	茂木 豊次郎
同 四、三、三	小本正	同	丸山 慶太郎
同 日	同	同	久米 昇司
同 五、八、三	同	同	福島 保一
同 四、三、三	尋正	同	萩原 四郎
同 二、三、三	尋正	同	久保田 豊太郎
同 六、三、三	尋正	同	高橋 作太郎
同 九、三、三	小本正	同	吉田 鶴雄
同 七、三、三	同	同	市川 いち
同 四、三、三	小本正	訓導	橋本 比古作
同 四、八、三	小本正、文檢(修法、綴)	同	櫻澤 恒久
同 八、三、三	小本正	同	小岩 井友次
同 五、三、三	同	同	櫻井 榮
同 一、三、三	同	同	山下 梅生
同 四、三、三	同	同	宮下 達也
同 三、三、三	同	同	橋本 久己
同 六、三、三	尋正	同	田村 英三郎
同 九、三、三	文檢(體操)	同	橋爪 隆治
同 八、三、三	小本正	同	宮崎 千代
同 八、三、三	同	同	飯島 信雄
同 四、三、三	同	同	小暮 政雄
同 八、三、三	同	同	高橋 三郎
同 五、三、三	同	同	飯島 文太郎
同 九、三、三	同	同	黒川 妙
同 五、三、三	同	同	根岸 二郎
同 六、三、三	同	同	野澤 實雄
同 七、三、三	同	同	堀口 喜代治
同 八、三、三	同	同	内野 恵一
同 七、三、三	同	同	茂木 芳雄
同 四、三、三	同	同	久米 源壽
同 七、三、三	尋正	同	角田 しん
同 三、三、三	小本正	同	金井 義次
同 五、三、三	同	同	神保 ひさ
同 七、三、三	同	同	瀬上 美喜
同 八、三、三	同	同	福地 雅子
同 三、三、三	同	同	小峯 ちか
同 六、三、三	同	同	飯島 勝江
同 九、三、三	同	同	四柳 富美子
同 八、三、三	同	同	飯島 マツ

2、兒童並卒業生

回本庄小學校

年 度	男	女	計	在籍兒童	教 科	男 卒	女 業	計 生
昭五、四、三〇	尋正	同	同	今井良造	昭三、三、三	專正(商)	訓導	坂野福十郎
同八、三、三	尋正(農)	同	同	小林六郎	同七、三、三	小本正	同	強矢信三
同 日	尋正	同	同	倉本梅子	同七、一〇、九	小准	同	茂木千代子
大正三、三、三	專正(音)	同	同	鈴木敬基	同八、五、二七	小本正	代用	小林誠之助
昭七、一、三〇	專正(裁)	同	同	吉野ふさ	同八、九、三〇	文檢(英語)	同	窪田守義
同七、三、三	尋正(專正(英))	同	同	内野久世	同九、四、五	小准	同	山田シヤウ
	文檢(英語)	同	同					
明治六年	兒童數	二六九	二六九	下等科・上等科				
明治十三年	二八二	二八二	二八二	初等科・中等科・高等科				
明治十六年	四八〇	四八〇	四八〇	全				
明治十八年	五六二	五六二	五六二	全				
回本庄尋常小學校 (修業年限四ヶ年)								
明治二十一年	不詳	不詳	四四〇			二〇	二八	四八

回本庄男子尋常高等小學校尋常科並本庄女子尋常高等小學校尋常科(修業年限六ヶ年)

年 度	男	女	計	在籍兒童	男 卒	女 業	計 生
同二十六年	二三七	一九七	四三四	二八	三六	六四	六四
同二十七年	二五五	二二〇	四七五	四五	二九	七四	七四
同三十年	四一四	三四三	七五七	四八	三三	八一	八一
同三十七年	三四五	三八三	七二八	八一	八六	一六七	一六七
同三十八年	三七五	三七五	七五〇	六二	五五	一一七	一一七
同三十九年	四二〇	三八三	八〇三	七一	六四	一三五	一三五
同四十年	四四九	四〇四	八五三	七八	七四	一五二	一五二
同四十一年	四六六	四〇七	八七三	八一	五三	一三四	一三四
明治四十二年	五七七	五四二	一一一九	四八	四二	九〇	九〇
同四十三年	六三〇	五三五	一一六五	五七	二七	八四	八四
同四十四年	六二八	五七九	一二〇七	四〇	三九	七九	七九
大正元年	六一二	五八二	一一九四	七七	三五	一一二	一一二
同二年	五九七	五七七	一一七四	六五	三一	九六	九六

回本庄尋常高等小學校尋常科 (修業年限六ヶ年)

年	度	男	女	計	卒	業	生
大正三年		六四八	六六〇	一、三〇八	七九	七四	一五三
同		六七五	六七六	一、三五五	八三	七二	一五五
同		六七一	七〇九	一、三八〇	九〇	八七	一七七
同		七〇四	七四一	一、四四五	八六	七六	一六二
同		七四三	七四〇	一、四八三	九〇	七六	一七七
同		七七五	七四二	一、五一七	九〇	八七	一七七
同		八一七	七六八	一、五八五	九〇	八七	一七七
同		七八五	八〇九	一、五九四	九〇	八七	一七七
同		八一三	八〇六	一、六一九	九〇	八七	一七七
同		八七〇	八一九	一、六八九	九〇	八七	一七七
同		八六五	七九〇	一、六五五	九〇	八七	一七七
同		八八〇	八〇〇	一、六八〇	九〇	八七	一七七
昭和二年		九〇五	八二五	一、七三〇	九〇	八七	一七七
同		九〇六	八四一	一、七四七	九〇	八七	一七七
同		九三〇	八六八	一、七九八	九〇	八七	一七七
同		九六四	八一九	一、八八二	九〇	八七	一七七
同		一、〇〇八	九五六	一、九六四	九〇	八七	一七七

年	度	男	女	計	卒	業	生
同		一、〇三四	九六一	一、九九五	一四二	一五九	三〇一
同		一、〇九〇	一、〇一〇	二、一〇〇	一四八	一三一	二七九
同		一、一四八	一、〇五一	二、一九九	一五七	一三三	二七〇

同本庄男子尋常高等小學校高等科並本庄女子尋常高等小學校高等科(修業年限二ヶ年)

年	度	男	女	計	卒	業	生
明治四十二年		一〇四	八四	一八八	四八	四一	八九
同		一〇四	七二	一七六	三八	二七	六五
同		一一九	八九	二〇八	四七	三八	八五
同		一一七	八三	一九〇	四七	三五	八二
同		一一一	七七	一八八	四〇	三一	七一

同本庄尋常高等小學校高等科(修業年限二ヶ年)

年	度	男	女	計	卒	業	生
大正三年		一三〇	六八	一九八	五四	三一	八五
同		一二六	七七	二〇三	六〇	三六	九六
同		一三一	七八	二〇九	五三	三二	八五

嘱託	解嘱	職名	氏名	名
昭和六年	八三	二〇九	五七	三四
昭和七年	七七	二〇四	五三	三六
昭和八年	八五	二二二	五四	三七
昭和九年	一四	二八八	六一	四四
昭和十年	一三	二四六	九〇	五七
昭和十一年	一四	二七四	六一	四五
昭和十二年	一一	二七四	七五	四五
昭和十三年	八一	二四八	六一	四七
昭和十四年	六八	二〇九	五六	三五
昭和十五年	六八	一九八	六一	二七
昭和十六年	六九	二〇一	六一	三二
昭和十七年	七九	二〇九	四九	三一
昭和十八年	七八	二二二	四四	三五
昭和十九年	七九	二二二	七一	三五
昭和二十年	八五	二三六	七三	三六
昭和二十一年	七九	二二五	六四	四三
昭和二十二年	八六	二一七	六二	三四
昭和二十三年	八五	二二一	五八	四〇

本庄町誌

一三八

三、學校醫

第二、附設 町立商業補習學校

明治三十一年五月二日	明治四十一年三月卅一日	本庄小學校學校醫	森賢司
同 四十二年四月一日	大正三年八月三十一日	本庄男子小學校醫	鈴木貞
同 四十二年八月三十一日	同	本庄女子小學校醫	森賢司
大正三年八月三十一日	昭和二年三月三十一日	本庄尋常高等小學校醫	鈴木貞
同	同	同	森賢司
昭和二年五月三十一日	昭和五年六月二十九日	同	井岡良之助
同	同	同	望月久章
同 二年五月二十五日	同	同	高橋錦藏
同	同	同	宮田管之丞
同	同	同	岡部常吉
昭和五年四月一日	同	同	池田義之助
同 七年五月三十日	同	同	蓮沼賢哉

本校は大正七年四月の創立、校舎は小學校の校舎を充用してゐる。

1、修業年限 前期二ヶ年、後期二ヶ年と定め、後期卒業者のために研究科を置く。

2、教科目 修身・公民・國語・數學・商業

3、教授時間 一ヶ年を通じ小學校教授時間外に教授を行ふ。

4、職員 校長以下職員は小學校校長及び教員の兼務。

5、生徒及卒業生 創立以來毎年度の生徒及卒業者左の如し。